

令和元年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

令和元年8月30日（開会）

令和元年9月20日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和元年第三回定例会会議録

(令和元年九月)

垂水市議会

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（8 月 3 0 日）（金曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 報告第 7 号 上程	9
報告、質疑、表決	
1. 議案第 4 4 号・議案第 4 5 号 一括上程	1 1
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 4 6 号～議案第 4 9 号 一括上程	1 3
説明、質疑	
議案第 4 6 号～議案第 4 8 号 総務文教委員会付託	
議案第 4 9 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 5 0 号～議案第 5 4 号 一括上程	1 7
説明、質疑	
議案第 5 0 号・議案第 5 1 号 総務文教委員会付託	
議案第 5 2 号～議案第 5 4 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 5 5 号～議案第 5 8 号 一括上程	2 2
説明、休憩、全協、質疑、表決	
1. 議案第 5 9 号 上程	2 3
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 6 0 号 上程	2 4
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 6 1 号～議案第 6 6 号 一括上程	2 6
説明、質疑	
議案第 6 1 号 総務文教委員会付託	
議案第 6 2 号～議案第 6 6 号 産業厚生委員会付託	
1. 請願第 1 号及び陳情第 3 号並びに陳情第 4 号 一括上程	2 9
総務文教委員会付託	
1. 日程報告	2 9
1. 散 会	2 9

第2号（9月10日）（火曜日）

1. 開 議	3 2
1. 一般質問	3 2
川越 信男 議員	3 2
1 全国学力・学習状況調査について	
(1) 本市の状況について	
(2) アンケート調査の結果について	
(3) 本市の課題について	
(4) 学力向上への取組について	
2 固定資産家屋全棟調査について	
(1) 事業内容について	
(2) 事業完了後の課税について	
(3) 空き家対策に係る活用について	
3 たるみず特産品販路拡大支援事業について	
(1) 事業の成果について	
(2) 今年度の事業の計画について	
(3) 今後の取組について	
4 新庁舎整備事業について	
(1) 車座座談会について	
(2) 基本設計案パブリックコメントについて	
(3) 基本設計案について	
森 武一 議員	3 9
1 憲法、法律と条例の関係性の認識について	
(1) 憲法を頂点とした法令と条例（上位法と下位法）との関係への認識 について	
2 防災、災害復旧、観光分野へのドローンの活用の可能性について	
(1) 災害の多い本市において、防災、災害復旧などにドローンを活用す ることの現状と可能性	
(2) 観光振興にドローンを活用することの現状と可能性	
3 高速通信網整備に関して	
(1) 市としての取組状況	
4 新庁舎建設計画に関して	
(1) 市民への広報時の市長の姿勢について	

(2) 市民との合意形成の現段階について	
(3) 今後、議会が議決する事項は何があるのか	
(4) 地方自治法第4条と第222条との関係について	
前田 隆 議員	51
1 災害時における避難所の状況と自主防災組織の活動について	
(1) 避難指示で避難指定先に避難した人数と避難所の対応について	
(2) 避難所における避難者数は適正だったのか	
(3) 避難所に要した人件費及び物品費等の総額は	
(4) 避難準備、高齢者等避難開始発令時の自主防災組織の活動の現状は	
(5) 自主防災組織が活動しやすくするための支援をどのように考えているのか	
2 本城川発電所下の井堰について	
(1) 現在の井堰は水門側だけ開閉式となっており、他はコンクリートで堰き止められているが、その理由は	
(2) コンクリート部分を2箇所切り、水の流れを自然にすることで、土砂堆積を防止するようにできないのか	
池山 節夫 議員	59
1 新庁舎建設計画について	
(1) 車座座談会での市民の反応について	
(2) 建設予定地の市民の不安解消について	
(3) 防災拠点として建設を急ぐべきと考えるが、見解は	
2 教育行政について	
(1) 再任されて、垂水の教育への思いは	
(2) 全国学力テストについて	
(3) 教育委員会の自己評価と外部評価委員会の評価について	
(4) 垂水高校振興支援計画について	
3 障がい者の方の子育てについて	
(1) 行政の支援策について	
4 森林管理について	
(1) 市有林の森林管理について	
梅木 勇 議員	71
1 ごみの回収について	
(1) 収集状況を聞く	
(2) 資源物のリサイクル対策は	

(3) 粗大ごみについて	
2 広域交通ネットワークについて	
(1) 錦江湾横断道路建設・大隅横断道路建設構想の推進状況を聞く	
(2) これからの推進について	
3 新規農作物について	
(1) 試験栽培の結果を聞く	
(2) 今後の取組は	
池田 みすず 議員	78
1 幼稚園、保育所、認定子ども園を利用する子ども達への保育料補助について	
(1) 公約に掲げてある保育料補助（市の補助）の対象者について	
(2) 補助対象者見込数と予算の見込額について	
(3) 実施時期について	
2 産前産後のケア体制について	
(1) 産前産後ケアの取組状況について	
(2) 支援を受けた市民の方の反応と見えてきた課題について	
3 引きこもりの対策について	
(1) 引きこもり相談に対する体制について	
4 不登校の現状と対策について	
(1) 本市の中学校における3年間の不登校生徒数について	
(2) 不登校の原因について	
(3) 不登校生徒に対する学校と教育委員会の取り組んでいる対策について	
新原 勇 議員	83
1 野良猫及び外猫の糞害並びにエサやりについて	
(1) 野良猫の糞害とエサやりの現状は	
(2) 飼い猫と野良猫の区別のための首輪取付の推奨は	
2 本城川等の土砂・砂利の撤去について	
(1) 撤去した土砂等の再利用について	
3 潮彩町の現状について	
(1) 造成後20年経過したが費用対効果は	
(2) 垂水新港臨海部土地造成事業について	
(3) 住宅団地の申請について	
4 高校受験の枠組みについて	

(1) 鹿児島市のベッドタウン化と高校受験の特別枠の兼ね合いについて	
5 水産行政について	
(1) 種子島周辺漁業対策事業について、市の補助の状況は	
6 商工行政について	
(1) 小規模事業者持続化補助金について市補助の検討は	
7 元垂水・原田線について	
(1) 工事の進捗状況について	
8 新庁舎建設について	
(1) 地震被害等に関するシミュレーションについて	
(2) 基本設計案について	
川畑 三郎 議員	9 0
1 今年7月の大雨による災害について	
(1) 災害箇所の現状と復旧状況は	
(2) 今年の梅雨時期の災害警戒対応について	
2 青少年海外派遣事業（夢の翼事業）について	
(1) 今後の実施予定について	
1. 日程報告	9 6
1. 散 会	9 6

第3号（9月11日）（水曜日）

1. 開 議	9 8
1. 議案第67号 上程	9 8
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 一般質問	9 8
持留 良一 議員	9 8
1 幼児教育・保育無償化問題～支援と対策	
(1) 保育施設の給食の食材料費の支援を～給食は保育の一環であり、児童福祉として保育に欠かせない	
ア 副食費の滞納は、保育中断になることもありうるのか（自治体向けFAQ～利用継続の可否等を検討する）	
イ 伊佐市の副食費の負担を本市で実行した場合ほどのくらいの経費になるか	
ウ 保育料が無料になっても、新たな給食費が徴収されることで、これまでよりも負担が増える世帯があるか	

- エ 公定価格に含まれていた副食費も実費徴収となる。給食は保育の一環であり、児童福祉としての保育には欠かせない。支援を求めたい
 - オ 給食食材費の徴収が保育施設の負担とならないように市の責任において徴収することを求めたい（これまで保育料と一緒に自治体が徴収してきた経過がある）
- (2) 0～2歳児の保育料の負担の軽減を～安心して子育て
- ア 0～2歳児（保育を必要とする子ども）については、住民税非課税世帯の子どものみが対象。現状は、低年齢児ほど保育料が高くなり、経済的負担が大きい。市長の公約「保育料の負担軽減」の実行、政策化を求めたい
- 2 災害対策～行政と住民が連携し、災害に命を奪われない地域づくり
- (1) 豪雨災害等から命を守るには～隣近所に避難組織を
- ア 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定は、なぜ導入されるのか。効果があるのか。周知をどう図るか
 - イ 避難の課題と対策（避難スイッチをどう入れるか）は。「マイハザードマップ」（ストリートミーティング～各家庭ごとに防災対策を指導していく勉強会）への取組は
 - ウ 避難指示を出す時の検討課題はあるか
- (2) 災害弱者対策～行政が果たす役割
- ア 避難支援計画での、個々の災害弱者の避難計画はどうなっているか
 - イ 福祉避難所の数は。課題は
 - ウ 障がい支援区分の認定を受けていない人の対策は
- (3) 止水板設置への補助の検討を
- 3 高齢者対策
- ～交通問題の改善と政策の方向
- ～ごみ出し困難世帯への支援策
- (1) 誰もが生き生きと住み続けられるまちづくり
- ア 交通政策基本計画を受けて、地域版交通まちづくり政策の策定はどうなっているのか。課題と対策は
 - イ 住民の「交通権」を保障する責務を負うのは自治体
 - (ア) 地域住民の「移動権」を実質的に保障するための施策をどのように取り組もうとしているのか。必要性と具体的な今後の施策

はあるのか

(イ) 「交通まちづくり条例」制定の動きと必要性についての考えは
ウ 乗合タクシーの課題と改善の方向をどのように考えているか（具
体的検討課題は～安心して利用できる）。利用者の声～余裕をも
って利用できない。利用登録の不便さ等

エ ごみ出し困難世帯への支援策の必要性について

(ア) 環境省「支援の試行・実証のためのモデル事業」の公募の認識

(イ) 今後の取組について

4 図書館問題

～図書館協議会

～利用者情報提供

(1) 図書館は「生存権の文化的側面である学習権を保障する機関」。そ
の機能を果たすために欠かせないことは、その管理運営の仕組みで
ある

ア 図書館協議会は今どうなっているのか。2016年度から図書館
協議会経費は地方交付税措置されている

イ 図書館の利用者の個人情報の提供。本市は「提供する」と回答し
ていたが、個人情報保護条例に抵触しないか

5 障がい者施策

～高齢者の負担軽減に繋がり、生きがいをもって老後を

(1) 障がい者控除対象者認定制度の活用で安心な老後の生活

ア 対象者数と認定者数は

イ 案内はしているが（申告書の手引き）、「障がい者控除」の該当
者を把握し、個別に「認定書」を届けることはできないか（鹿児
島市、始良市は既に取り組んでいる）「福祉の心」をもったあた
たかい市政が必要ではないか

北方 貞明 議員 1 1 3

1 林道について

(1) 海潟麓線の平成3年度からのこれまでの総工事額は。また、直近5
年間の工事額は

2 公共施設について

(1) 公共施設総合管理計画の概要について

ア 計画の目的

イ 公共施設の現状と将来の見通しについて

(2) 教育委員会関係施設について (学校・公民館等)	
3 新庁舎について	
(1) 予算案の提出時期は	
(2) 予算案と位置 (住所) を定める条例案は、同議会に提案するのか	
堀内 貴志 議員	1 2 3
1 温泉事業の活性化対策について	
(1) 本市の温泉事業の現状について	
～観光振興と健康長寿の両面からの必要性	
(2) 温泉事業が活性化されない問題点は何か	
～これまでの取組状況について	
(3) 温泉事業活性化のための対策について	
～助成基金等の支援措置	
2 マイナンバーカード制度について	
(1) マイナンバーカードの取得状況について	
(2) 市民が取得することのメリットはあるのか	
～今後どのように活用されるのか	
(3) 市民に普及促進するための対策について	
3 職員の健康づくりと快適な職場環境の実現について	
(1) 職員の健康管理の実態と快適な職場環境づくりのための取組について	
～	
(2) 職員のメンタルヘルスについての本市の現状と対策について	
4 児童虐待の対応について	
(1) 出水市で発生した児童虐待の事件を受けて、本市の実態と対応について	
～	
1. 日程報告	1 3 7
1. 散 会	1 3 7

第4号 (9月20日) (金曜日)

1. 開 議	1 4 0
1. 諸般の報告	1 4 0
1. 議案第46号～議案第54号・議案第59号～議案第67号・請願第1号・ 陳情第1号～陳情第4号 一括上程	1 4 0
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第68号～議案第76号 一括上程	1 4 7

決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査

1. 意見書案第1号・意見書案第2号 一括上程	148
説明、質疑、表決	
1. 閉 会	148

令和元年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
8・30	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
8・31	土	休 会	
9・1	日	〃	
9・2	月	〃	
9・3	火	〃	(質問通告期限：正午)
9・4	水	〃	
9・5	木	〃	
9・6	金	〃	
9・7	土	〃	
9・8	日	〃	
9・9	月	〃	
9・10	火	本会議	一般質問
9・11	水	本会議	一般質問
9・12	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
9・13	金	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
9・14	土	〃	
9・15	日	〃	
9・16	月	〃	敬老の日
9・17	火	〃	
9・18	水	〃	
9・19	木	〃	委員会 議会運営委員会
9・20	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度垂水市一般会計補正予算（第2号））
- 議案第 44号 平成30年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 45号 平成30年度垂水市病院事業会計決算の認定について

- 議案第 46 号 垂水市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 案
- 議案第 47 号 垂水市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例 案
- 議案第 48 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 案
- 議案第 49 号 垂水市森林環境譲与税基金条例 案
- 議案第 50 号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案
- 議案第 51 号 垂水市印鑑条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 52 号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 53 号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 54 号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 55 号 垂水市教育委員会教育長の任命について
- 議案第 56 号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第 57 号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 58 号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 59 号 牛根麓漁港区域内の公有水面埋立に関する意見の答申について
- 議案第 60 号 令和元年度垂水市一般会計補正予算（第 3 号） 案
- 議案第 61 号 令和元年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 62 号 令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 63 号 令和元年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 64 号 令和元年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 65 号 令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 66 号 令和元年度垂水市水道事業会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 67 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例 案
- 議案第 68 号 平成 30 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 69 号 平成 30 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 70 号 平成 30 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 71 号 平成 30 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 72 号 平成 30 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 73 号 平成 30 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 74 号 平成 30 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 75 号 平成 30 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 76 号 平成 30 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 意見書案第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはかるための、2020 年度政府予算に係る意見書

意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

請願・陳情

- 請願第 1号 国民健康保険税の子どもの均等割額の減免を求める請願書
- 陳情第 1号 新庁舎建設についての「市民アンケート」の実施を求める陳情書
- 陳情第 2号 新庁舎建設の早期着工を求める陳情書
- 陳情第 3号 市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書
- 陳情第 4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

令和元年第3回定例会

会 議 録

第1日 令和元年8月30日

本会議第1号（8月30日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年8月30日午前10時開会

△開 会

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において前田隆議員、池山節夫議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月21日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から9月20日までの22日間とすることに意見の一致をみております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月20日までの22日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から令和元年6月分及び7月分の出納検査結果報告がありますので、写しをお手元

に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、国道220号の道路整備促進の陳情については、7月16日に市長、国道整備促進特別委員会川越委員長及び新原副委員長と大隅河川国道事務所へ、翌週の7月25日には市長及び国道整備促進特別委員会川越委員長と九州地方整備局へ要望し、7月31日及び8月1日には市長及び国道整備促進特別委員会の皆さんが、国土交通省幹部並びに県選出国会議員の先生方に要望してこられましたので、ご報告いたします。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 6月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、報告をいたします。はじめに、梅雨時期の大雨及び台風対策につきましては、災害警戒本部を設置して、市内全域への避難準備、高齢者等避難開始を3回、避難指示1回の避難情報を発令し、避難所を開設するなど対応したところでございます。梅雨期間中におきましては、特に6月28日から7月3日にかけて局地的に猛烈な雨が降り、薩摩地方、大隅地方を中心に記録的な大雨となり、県内各地で6時間降水量、24時間降水量とも観測史上最高の記録となりました。

本市は、7月3日の午前10時に、市内全域に避難勧告を発令し、午後1時頃には本城川が氾濫危険水位に達したことから、水之上地区に避難指示を発令いたしました。その後も雨が降り続くことが予想されたため、土砂災害の危険性が高まったと判断して、午後5時には市内全域に避難指示を発令し、8箇所の避難所を開設して、温泉水と備蓄食料を配布するなどの対応をしたところでございます。避難者数は3日の午後9時がピークとなり、204世帯、310人が避難をされました。

鹿児島県内では、土砂崩れによりお二人の方がお亡くなりになったほか、負傷者5人、住家の全壊8棟、半壊6棟、一部損壊26棟など、大

きな被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々へ心からご冥福をお祈り申し上げます。本市におきましては、幸いにも人的被害はありませんでしたが、建物・施設等の被害については、住家の床下浸水が1件、土木関係が56件、農林関係が46件、そのほか、水道、水産、学校関係など、総額約2億6,400万円の被害が確認されました。被害に遭われた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

災害の状況につきましては、土木課関連では河川災害が2件、道路災害が4件、合計6件の土木施設災害が発生いたしました。災害査定につきましては、9月に2回実施され、査定後は早期の発注を行いたいと考えております。また、梅雨前線豪雨後は、市内各所で土砂の流出が発生いたしました。建設業各社に土砂除去の依頼をいたしましたところ、早急な対応を実施していただき、感謝を申し上げます。

次に、農林課関係につきましては、新城露山地区と感王寺地区の農地災害2件と、露山地区で農道・水路等の農業用施設災害が1件、発生いたしました。また、林業用施設では、林道牛根麓線災害1件、海潟麓線災害1件発生いたしましたので、現在、災害復旧事業採択に向けて準備を進めているところでございます。このほか、協和小学校上の山腹等が崩壊いたしました。現在、鹿児島県で災害関連緊急治山事業等により復旧を進めていただいているところでございます。

さて、平成30年7月豪雨を踏まえて、内閣府が平成31年3月に避難情報が直感的に住民に伝わるようガイドラインを改定しております。この改定に基づき、本市では住民の方々に改正の経緯と目的及びその内容について周知を行い、8月から運用を開始したところでございます。8月に入って、台風8号及び10号が接近した際には、警戒レベルを付した新たなガイドラインを用いて対応いたしました。

今後も、早めの避難を呼びかけるとともに、早めの情報収集と共有を図り、速やかな情報伝達に努めて、安心・安全な垂水のまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、企画政策課所管事項について報告をいたします。新庁舎建設関連事業でございますが、本年度10月初旬に決定予定の垂水市新庁舎建設工事基本設計について、明日8月31日から基本設計案のパブリックコメントを実施いたします。議員の皆様方には本日、議会終了後に全員協議会において説明をさせていただきます。なお、基本設計案のパブリックコメントの実施にあたり、9月11日に牛根地区公民館、12日に新城地区公民館、13日に市民館で住民説明会を開催し、基本設計案の周知を図ってまいります。

また、新庁舎建設事業に関する理解促進や不安解消に向けた取組みである車座座談会の開催状況でございますが、これまで23回開催し、395名の市民の皆様にご参加いただきました。加えて、職員向け座談会も6回開催し、合計で延べ600名の皆様の声をお聞きすることができました。さらに行政連絡会議におきましても、車座座談会の資料を用いて、123名の振興会長の方々に要点を説明し、併せて車座座談会の開催依頼を行ったところであります。今後も新庁舎建設事業の理解促進を図り、市民の皆様の声を広くお聞きするために、車座座談会の開催期間を今年度末まで延長し、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、農林課所管事項について報告をいたします。8月20日、市内の新規就農者と農業関係機関を集めた意見交換会を初めて開催いたしました。就農して、おおむね10年以内の新規就農者10名と、関係機関16名、合計26名にご出席いただき、農業制度資金や農業者用保険など、各機関で行っております支援等につきまして説明を受け、直接意見交換を行い、それぞれの経営の参考にしていただいたところでございます。

このような場で、新規就農者同士の顔合わせができたことも成果の一つであり、情報交換等を通じ、お互いの農業経営のヒントを得るなど、それぞれの経営の継続につながるよう活かしていただくとともに、農林課といたしましても会の内容等を検討しながら、次回開催につきましても計画してまいりたいと考えております。

次に、保健課所管事項について報告をいたします。私の3期目の公約であります、市民の健康長寿や介護予防、子育て支援を推進することを目的として実施しております、たるみず元気プロジェクトによる健康チェックを、本年度16回にわたり実施することとしております。現在、9回実施したところでございます。本年度も8月27日の水之上小学校で開催した9回目の健康チェックまでに、586名の参加申込中、533名の参加を得、90.9%の参加率となっております。依然として高い参加率を保っていることは、市民の皆様の健康に対する意識の高さによるものと推察しております。今後も、本事業への参加申込をされていない市民の皆様や、申し込まれた日時にご都合が悪く、参加できなかった方々への参加勧奨を図ってまいりたいと考えております。

次に、水産商工観光課所管事項について報告をいたします。たるみずふれあいフェスタ2019夏祭りでございますが、今年も市内外の事業者様や個人の皆様方から多額の協賛金をいただき、実施することができました。主催者である垂水市商工会青年部を中心とした実行委員会の皆様に対し、この場をお借りして深く感謝を申し上げたいと思います。当日は、お盆に帰省された方々をはじめ、市内外から多くの方々にお越しいただき、昨年より3,000人多い約5万3,000人の来場者があり、大盛況でありました。開会宣言の後、ステージではイベントの充実が図られ、早い時間から多くの来場者があったことにより、会場内の出店者はもちろんのこと、周辺商店街

も大きな賑わいとなりました。メインの花火の際には、会場内をはじめ、周辺の堤防沿いが多いの観覧者で埋め尽くされており、約6,000発の花火をご堪能いただきました。

次に、スポーツ合宿の受入れ状況でございますが、7月から8月にかけて、鹿児島ユニテッド主催により、県内外の中高生18チーム参加のサマーフェスティバルが開催され、選手、関係者や保護者など、多くの方々が本市に来ていただきました。そのほか、鹿児島実業、鹿児島高校サッカー部、鹿児島商業高校、鹿児島女子高、中京高校剣道部、松陽高校吹奏楽部など、合計19団体が合宿をしてくださいました。台風等の影響で662名のキャンセルとなりましたが、滞在延べ人数は約3,000人であり、本市にとりまして大きな経済効果となっております。これまでの誘致活動並びにたるみずスポーツランドのリニューアルの成果が出てきているようでございますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

このほか9月1日から30日までの間、鹿児島市の山形屋の7階レストランにおきまして、昨年に引き続き垂水食材のメニューにより、垂水味だよりが開催される予定となっております。本市農水畜産物の販路拡大につながる契機となりますよう、今後も山形屋との展開を継続してまいりたいと考えております。

次に、学校教育課所管関係について報告をいたします。6月29日に親子標本づくり講習会を市民館で開催し、市内の児童生徒並びに保護者、合わせて60人の参加がありました。今年度は事前に希望のあった昆虫、貝、岩石の3部門で実施し、県内でも一流の講師による説明に熱心に耳を傾け、標本づくりに真剣に取り組んでいました。また、8月19日には、市標本名付け会を市民館で開催をいたしました。夏休みに採集した標本の一つ一つに、講師の先生とともに名付けを行い、理科作品の仕上げを行いました。参

加した児童生徒や保護者からは、説明がわかりやすく、楽しく学ぶことができた。実際にトンボの標本づくりができてよかったなどの感想が寄せられるとともに、今後もぜひ開催してほしいという要望を多くいただいているところでございます。

次に、青少年海外派遣事業夢の翼についての取組み状況でございますが、本事業は、垂水中央中学校2年生10人を香港に派遣し、国際感覚を養うとともに、英語力向上の契機とすることなどを目的としております。今回、2回目の派遣となりますが、希望する生徒が14名に上ったことから、7月29日に選考試験を実施し、その結果等を踏まえ、8月9日に選考委員会が開催され、厳正な審査により派遣生徒10人を決定していただいたところでございます。今後、垂水市や垂水中央中学校の紹介プレゼンテーションの作成、香港についての調べ学習など、事前研修を重ねていく計画となっており、来年2月の事業実施に向けまして準備を進めているところでございます。一方で、いわゆる逃亡犯条例をめぐるデモが発生しておりますことから、事業の実施にあたりましては、香港の今後の情勢を十分に注視し、生徒の安全を最優先に判断してまいりたいと考えております。

次に、社会教育課所管事項について報告をいたします。8月24日、土曜日に第13回錦江湾シーカヤック大会 in 垂水を、道の駅たるみずはまびら内に本市のマリンスポーツの拠点として新たにオープンしたマリンパークたるみずの下の海岸で行いました。本大会は、今回よりマリンパークたるみずを運営しているオーシャンズ・クラブと本市教育委員会との合同企画により実現したもので、まさしく民間と行政が手を取り合って、垂水市の素晴らしい地域資源である海を活かした新たなまちづくりや、交流人口の増加に貢献できたものと考えております。また、大会の内容も幅広くご参加いただくために、

また多くの方々に楽しんでいただけるよう、サップなど試乗体験のメニューもリニューアルさせていただきました。これにより、市内外から約300名の方においでいただき、親子の絆を深め、海が大好きな青少年を育成する機会となり、垂水市の夏の風物詩として賑わいました。

次に、市立図書館の事業として、8月1日に市内小学校1年生88名及び中学校1年生99名へ、昨年に引き続きセカンドブック・サードブック事業として、希望の本の贈呈式を行いました。これにより、本に親しみ、豊かな心を育みながら、読書への関心を高め、市立図書館の利用が高まるよう期待しているところでございます。また同じく8月1日から月末まで、市立図書館では垂水大空襲から74年、戦争のあった頃のことを知ろうの特別企画展や、戦争手記の朗読会を開催いたしました。

次に、出張用務につきまして報告をいたします。7月23日から長崎県東彼杵町で開催されました九州・沖縄道の駅連絡会及び令和元年度通常総会に出席をし、各種議案の審議と役員改選を経て、九州・沖縄ブロックの会長に就任いたしました。会長就任に伴いまして、8月7日から東京都で開催をされました、全国道の駅連絡会第2回理事会及び意見交換会に出席いたしました。二つの道の駅を有する本市においては、交流人口増加を目指す貴重な取組みについて学ぶよい機会となりました。また、7月31日からは、議長をはじめ、議員の皆様と一緒に国土交通省及び鹿児島県選出国會議員の方々に対し、国道220号線の整備促進、大隅横断道路の早期実現等の要望活動を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第7号上程

○議長（篠原静則） 日程第4、報告第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題と

いたします。説明を求めます。

○財政課長（和泉洋一） おはようございます。報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。令和元年7月3日の梅雨前線豪雨による災害に迅速な対応をするため、災害復旧費の執行が急務となりましたことから、令和元年7月4日に令和元年度垂水市一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

主なものといたしましては、農業用施設、公共土木施設及び学校施設にかかる災害復旧費でございます。今回、歳入歳出とも2億1,856万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は122億2,256万3,000円になります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。地方債にも補正がありましたので、4ページをお開きください。現年発生補助災害復旧事業債及び現年発生単独災害復旧事業債の借入を右の欄に示す限度額に変更し、本年度の借入総額を14億6,960万円に補正するものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主なものをご説明申し上げます。8ページをお開きください。11款災害復旧費、1目農林水産業施設単独災害復旧費の委託料は、新城地区の農地及び林道の災害復旧にかかる測量設計業務委託料、使用料及び賃借料は、林道海瀉麓線ほかの災害復旧にかかる重機借上料でございます。同じく2目農業用施設補助災害復旧費の工事請負費は、新城地区の露山地区及び感王寺口地区の災害復旧事業にかかる工事請負費でございます。同じく3目林業用施設補助災害復旧費の工事請負費は、林道海瀉麓線等にかかる工事請負費でございます。

次に、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設単独災害復旧費の委託料は、市道桜島口牛根麓線、市道田神線等の災害復旧事業に伴う測量設計等委託料でございます。同じく使用料及び賃借料は、追神川河床整備ほかの災害復旧にかかる重機借上料でございます。同じく2目道路橋梁河川補助災害復旧費の工事請負費は、市道桜島口牛根麓線、市道田神線等の災害復旧事業に伴う工事請負費でございます。同じく3項文教施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費の需用費は、協和小学校の主事室の修繕料等でございます。

9ページをお開きください。同じく使用料及び賃借料は、協和小学校の土砂搬出にかかる重機借上料、仮設トイレリース料でございます。これらに対する歳入は、7ページの歳入明細にありますとおり、国県支出金、基金繰入金、市債をあて、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 今、報告を受けたんですけど、私が気になるのは、あちこち災害状況を見てきたりした中で、この中でいわゆる災害の木に引っかからなかった、かからなかった部分への対応というか、そのあたりの考え方があるのか。補助事業との関係だけではなくて、結果として単独でやらざるを得ない、そのことによって農業、道路関係も含めて、一刻も早く復旧して、市民の生活、農業の復旧という形になると思うんですが、そうなった上での対応はどうだったのか。これ予算では見えない部分もあるかと思うんですが、そのあたりについては、どういう対応をされたのか、その点をお聞きしたいと思います。

○財政課長（和泉洋一） 災害等については、国の補助対象になるものと、どうしても単独で

やらざるを得ないものがございます。本市の場合も、今回も多数の崩壊箇所等が発生いたしましたので、必ずしも全てが補助対象になるわけではございませんで、そのような部分については、重機借上料等で対応し、今回、専決をいたしました補正予算の中でもそのことを報告を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 確かに重機借上単独ということがあると思うんですが、じゃあそのあたり、全体的な把握という問題ですね。このあたりはどのように把握したのか。例えば振興会を通じて、またいろんな団体を通じてされたのか。私たちはどうしても100%、今の回答だとやったというふうな受け止めになると思うんですが、そうでもない部分もあるのではないかと。そのあたりのこの把握、対応というのは、本当にこの予算との関係で問題なかったのかとお聞きしたいんですけど。

○土木課長（東 弘幸） 持留議員のご質問でございますが、通常、大雨とか台風が過ぎた際、班編成をしまして、市内各所は係の者で回ります。そこで把握できた件数、当然、市民からの通報を含めまして、箇所を把握して、土砂除去とか、応急的な土のうを積みまして、流出を防止するとか、そういう対策を取っているところでございます。

中には、その後、ちょっと見落とした箇所っていうのも多分、あるかとは思いますが。その際も早急な対応を心がけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第7号を承認するこ

とに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号は、承認することに決定しました。

△議案第44号及び議案第45号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第5、議案第44号及び日程第6、議案第45号の、議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第44号 平成30年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第45号 平成30年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○議長（篠原静則） ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔公営企業決算特別委員長北方貞明議員登壇〕

○公営企業決算特別委員長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。それでは、報告いたします。

去る6月28日の令和元年第2回定例会において、公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっております議案第44号、平成30年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、並びに議案第45号、平成30年度垂水市病院事業会計決算の認定についてを、去る7月22日に公営企業決算特別委員会を開き、審査しましたので、その結果を報告いたします。

審査にあたりましては、予算が議決の趣旨、目的に従って、適正かつ効率的に執行されているか、問題点はなかったか、そしてどのような行政効果が発揮できたか、そのことで今後の行政運営において、どのような改善工夫が必要かに重点を置き、審査いたしました。さらに、計

数的なことについては、監査委員の審査意見書を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら、予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に慎重を来し、審査いたしました。

それでは、両決算の主な質疑について、申し上げます。まず、水道事業会計決算において、水道管の耐震についての質疑に対し、市内において1割程度しか耐震化がされていないため、今後、耐震化計画を10年から15年程度のスパンで策定する予定としているとの答弁がありました。次に、簡易水道、集落水道、市の水道と統合する計画はあるのか、との質疑に対し、昨年、策定した水道ビジョンに従って、施設等の統廃合を検討していくことになる。簡易水道である、小谷・段・境地区については、国の指示もあることから、統合することになるが、集落水道については施設が合致しないため、統合は難しいところである、と答弁がありました。

また、病院事業会計決算においては、利用病床数が87.5%であるが、どのように理解しているかとの質疑に対し、利用率については、29年度が91.2%、30年度が87.5%で推移しており、肝属郡内を見ても高い利用率となっているが、利用率が上がるように、今後も色々な施策を講じていきたいとの答弁がありました。

次に、未収金に対する取組みについての質疑に対し、いろいろなケースがあるが、垂水中央病院と連携し、患者さんへの請求、連帯保証人への請求、また裁判を行うなど、ケース・バイ・ケースで対応しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑について申し上げます。

まとめといたしまして、監査委員の決算審査意見書にもありますように、水道事業会計については、収益の基礎となる給水人口の減少傾向が進む中、施設の減価償却や、企業債の借入れによる償還額等が経営を圧迫することが懸念さ

れるが、新たな企業債への借入れを行ってはいないものの、企業債残高は前年度より減少し、利益を出し、借入残高も順当に減少してきていることが、経営努力の大きな成果である点、病院事業においては、年々、高度化、専門化、多様化していく医療需要に対応するため、老朽化が進んでいる医療機器の更新、施設の改修、及び更新工事を行い、高度医療サービスの提供を果たすべく努力がされており、全国的に叫ばれている医師不足や、国が進める社会保障費抑制策の厳しい状況を受け、鹿児島大学との連携による医師の確保や、たるみず元気プロジェクトを通じての社会保障費の抑制を実施している点などは評価されています。本委員会としては、両事業とも引き続き経営基盤の安定化と、経営の健全化に努めていただくよう求めるものです。

以上の質疑などを踏まえた上で、議案第44号、平成30年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決し、決算については適正であると認め、次の要望を付して認定することに意見の一致をみました。一つ、未納金については、徴収を確実にし、ゼロになるよう努力してほしい。

次に、議案第45号、平成30年度垂水市病院事業会計決算認定については、適正であると認め、次の要望を付して認定することに意見の一致をみました。一つ、たるみず元気プロジェクトへの参加者確保に努力し、鹿児島大学とさらなる関係構築に努めていただきたい。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号、平成30年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決、決算については認定することとし、議案第45号、平成30年度垂水市病院事業会計決算の認定については、認定することに決定をいたしました。

△議案第46号～議案第49号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第7、議案第46号から日程第10、議案第49号の議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第46号 垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案

議案第47号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例案

議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

議案第49号 垂水市森林環境譲与税基金条例案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○総務課長（角野 毅） おはようございます。議案第46号、垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案について、ご説明を申し上げます。

総務省調査による地方公務員の臨時・非常勤職員の総数は約64万人と増加し、教育、子育て等、様々な分野で活用されております。本市におきましても、行政運営の重要な担い手となっております。このような中、臨時・非常勤職員

の適正な任用、勤務条件の確保が求められることに伴い、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることとなっております。

法改正の内容としましては、地方公務員法上の一般職員として会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員等の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであること。併せて、会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とするものでございます。

本議案は、今回の会計年度任用職員制度の創設に伴う、会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定される、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員の報酬、期末手当、及び費用弁償に関する事項を条例で定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。それでは、条例の内容について、第1条から順に説明させていただきます。

第1条は、条例の趣旨を規定したものでございます。第2条は、本条例における第1号会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員をいう旨の定義を定めたものでございます。第3条は、第1項から第4項で、第1号会計年度任用職員の給与に相当する報酬の額の基準、上限、月額、日額、時間額の別による算定方法、第5項で、各種手当に相当する報酬の種類、期末手当、費用弁償の支給、並びに第6項で支給方法について定めたものでございます。

第4条は特殊勤務報酬について、第5条は時間外勤務報酬について、第6条は休日勤務割増報酬について、第7条は夜間勤務割増報酬について、第8条は宿日直勤務報酬について定めたもので、概ね正規職員の規定を準用することを

定めたものでございます。第9条は、会計年度任用職員の任期が6月以上の者については、期末手当を支給することを定めたものでございます。第10条は報酬の計算期間等につきまして定めたものでございます。第11条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出について、第12条は報酬の減額について定めたものでございます。第13条は税金、社会保険料等の法定控除以外に、毎月の報酬から控除することができるものについて定めたものでございます。

第14条は、通勤に係る費用弁償、第15条は出張に係る費用弁償について定めたものでございます。第16条は、規則への委任について定めたものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。また、職種ごとの報酬額等、細かいことにつきましては、今後規則で制定していくことといたしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第47号、垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例案について、ご説明申し上げます。本議案は、議案第46号と同様に、会計年度任用職員の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定される、いわゆるフルタイムの会計年度任用職員の給与に関する事項を条例で定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。それでは、条例の内容につきまして、第1条から順に説明をさせていただきます。

第1条は、条例の趣旨を規定したものでございます。第2条は、第2号会計年度任用職員の給料の定義を定めたものでございます。第3条は、第2号会計年度任用職員の給料表及び上限並びに職種ごとの標準的な職務の内容について定めたものでございます。第4条は職務の級及び号給の基準については別に定めることとしたものでございます。第5条は、給料の支給方法

は正規職員の規定を準用することを定めたものでございます。第6条は地域手当について、第7条は通勤手当について、第8条は特殊勤務手当について定めたもので、いずれも正規職員の給与条例の規定を準用することを定めたものでございます。

第9条は給与の減額について、正規職員の給与条例を読み替えて準用することを定めたものでございます。第10条は時間外勤務手当について、第11条は、休日給について、第12条は夜間勤務手当について、第13条は勤務1時間当たりの給与額の算出について、第14条は宿日直手当について、第15条は退職手当について定めたもので、いずれも正規職員の給与条例の規定を準用すること及び読み替えの規定を定めたものでございます。

第16条は、会計年度任用職員の任期が6月以上の者については、期末手当を支給することを定めております。第17条は、期末手当の不支給について、第18条は期末手当の一時差止めについて、いずれも正規職員の給与条例の規定を準用することを定めたものでございます。第19条は税金、社会保険料などの法定控除以外に、毎月の給与から控除することができるものについて定めたものでございます。第20条は、給与を口座振替とすることができる旨を定めたものでございます。第21条は、規則への委任について定めたものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

最後に、別表第1は会計年度任用職員の給料表で、正規職員の1、2級の給料表と同一でございます。なお、第1号会計年度任用職員の報酬も、この給料表を基に計算をし、決定いたしております。別表第2は、職別標準職務表で、各職務の分類に際し、その分類の基準となるべき標準的な職務内容を定めたものでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議のほど

よろしく願いをいたします。

次に、議案第48号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について、ご説明申し上げます。議案第46号、議案第47号においても、ご説明をいたしましたが、本議案は改正法の施行に伴い、本市の関係条例につきましても、所要の措置を講じる必要がございますことから、関係条例を一括して改正しようとするものでございます。なお、改正内容につきましては、新旧対照表のとおりとなりますが、この改正は、会計年度任用職員制度に伴う対象職員の追加や、読み替え規定、文言整理が主なものでございます。それぞれの内容につきましては、説明を省略させていただきます。なお、附則につきまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○農林課長（楠木雅己） 議案第49号、垂水市森林環境譲与税基金条例案につきまして、ご説明申し上げます。今回の議案は、本市における森林整備及びその促進を図ることを目的に、国から交付される森林環境譲与税を財源とする基金を創設するため、条例を制定するものでございます。

条例案の内容でございますが、第1条で間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や、普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるための基金の設置について規定し、第2条で積立て、第3条で管理、第4条で運用益金の処理、第5条で処分、第6条で委任について定めております。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 議案第49号、森林環境譲与税基金条例案についてお聞きをします。今、いろいろ設置、積立て、管理も含めて説明していただいたんですけども、これは2024年から年額、個人住民税均等割に上乘せをして徴収をするという形で財源をつくっていくことなんですけど、非常に本市の取組みを先ほど言われたとおり、重要な中身を持っているわけなんですけども、それを保障するのはどうしても財源ですよ。間伐、人材育成、担い手の確保という中で、大事なのはやっぱり本来であれば不安定な状況を廃止して、安定的にこの財源がつけられていくということがまさにこの森林を育成していく、担い手を育成していく重要な資源だと思うんですけど、この状況の中だとどうしてもその経済状況、様々な要因の中でここが変動することが考えられるんですよ。景気が悪くなると一気にここが、なかなか返ってこない部分もあると思います。当然、人口が減っていけば、その影響は多大だというふうには思うんですけど、そういう中で、こういう問題意識というんですかね、今後、先ほど言われたような経費を人材育成とか担い手の確保、間伐などされていくということなんですけど、このところで問題意識としてそういう観点があるのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○農林課長（楠木雅己） 議員がおっしゃるとおり、経済的な面で安定しない部分もあるのではないかということなんですけれども、令和元年度から3年間、540万程度が交付されまして、それ以降だんだんと増えていくわけなんですけれども、この譲与税の基準というのが、人口が多くて、森林の少ない市町村に多く交付されて、人口が少ないところについては森林面積が大きいけれども少なく交付されるという矛盾をはらんでおります。法律案の附帯決議にもございまして、森林環境税及び森林環境譲与税制度

については、各自治体における使途、及び豊かな森林の公益的機能への効果を検証していく必要がある場合には、豊かな森林環境の再生のために森林環境税の使途や譲与基準をはじめ、所要の見直しを行うこととされておりまして、今後、見直しがされていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 そうなってくると、この前もちょっと一般質問で議論したんですけども、やっぱり専門職員の重要性、確保というところがあると思うんですが、今後、この基金を活用して予算を使用していくということになると思うんですが、そのあたりって、やっぱり重点的にこの基金を活用していく重点的な施策、目的というふうにされていくという方向性もあるのかどうなのか。ただ単に、この条例ではそういうことを書いてありますけども、基本はやっぱり専門職員なり、人の問題が重要な森林政策では課題になると思うんですが、そのあたりでは、その方向性という点では、そこまで議論されているのかどうかわかりませんが、本来であれば当然もう来年度からスタートするとなると、そこもきちんと踏まえた形で予算をきちんと配分し、そこを重点的にやっていくんだという中身になっていくのかどうなのか。そのあたりの政策的な方針はどうなんでしょうか。

○農林課長（楠木雅己） 専門職につきまして、県の森林組合等につきまして依頼しているところではございますが、なかなか適当な人材がないのが現状でございますので、引き続き人材、確実に進めていきたいというふうには考えております。

○議長（篠原諍則） ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 持留議員と関連するんですけど、その森林環境譲与税は、さっきの人口と森林の面積、垂水としてはこの人口とその森林の

面積で、この環境譲与税はいいほうでくると考えていいのか、そのへんのことを一つと、それからこの森林環境譲与税ができることによって、森林を整備していくんだらうけど、そこへ行くいろんな道路ですね、小さな林道、農道、これを前もって整備しないとイケないんじゃないか、それについてこの環境譲与税を使っていいのか。私としては、そのいろんなところを使って整備してほしいという要望があるんだけど、そのへんについて、また委員会でもあれですけど、ちょっと答えられる範囲で。

○農林課長（楠木雅己） 譲与税の基準の中で、人工林面積を市町村の林野率で補正をかけるんですけども、うちの場合は補正率が1.3ということで、かなり上がっているということで、全体的に考えると普通、平均的な場所にあるのではないかというふうに考えております。また、道路整備につきましてですけども、路網も整備しながらやっていくことになろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠原諍則） ほかに質疑はありませんか。

○梅木 勇議員 議案番号46と47号のこの任用職員の条例案なんですけれども、これは現在の臨時職員の報酬、給料等とどういうふうに違っているのか、違いがあるのか。お聞かせください。

○総務課長（角野 毅） 今回の改正に伴います、該当する方々の賃金ということでございますけれども、一般的に割合の多い事務補助でございまして、現在、月額6,200円の支給を日給で行っているわけなんですけれども、移行後は1号の1の1ということで月額6,861円。ですので、時給ベースでいきますと885円ということで増額に間違いなくなるということで、想定をしているところでございます。

○梅木 勇議員 期末手当も支給するというふ

うに条例案は出ています。現在はどうか、期末手当。

○総務課長（角野 毅） 現在は支給ございません。現在は、この制度の適用はございません。

○梅木 勇議員 はい、ありがとうございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第49号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定をいたしました。

△議案第50号～議案第54号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第11、議案第50号から日程第15、議案第54号の議案5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第50号 垂水市税条例等の一部を改正する
条例 案

議案第51号 垂水市印鑑条例の一部を改正する
条例 案

議案第52号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する
条例 案

議案第53号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例 案

議案第54号 垂水市給水条例の一部を改正する
条例 案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○税務課長（港 裕幸） おはようございます。議案第50号、垂水市税条例等の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

平成31年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令が、平成31年3月29日にそれぞれ公布され、一部が4月1日及び6月1日から施行されることに伴いまして、専決処分を行い、5月の臨時会において報告し、承認を得たところでございます。

今回の市税条例の改正につきましては、平成31年度の地方税制の改正のうち、10月1日以降に施行となります市民税の申告に関する改正や、軽自動車税の環境性能割に関する改正等に関するものについて、法律の改正に併せて改正等を行うものでございますが、施行日がそれぞれ異なりますことから、市税条例の一部を改正する条例を4条に分けて、一つの条例として改正するものでございます。説明につきましては、お手元の新旧対照表にてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1条関係といたしまして、第36条の2から、2ページ第36条の4までは法律の改正に併せての改正で、申告書記載事項の簡素化、扶養親族申告書記載事項への追加、改正に伴う規定の整備を行ったものでございます。3ページ、附則第15条の2から、4ページ、第15条の6までは、軽自動車税の環境性能割について、法律改正に併せて非課税とする臨時的軽減の規定、賦課徴収の規定、税率を1%減とする臨時的軽減の規定の新設を行ったものでございます。

第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、令和2年度及び令和3年度の特例、5ページ中ほどから6ページの第16条の2は、賦課徴収の特例を法律改正に併せて新設したも

のでございます。6 ページ中ほどからの第2条関係は、第24条の個人の市民税の非課税の範囲において、単身児童扶養者を非課税措置の対象者に追加、附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率における令和3年度、令和4年度について、法律改正に併せて改正したものでございます。

7 ページ中ほどから10ページにかけての第3条関係につきましては、平成30年第3回定例会におきまして改正いたしました平成30年条例第24号を、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の有効措置、その他所要の規定の整備を法律改正に併せて改正するものでございます。

10ページの第4条関係につきましては、平成28年改正で未施行分であったものについて、別立てで軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、法律改正に併せて改正を行うものでございます。

次に改正附則でございますが、議案の後ろから2ページをご覧ください。第1条に施行期日を規定しております。第2条に市民税に関する経過措置、第3条は附則第1条第3号の令和3年度以後の個人の市民税についての施行適用期日、第4条は軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○市民課長（鹿屋 勉） 議案第51号の説明に入ります前に、議案の内容に一部誤りがありましたので、議案を差替えの上、ご審議いただきますよう、お願いいたします。今後、二度とこのようなことがないように努めてまいります。まことに申し訳ありませんでした。

それでは、議案第51号、垂水市印鑑条例の一

部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。平成31年4月17日、住民基本台帳法施行令を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されます。改正の内容は、女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とするものでございます。これに伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、印鑑証明においても旧氏が登録事項に加わりますことから、垂水市印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容の主なものについて、新旧対照表でご説明申し上げます。第4条第4項は、文言を整理した上で、これを第5項とし、第4項として登録申請受理の取消条項を加えるものでございます。第5条第2項は、登録できない印鑑についての規定でございますが、第1号と第2号に旧氏と外国人の通称に係る文言を加え、第3項は非漢字圏の外国人住民のカタカナ表記による印鑑登録を認める規定を新たに加えるものでございます。第6条第1項は、文言を整理し、第3号に旧氏と通称に係る文言を加え、第6号として非漢字圏の外国人住民のカタカナ表記に関する規定を加えようとするものでございます。また、第5号に規定しておりました男女の別につきましては、社会情勢や他自治体の状況等を踏まえ、これを削除するものでございます。第3項は、印鑑票の登録と調製に係る規定を加えるものでございます。

第13条につきましては、文言を整理するとともに、旧氏と外国人住民に関する条項を加えるものでございます。なお、附則としまして、この条例は令和元年11月5日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○福祉課長（高田 総） 議案第52号、垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案

について、ご説明申し上げます。

この議案は、市長の公約でございます子育て支援策として、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、子供医療費の対象者の範囲を拡大するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明いたします。第2条は、この条例に係る定義を定めているところでございますが、この条例で定める子供の範囲を、中学校終了前、15歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者をいう。の者から、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に改めようとするものでございます。

次に附則でございますが、附則第1項は、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございますが、附則第3項で定める準備行為は、公布の日から施行しようとするものでございます。附則第2項は、医療費助成金の適用開始日について、条例の施行日、すなわち令和2年4月1日以後の診療分から適用しようとするものでございます。附則第3項は、受給資格者証の交付等、必要な事務手続きの準備行為については、施行期日前でも行うことができることを定めようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第53号、垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

先の国会で、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が可決成立し、国は令和元年10月1日から施行することとしております。また、この改正法は、急速な少子高齢化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図ることを目的に、

幼児教育、保育の無償化等について改めたものであり、本議案は改正法の施行に伴い、幼児教育・保育無償化に係る必要な規定の整備を行うため、その一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明いたします。改正内容につきましては、国の法改正及び内閣府令に基づき、改正箇所が多岐に及ぶものとなっておりますので、要点を絞って説明させていただきますことをご理解ください。

1ページをお願いいたします。第2条は、この条例の定義を定めているところでございますが、今回の幼児教育・保育の無償化に伴い、用語の整理及び追加等が行われましたので、それに準じて改正しようとするものでございます。なお、この用語の改正につきましては、条例全体に及ぶものとなっておりますので、以降の用語改正に係る部分の説明は省略させていただきます。2ページをお願いします。第5条は、保育の利用について申込があった際には、事業所は保護者に対し、事前に重要事項を説明し、同意を得なければならないことを定めたものでございますが、ここに新たに第13条で定める支払いを受ける費用に関する事項を加えようとするものでございます。

5ページをお願いします。第13条第1項は、保育に係る利用者負担額の受領について定めたところでございます。利用者負担額については、子ども・子育て支援法で市が定める額と規定しておりましたが、3歳以上の利用者負担額が無償化となることに伴い、利用者負担額の受領については満3歳未満保育認定子どもに限ることと改めようとするものでございます。また、同条第4項第3号は、食事の提供に係る利用者負担の受領について定めているところであり、その取扱いを改めようとするものでございます。食事に係る利用者負担において、これまで2号

認定、いわゆる3歳以上の保育認定子どもについては、副食費が保育料に含まれており、主食費は実費負担となっておりますが、改正に伴い、1号認定、いわゆる3歳以上の教育認定子どもと同様、主食費、副食費共に利用者負担として受領するよう改めようとするものでございます。ただし、副食費の取扱いにつきましては、免除の取扱いが新たに設けられ、6ページにありますように、次のア、イに該当する場合は、副食費の支払を免除することを新たに加えようとするものでございます。

13ページをお願いします。第38条は、第5条と同様の改正でございますが、特定地域型保育事業者においても、保育の利用について申込みがあった際には、保護者に対し事前に説明する重要事項として、第43条で定める支払いを受ける費用に関する事項を加えようとするものでございます。15ページをお願いします。第42条第2項から、17ページの第9項に及ぶ改正でございますが、このことにつきましては、先の6月議会で議決をいただいた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と同様の改正内容で、今回は内閣府令の改正に準じて本条例を改めようとするものでございます。

17ページをお願いします。第43条は、特定地域保育事業における利用者負担額の受領について改めようとするものでございます。22ページから24ページは、制定附則の改正や、条文の整理をしようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○水道課長（園田昌幸） 議案第54号、垂水市給水条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。平成30年12月12日付で水道法の一部を改正する法律が公布され、令和元

年10月1日に施行されること、また水道法施行令の一部も改正されることに伴い、垂水市給水条例の一部を改正する必要が生じたため、改正しようとするものでございます。

特に水道法改正にかかわる指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入の目的として、これまでの制度では指定給水装置工事事業者の事業に関して名称や所在地等の変更があった場合の届出や、事業の廃止、休止、再開の届出について規定されていましたが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握はできず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題がありました。こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制度が導入されたところでございます。

それでは、添付しております新旧対照表にてご説明申し上げます。第8条第3項中、第5条を第6条に改め、同条に次の1項を加える。4、第1項の規定により、指定を受けたものは法第25条の3の2第1項の規定により指定の更新を受けなければならない。第31条第1項中、指定の次に、及び第4項の指定の更新を加え、第34条第1項中、第5条を第6条に改めるものでございます。なお、附則として、この条例は令和元年10月1日から施行することといたしております。

以上で、説明は終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 議案第53号について、質疑をしたいと思います。今回、所得制限があったりと、いろんな条件がある中で、この無償化がされると、一部では歓迎されますけども、本当に全体として子育て支援策という視点に立って、

この取組みをされているのかの疑問を持ちながら、ちょっと若干質疑をさせていただきますけれども、まず1点目は、認可外保育所、本市ではどういう実態をつかんでらっしゃるのか、あるのかないのかも含めてお聞きしたいということと、それからあと、企業主導型保育所、昨年、確か市長との間で協定が結ばれたと。その中で、今後つくるかどうかはわかりませんが、その可能性もあるわけです。というのは、先ほど課長が言ったとおり、6月議会でしたかね、特定地域保育事業、認定基準にあった形なんですけども、そういうのがいわゆる今後どういう形でこういう施設ができるかどうかというの、いろいろあると思うんですが、そういう実態の中で、まず1点目は、その認可外保育所、本市ではどういう実態があるのか、まずこの点についてお聞きしたいというふうに思います。

○福祉課長（高田 総） 本市におきましては、認可外保育につきましては、垂水中央病院のわんぱく託児所、医療法人浩愛会保育所の二つの認可外保育所があるところでございますが、この二つの認可外保育所につきましては、県による、国が定める安全基準を満たしており、指導監督基準の適合施設となっているところでございます。

○持留良一議員 そういう内容だったらいいんですけど、基本としたら、その基準を満たさない認可外施設であっても、5年間の経過措置として無償化が実践されるということになると思います。指導はいかないというのは、本市が認めるわけでもないし、県が認可していく、もしくは企業主導型は国に対して直接申請すればいいという中で、様々な、いわゆる基準を満たさない実態もあったわけなんです。そういう中で、この5年間の経過措置で無償化を対象するという施設があるわけなんですけれども、内閣府令では、この経過措置期間中に限っては、市町村が内閣府令によって定められた基準の範囲内で、

地域の実情に応じて利用給付の対象となる認可外施設の基準を条例により定めることも可能という枠組みになりましたと。

いわゆる、市町村がある意味、この給付ということを使って指導をしていくような結果になるかというふうに思うんですが、本来であれば、私はやっぱり別立ての条例とか含めて、今後そういう施設ができることも考えられる。そういうときに指導はできない。じゃあどこで対応していくのかとなったら、この部分で無償化という経過措置の中できちんとそういう条例をつくって対応していくということも、一つの視点があってもいいのではないかなということ。全国でも、これに伴って条例をつくっている自治体もあるわけなんですけれども、本市としては、そういう将来的な観点も含めて、この点についてはどう対応していかれる考えなのか。この点についてお聞きをしたいと思います。

○福祉課長（高田 総） まず、この経過措置の趣旨というのは、認可外保育所を利用されている保護者が、保育の必要性がありながら施設側が基準を満たさないという理由で、無償化の恩恵を受けることができなくなると、そういうことを救済して、認可保育所等を利用している児童と同様に無償化の対象とするものでございます。条例制定につきましては、先ほども申し上げましたように、二つの認可外保育は国の基準を満たしておりますので、今の状況におきましては、市が別途条例を定める必要はないと思われま。

しかしながら、先ほども言われましたように、新たな認可外保育施設が設置される場合には、子供を預かる施設として、子供の安心・安全が保障されるように、安全基準の確保、保育の質を施設に求めていくことは重要なことであると考えます。そのようなことから、本市において今後、新たに認可外保育所が設置され、その施設が国の基準を満たしていないと、そのような

場合がある場合には、5年間の経過措置中に、早い段階で基準を満たすように要請はしていきたいと考えております。

またこの期間中における条例制定につきましては、保護者に不利益が生じないように、慎重に考えていく必要があると思っておりますので、他市の状況を確認しながら、検討を進めていくこととしたいと考えております。また、その連携につきましても、うちの説明会等を開催いたしましたら、認可外保育の事務の方も参加されておりますので、連携はとれていると認識しております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第54号までの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第55号～議案第58号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第16、議案第55号から日程第19、議案第58号までの議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第55号 垂水市教育委員会教育長の任命について

議案第56号 垂水市教育委員会委員の任命について

議案第57号 人権擁護委員候補者推薦につき意

見を求めることについて

議案第58号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第55号の垂水市教育委員会教育長の任命について、ご説明を申し上げます。現在、垂水市教育委員会教育長であります坂元裕人氏が、令和元年11月6日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。任命しようする坂元裕人氏の住所は、垂水市本町1番地1、生年月日は昭和33年3月16日でございます。任期は3年となりますので、令和元年11月7日から令和4年11月6日までとなります。なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。ご同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第56号の垂水市教育委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。現在、垂水市教育委員会委員であります野村繼治氏が、令和元年9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに福里由加氏を選任しようとするものでございます。選任しようする福里由加氏の住所は、垂水市市木237番地1、生年月日は昭和49年6月24日でございます。任期は4年となっておりますので、令和元年10月1日から令和5年9月30日までとなります。なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。ご同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第57号及び議案第58号について、一括してご説明を申し上げます。両議案とも人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

まず議案第57号は、現在、人権擁護委員であります後迫タツエ氏が、令和元年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。推薦しようとする後迫タツエ氏の住所は、垂水市中俣180番地4、生年月日は昭和27年8月15日でございます。

次に、議案第58号は、現在、人権擁護委員であります黒石田時江氏の後任として、大迫玲子氏を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。推薦しようとする大迫玲子氏の住所は、垂水市本城1700番地7、生年月日は昭和34年11月16日でございます。なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもつてご参集願います。5分後。

午前11時27分休憩

午前11時41分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。まず議案第55号について、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第55号については同意することに決

定いたしました。

次に議案第56号について、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第56号については同意することに決定をいたしました。

次に議案第57号について、適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第57号については適任とすることに決定をいたしました。

次に議案第58号について、適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第58号については適任とすることに決定をいたしました。

△議案第59号上程

○議長（篠原静則） 日程第20、議案第59号、牛根麓漁港区域内の公有水面埋立に関する意見の答申について、を議題といたします。

説明を求めます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 議案第59号、牛根麓漁港区域内の公有水面埋立に関する意見の答申につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、鹿児島県知事から鹿児島県が行う牛根麓漁港整備のための、牛根麓漁港区域内の公有水面埋立申請につきまして、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、令和元年8月15日付漁港第185号により地元市長であります垂水市長へ意見が求められたことに対しまして答申をするにあたり、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページの図面をご覧ください。埋立の位置は、垂水市大字牛根麓字磯15番3に隣接する

道、同市大字牛根麓字磯口17番5、18番5、及び19番17の地先公有水面でございまして、埋立区域の面積は4,040.3平方メートルでございまして。本埋立事業につきましては、漁港漁場整備長期計画に基づき、牛根麓地区広域漁港整備事業の一環として、水揚げ作業等の効率を向上させるため、岸壁・用地・道路等を整備するものでございます。現在、占有栈橋等の老朽化が進む中、係留施設等が著しく不足しており、漁船は沖停泊を余儀なくされ、水揚げも安全迅速に行えない状況でございまして。したがって、現況の岸壁及び施設用地の不足は深刻であり、安全で効率的な漁港の整備は直ちに実施すべき事業と考えております。このようなことから、議案書に記載のとおり、本件につきまして異議はないことを市長から県知事に答申しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 産業活性化、また漁業振興のためには大変求められている施設だという、今の説明があったと思うんですが、ちょっと気になるのは、環境アセスですね、環境評価の点で、この調査が義務づけられているのかどうなのかも含めて、そのあたりの環境アセスという観点から問題性は発生しないのかどうなのか。ちょうど瀬戸海峡かな、昔のですね、その流れとの関係もあるんでしょうけれども、このあたりについて、だいぶ大きい防波堤とか含めてどんどんそのあたりは整備はされてきているんですが、一方でその環境問題とか色々ある中で、この点についてはそういう問題はないのかどうなのか。その点について、お聞きしたいと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 本埋立につきましては、平成20年度から35年までの長期計画の中で実施されてございまして、現在まで約半

分は済んでいるところでございますが、そのうちのまだ残りの部分の調査をしてからしてございまして、5年おきに検査をいたしまして、調査をいたしましてすることから、それを今回の5年計画とする、ちょうどグローバル・オーシャンの下での養殖作業所から牛根漁港の荷揚げ場までですが、それについては調査したところ、問題はないというふうに聞いております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議案第59号は、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は、産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第60号上程

○議長（篠原静則） 日程第21、議案第60号、令和元年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長（和泉洋一） 議案第60号、令和元年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案をご説明申し上げます。補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

今回の主な補正は、人事異動に伴う人件費や森林環境譲与税事業、垂水小学校の石積擁壁改修工事、プール改修工事等でございます。今回、歳入歳出とも2億3,234万4,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は124億5,490万7,000円になります。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあると

おりでございます。

次に、5ページの第2表、債務負担行為の補正をご覧ください。今回の補正予算第3号におきまして、垂水市業務量調査業務に係る委託料を予算計上いたしておりますが、事業実施が2箇年にわたるため、令和2年度の予算上限額を債務負担行為により確保するものでございます。地方債にも補正がありましたので、6ページの第3表地方債の補正をご覧ください。変更の内容でございますが、市道高野線の道路整備事業について、工法の変更で費用が増額となるため、財源としていた過疎債を増額するものでございます。今回の変更に伴う起債額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借入限度額を14億7,210万円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事業等の補正についてご説明いたします。12ページをお開きください。2款総務費、1目一般管理費の委託料は、債務負担行為でもご説明しましたとおり、垂水市業務量調査業務委託でございます。同じく、10目企画費の負担金、補助及び交付金は、東京23区の在住・在勤者で、本市に移住して就業または起業した者に移住支援金を支給する地方創生推進交付金でございます。同じく、11目電算費の需用費は、牛根麓の磯脇橋災害復旧事業の完了に伴い、光回線を復旧するための修繕費でございます。

13ページをお開きください。3款民生費、1目社会福祉総務費の委託料は、消費税増税に伴う訪問給食の委託料の増額分でございます。14ページをお開きください。同じく、2項児童福祉費、2目児童措置費の扶助費は、保育料無償化に伴う児童措置費と施設等利用給付費でございます。同じく3項生活保護費、1目生活保護費の委託料は、マイナンバー情報連携のためのシステム改修費等でございます。15ページをお開きください。4款衛生費、4目環境衛生費の負担金、補助及び交付金は、牛根麓簡易水道組

合の災害復旧にかかる簡易水道施設整備費補助金でございます。

16ページをお開きください。6款農林水産業費、2目林業振興費は、森林環境譲与税を活用する事業として開始するもので、今年度は森林所有者への意向調査、住宅建築に県産材を使用した場合に交付金を支給する森林炭素マイレージ事業、及び基金積立てを行う予定でございます。同じく3項水産業費、2目水産業振興費の委託料は、放送コンテンツ海外展開強化事業に関する委託料でございます。

次に、7款商工費、2目商工業振興費の委託料は、城山ホテル鹿児島で開催する垂水市ファンデー開催業務にかかる委託料でございます。17ページをお開きください。同じく4目観光施設整備費の各区分は、森の駅たるみずの水道増圧ポンプ修繕料や業務用冷蔵庫、寝具等の備品購入費に係る費用などでございます。8款土木費、1目土木総務費の工事請負費は、残土処分場排水路整備に係る工事請負費でございます。同じく2項道路橋梁費、1目道路維持費の工事請負費は、道路維持に係る工事請負費でございます。同じく備品購入費は、環境整備作業用の軽ダンプ購入費でございます。

18ページをお開きください。同じく3項河川費、1目河川維持費の使用料及び賃借料は、河川寄州等除去作業にかかる重機借上料でございます。同じく4項港湾費、1目港湾管理費の工事請負費は、柵原新生地区排水路の改修工事等でございます。同じく5項都市計画費、2目公園費の委託料は、垂水市公園遊具点検業務に係る委託料でございます。20ページをお開きください。10款教育費、3目小学校施設整備費の工事請負費は、垂水小学校石積擁壁改修工事及びプール改修工事に係る費用でございます。同じく4項幼稚園費、1目幼稚園費の扶助費は、幼児教育無償化に伴う給付費等でございます。同じく5項社会教育費、2目文化財保護費の委託

料は、垂水島津家墓所国指定史跡化に伴う遺物整理及び測量図面等作成業務にかかる委託料でございます。

21ページをお開きください。同じく6項保健体育費、2目体育施設費の備品購入費は、垂水中央運動公園体育館改修に伴う靴箱、机、椅子などの備品購入費でございます。これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、地方譲与税、地方交付税、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、基金繰入金などを充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は、各所管常任委員会に付託することに決定をいたしました。

△議案第61号～議案第66号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第22、議案第61号から、日程第27、議案第66号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

説明を求めます。

議案第61号 令和元年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 案

議案第62号 令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第63号 令和元年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号） 案

議案第64号 令和元年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号） 案

議案第65号 令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 案

議案第66号 令和元年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号） 案

○市民課長（鹿屋 勉） 議案第61号、令和元年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明を申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも152万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億1,237万6,000円とするものでございます。主な補正の理由でございますが、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認が運用されることに伴う国保電算システム改修委託などの補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。なお、金額はお示ししてありますので、省略させていただきます。歳出からご説明いたします。7ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、13節委託料、国保電算システム改修委託は、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認が令和3年3月より運用されることに伴い、国保システムの改修が必要なことから、国保電算システム改修委託料を補正するものでございます。1款5項1目医療費適正化特別対策事業費に係る訪問指導員の賃金等が特別調整交付金の対象に変更されたことに伴い、保健事業費へ予算組替えが必要なことから、5款1項4目重複・頻回受診者等訪問指導事業費へ組み替えるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。4款1項3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、オン

ライン資格確認に伴うシステム改修に係る国庫補助金でございます。5款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の重複・頻回訪問指導事業の組替えに伴う歳入科目の組替えでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○保健課長（橋圭一郎） 議案第62号、令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきまして、ご説明申し上げます。1ページをお開きください。今回の補正は、補正額として歳入歳出それぞれ5,357万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億3,583万1,000円とするものでございます。補正の理由でございますが、平成30年度決算に伴う繰越金や、国・県等への返還金、市負担金の精算に伴う繰出金が主なものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の委託料は、介護保険システムにおける特定個人情報データ標準レイアウトの改版に伴う改修費でございます。積立金は介護給付費準備基金への積立金でございます。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、平成30年度事業費確定による国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。2項繰出金、1目一般会計繰出金は、同じく平成30年度事業費確定による一般会計への返還金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、6ページをご覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目事業費補助金は、先ほどご説明申し上げました介護保険システム改修と令和元年度第2回市議会定例会でご承認いただきました法改正によるシステム改修に係る補助分でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費繰入金の一般事務費繰入金は、介護保険システム改修に係る経費の市費分を一般会計から繰り入

れるものでございます。8款繰越金は、平成30年度決算額の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、議案第63号、令和元年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれに256万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,076万5,000円とするものでございます。補正の理由でございますが、平成30年度繰越金の確定に伴う補正でございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。3款諸支出金、1項1目の繰出金は、前年度繰越金を一般会計へ繰り出すものでございます。次に、歳入について、ご説明申し上げます。6ページをご覧ください。4款1項1目繰越金は、平成30年度決算額の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○生活環境課長（港 耕作） 議案第64号、令和元年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。今回の補正の理由でございますが、平成30年度繰越金の確定に伴うものでございます。1ページに記載してありますように、補正の額は歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を3,200万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。3款諸支出金、1項1目28節繰出金につきましては、前年度繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。続きまして、歳入でございます。6ページをお願ひいたします。3款繰越金、1

項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、平成30年度漁業集落排水処理施設特別会計の繰越金の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（園田昌幸） 議案第65号と議案第66号につきましては、水道課所管でございますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第65号、令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。1ページをご覧ください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ226万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,412万5,000円とするものでございます。補正の主な理由は、平成30年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴う歳入歳出及び人事異動に伴う給料手当等の不足額に対し、増額補正するものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書によりご説明申し上げます。7ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費につきましては、人事異動に伴い不足が生じるために増額補正するものでございます。3款諸支出金、1項1目繰出金の28節繰出金は、平成30年度の繰越金の確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に歳入でございますが、6ページをご覧ください。1款使用料及び手数料、1項1目使用料の1節簡易水道使用料は、平成30年度簡易水道使用料の未納額の滞納繰越分として計上するものでございます。2款繰入金、1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を増額補正しまして、収支の均衡を図っております。3款繰越金、1項1目繰越金の1節前年度繰越金は、平成30年度簡易水道事業特別会計の繰越金の確定に伴い、繰越額を計上するものでございます。

続きまして、議案第66号、令和元年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。補正の主な理由は、人事異動に伴う手当、浄水施設及び導水・送水管、配水施設及び配水管の修繕費を増額補正するものでございます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げます。5ページをお開きください。まず収益的収入及び支出の支出ですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の節修繕費は、浄水施設及び導水・送水管の故障や漏水等の緊急対応のための修繕費を増額補正するものでございます。同項2目配水及び給水費の節修繕費は、配水施設及び配水管の故障や漏水等の緊急対応のための修繕費を増額補正するものでございます。同項同目の節手当から、福利厚生費及び3目総係費の節手当は、人事異動に伴う人件費の不足額に対し増額補正するものでございます。

1ページにお戻りください。したがいまして、第2条は、令和元年度垂水市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の営業費用を780万4,000円増額し、総額2億5,546万5,000円とするものでございます。第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費を50万4,000円増額し、4,150万9,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第61号から議案第66号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第66号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定をいたしました。

△請願第1号及び陳情第3号並びに陳情第4号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第28、請願第1号の請願1件、及び日程第29、陳情第3号並びに日程第30、陳情第4号の陳情2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

請願第1号 国民健康保険税の子どもの均等割額の減免を求める請願書

陳情第3号 市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書

陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（篠原静則） お諮りいたします。ただいまの請願1件及び陳情2件については、いずれも所管の総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、請願第1号の請願1件及び陳情第3号並びに陳情第4号の陳情2件については、いずれも所管の総務文教委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明31日から9月9日まで
は議事の都合により、休会といたします。

次の本会議は9月10日及び11日の午前9時30

分から開き、一般質問を行います。質問者は会議規則第62条第2項の規定により、9月3日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出をお願いいたします。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日はこれもちまして、散会いたします。

午後0時9分散会

令和元年第3回定例会

会 議 録

第2日 令和元年9月10日

本会議第2号（9月10日）（火曜）

出席議員 12名

1番	新原 勇	7番	川越 信男
2番	森 武一	8番	感王寺 耕造
3番	前田 隆	9番	持留 良一
4番	池田 みすず	10番	北方 貞明
5番	梅木 勇	11番	池山 節夫
6番	堀内 貴志	14番	川畑 三郎

欠席議員 2名

12番	徳留 邦治	13番	篠原 静則
-----	-------	-----	-------

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年9月10日午前9時30分開議

△開 議

○副議長（堀内貴志） おはようございます。篠原静則議長がけが療養のため、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

なお、本日、エアコンの効きが悪いようで、これはめいっばいだと思いますので、暑いと思われる方は上着を脱いでもらっても構いません。特に行政当局、我慢することはありませんので、よろしくお願いたします。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○副議長（堀内貴志） 日程第1、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、ご協力のほど、よろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして順次質問を許可します。

最初に、7番、川越信男議員の質問を許可いたします。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続いております。

今年、全国各地で異常気象による猛暑、大雨による様々な災害が発生いたしました。九州でも長崎県や佐賀県等、台風や記録的な大雨により洪水・浸水被害等が発生いたしました。災害といえば、大分県のスーパーボランティアとして知られる尾島春夫さんは、すぐ被災地に駆けつけ、支援活動を続けられ、頭の下がる思いであります。被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました、質問事項に基づき質問いたしますので、明快な回答、答弁をお願いいたします。

初めに、全国学力学習状況調査について伺います。

8月1日に南日本新聞に今年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象として実施された全国学力学習調査の結果が公表されておりました。鹿児島県は、全国の平均をやや下回っていましたが、小学校において、国語が全国平均を上回るなど一定の効果が現れているという県教育委員会のコメントが掲載されておりましたが、鹿児島県内において本市の状況はどうであったのか、学校教育課長に伺います。

次に、固定資産家屋全棟調査について伺います。

令和元年度第2回定例会において、固定資産家屋全棟調査に係る委託料について2年間にわたる継続費として予算化されましたが、この調査の事業内容について、調査の必要性、調査の完了予定、また、この調査は空家調査も含むのか、税務課長に伺います。

3番目に、たるみず特産品販路拡大支援事業について伺います。

たるみず特産品販路拡大支援事業については、市長の公約である6次産業の振興につながる事業だと思っておりますが、平成27年度から関東圏での地元産品によるレストランフェアなどの事業を

実施されておられますが、これまでの事業の成果並びに継続した販路となっているのか、水産商工観光課長に伺います。

最後に、新庁舎整備事業について伺います。

これまで市民が新庁舎建設事業をしっかりと理解するには、市民と直接対話していくことが必要であると言ってまいりました。執行部も3月から車座座談会の取組みを始められて、これまで市民向け、職員向け、行政連絡会での実績が合計35回、延べ714名の参加があったと報告がありました。前回6月議会での開催実績に関する答弁では、確か5回開催で約60名余りの参加実績があったとの報告でした。3箇月余りで30回、600名以上の実績があったこととなります。私は、執行部は市民の理解を得る努力を粘り強くしっかりされていると感じております。

このような中、車座座談会の開催期間もさらに年度末まで延長されるとのことですが、基本設計案も示されたこともあり、今後はより具体的な説明ができ、市民の理解度はさらに増すものと思えます。

そこで、今後の車座座談会について、どのように行っていられるのか、企画政策課長に伺いまして、1回目の質問を終わります。

○学校教育課長（明石浩久） おはようございます。川越議員の全国学力学習状況調査の本市の状況についてのご質問にお答えいたします。

本年4月19日に市内の小学校6年生と中学校3年生を対象に全国学力学習状況調査を実施したところでございます。

本市の結果と県の結果を比較しますと、調査が実施されました、小学校の国語と算数、中学校の国語におきましては、ほぼ県平均並みとなっております。

また、中学校の数学と英語につきましては、県をやや下回っております。

その差でございますが、正解であった問題の数で比較しますと、県平均にあと1問及ばない

状況でございました。

以上でございます。

○税務課長（港 裕幸） おはようございます。川越議員の質問でございます、調査の必要性、調査の完了予定、空家調査についてお答えいたします。

まず、調査の必要性についてでございますが、これまで固定資産税に係る家屋評価及び滅失確認につきましては、税務課職員にて必要に応じて現地調査を行い、賦課処理を行ってきており、平成7年に当時の家屋調査資料や課税台帳データをもとに市内全域での家屋現況図作成を行って以来、一斉調査は実施しておりません。

そのため、これまで現地調査にて把握し切れていない滅失家屋や新築家屋、所在地記載のない家屋の潜在化が課題となっており、場合によっては滅失家屋の判明に伴い、複数年での税返還や新築家屋等の賦課漏れなどが発生している現状でございます。

このことから、公正公平で適正な賦課を行うためには、固定資産税の賦課対象となる家屋の所在地や現況を正確に把握する必要がありますことから、今回、家屋調査及び評価の専門的な知識と実績のある事業者へ委託の上、全棟調査を実施するものでございます。

次に、調査の完了予定につきましては、10月中に市報やホームページ、案内文の全戸配布等により住民の皆様方への広報、周知を行った後、現地調査を開始し、令和3年1月までに調査事業全てを終了する予定でございます。

最後に、空家調査についてであります。本市にとりましても、空家対策は急務であると考えております。そのことから、今回全棟調査に併せて空家調査を行うものでございます。

今回実施します全棟調査自体が、市内に現存します、家屋一棟一棟について全て現地での確認調査を行うものでありますので、市内全域の空き家に関する調査も行い、空家カルテ等を作

成するものでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） おはようございます。川越議員のご質問でございます、これまでの事業の成果につきまして、お答えいたします。

本事業は、平成27年度から、本市の特産品並びに6次化商品等の販路拡大、販売促進のPRイベントとしまして、垂水観光物産展を開催しております。

平成29年度、30年度には、東京都内の協力飲食店7店舗におきまして、垂水食材を使用しましたオリジナルメニューを店舗で提供するレストランキャンペーンを実施しております。

キャンペーンのキックオフイベントにおきましては、市長が地元製品のトップセールスを行ったところでございます。

また、小規模でも有名なレストランにおきまして、キャンペーンを実施することにより、垂水食材の認知度、注目度向上につながり、事業実施後もカンパチや美湯豚、インゲン、ニンニクなどにつきましては、現在も継続した取引が行われているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。川越議員のご質問でございます、車座座談会を今後どう行っていくかについてお答えいたします。

車座座談会については、本年3月議会で川越議員からご提案いただき、現在、特に力を入れて取り組んでいるところでございます。

車座座談会の開催を通して、直接市民の皆様と対話することができたことで、事業の理解の促進はもとより、疑問点や不安点の解消につながったとお声をいただいているところでございます。

このように、車座座談会の開催の効果も高いことから、開催期間も年度末まで延長させてい

ただいたところでございます。

これまでの車座座談会では、基本計画やプロポーザル時の設計提案の内容に対して、市民の疑問に答える形で実施してまいったところでございます。

今後は、庁舎建設事業の事業進捗状況やパブリックコメントとして基本設計案を示していることから、より具体的な事業内容を説明しているのではないかと考えております。

市民の皆様方にしっかりと新庁舎をイメージしていただけるよう、取組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 それでは、一問一答で質問いたします。

全国学力学習状況調査の本市の状況が県平均に近い状況だったとのことで、ほっとされたことと思います。

また、新聞には学力調査と同時にアンケート調査が実施されたとの記載でありましたが、児童生徒へのアンケート調査において、特徴的な点はなかったのか伺います。

○学校教育課長（明石浩久） アンケート調査の結果についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、全国学力学習状況調査では、学力検査と併せて児童生徒へのアンケート調査も実施されました。この調査結果から、本市の小中学生が全国や県を上回っている項目として、将来の夢や目標を持っている、平日の家庭学習の時間が小学生で1時間以上、中学生で2時間以上であるなどが挙げられ、教育委員会としてこれまで取り組んでまいりました、子どもたちに感動を味わわせ、夢を育む総合プランの成果が現れつつあると感じているところでございます。

一方、全国や県をやや下回っている項目として、朝食を毎日食べている、新聞を読んでいるといった項目が挙げられます。

こうしたアンケート結果の状況につきましても、重視し、指導を行っていく必要があると感じているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 アンケート調査結果から見て成果が現れていること、または下回っていることと言われましたが、本市をこれから支える子どもたちに対し、学力学習結果、アンケート調査等の結果から見えてくる、本市の課題はどこにあるのか伺います。

○学校教育課長（明石浩久） 本市の課題についてのご質問にお答えいたします。

調査を実施した文部科学省からは、本調査により測定できるのは、学力の特定の一部分であり、学校における教育活動の一側面であるとの通知が出されております。

しかしながら、教育委員会といたしましては、県との差は僅かとはいえ、今回の調査結果を真摯に受け止めております。あと1問の壁を感じているところであり、このあと1問が課題であると考えておりますので、子どもたちが問題に最後まで粘り強く取り組む姿勢を一層育てていく必要があると考えております。

また、アンケート調査の結果を見ますと、朝食を食べない、あまり食べていない児童生徒の割合が、国や県が約5%であるのに対し、本市は約7%という結果が出ております。学力向上は、学校が中心となって取り組みを進めておりますが、食育を含めた基本的な生活習慣の確立に向けまして、家庭や地域との連携を一層深めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 色々な課題が考えられますが、これからの取り組みをどのように進めていくのか、最後に伺います。

○学校教育課長（明石浩久） 学力向上をどのように進めていくかのご質問にお答えいたします。

児童へのアンケート調査の結果を見ますと、「先生はわかるまで教えてくれていると思いますか」の項目が全国や県を大きく上回っており、本市の先生方は熱意を持って、子どもたちの指導に当たっていただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、まずは先生方一人一人の授業力向上の取り組みを一層進めてまいります。

具体的には、本年3月に改訂しました、垂水市授業モデルを活用しながら、授業の中で子どもたちの発表などを通して学んだことを定着させる場の設定や、教師が教えるだけでなく、子どもが自分で考え、話し合い、表現することで学びを深めていく授業が展開されるよう指導に努めてまいります。

また、今回の調査結果におきましては、英語に課題が見られました。教育委員会といたしましては、英語力向上に向けてこれまで実施しております、小学校外国語活動指導講師派遣事業、青少年海外派遣事業・夢の翼に加え、民間委託によるALTの派遣事業、垂水中央中学校の全生徒を対象とした英語検定補助事業の4つを柱とする英語力向上総合プラン事業を本年度から実施しており、児童生徒の英語に対する興味や関心を大いに高め、英語学習に意欲的に取り組む子どもの育成に一層取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 様々な課題を踏まえた取り組みを進め、本市の児童生徒のために頑張っていたきたい。学力は一朝一夕につくものではないので、地道に継続して取り組んでいくことが大切であります。将来の垂水を支える子どもたちのために学校、家庭、地域が連携を深め、教育施策が充実することを期待いたしまして、この質問は終わります。

次に、固定資産全棟調査についての質問をい

たします。

調査の必要性、調査の完了、空家調査については理解できましたが、この調査による固定資産の課税はいつから反映するのか伺います。

○税務課長（港 裕幸） 課税の変更時期についてお答えいたします。

今回の調査において把握できた家屋につきましては、次回評価替年度でございます、令和3年度分の固定資産課税時点において全ての結果を反映することとしております。

なお、調査結果に基づく課税の変更につきましては、所有者または納税義務者の方々への丁寧な説明と確認及び同意を得るための作業を行った上で反映させる予定でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 所有者及び納税者には丁寧な説明と理解の上での反映を期待いたします。そこで、空家調査も含むとの答弁でしたが、この調査結果については、空家に係る各関係課との情報共有は、当然図られるものと思いますが、庁内共有の考えを伺います。

○税務課長（港 裕幸） 庁内における情報共有についてお答えいたします。

今回の空家調査の結果につきましては、副市長を委員長とし、市民課、総務課、企画政策課、土木課、生活環境課、消防本部、税務課の課長で構成される、垂水市空家等対策委員会の中で資料収集や調査研究を行うために設置されている空家対策ワーキンググループにおいて、所在地情報や空家カルテ等データを共有し、本市の空家対策を推進するための基礎資料として活用していく予定でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございました。空家対策としての基礎資料として活用期待いたしましてこの質問は終わります。

次に、たるみず特産品販路拡大支援事業についての質問に移ります。

事業の成果については、継続とした産品もあるということなので、今後も継続するよう、行政としても支援していただきたいと思っております。

それでは、今年度で本事業も5年目となりますが、今回の事業として何を重点に置いて、どのような事業計画を考えているのか伺います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 今年度の事業計画につきましてお答えいたします。

これまで4年間の事業実績を踏まえまして、本年度におきましては、さらに事業を精査し、特産品の販路拡大や商談会の実施並びに新商品の開発等について業務委託を行うこととしております。

事業内容としましては、関東・関西の都市圏の飲食関係者や物流の責任者などと本市生産者との交流について、垂水食材を広く普及させるための効果的な商談や販路拡大につながるキャンペーンなどを計画しております。

具体的には、バイヤー等による現地視察、販路拡大キャンペーン、商品開発の3つを柱としております。

なお、これまでにない新たな取組みとしまして、流通を専門にしている方を講師として招き、バイヤー目線で国内外のトレンドや食材発掘等について紹介いただく、生産者向けのセミナーを計画することにより、売り込み方の能力を向上させ、機運を高めることを重点としております。

以上でございます。

○川越信男議員 3回目ですが、売り込み方に着目して、生産者にわかりやすく説明し、機運を高めることは重要なことだと思いますので、計画がきちんと実施されるよう取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、成果目標など、今後の取組みについて伺います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 今後の取組み、成果目標につきましてお答えいたします。

新たな販路開拓につながることを目的に、都市圏のシェフ並びにバイヤーを垂水市へ招き、現地視察及び生産者との商談会を計画し、垂水食材のPRを行うこととしております。

また、垂水市の食材を使ったレストランキャンペーンを関東と関西の都市圏での実施、食材納入とキャンペーン後の継続した取引、6次化プロジェクトとして商品開発などを計画し、新商品のチャレンジ販売を目標としております。

本事業の業績評価指数につきましては、食材PRの成果目標としまして、一つ目は、レストランキャンペーンを5店舗で実施すること、二つ目は、キャンペーンに参加されなかったレストランも含め、本市の生産者20軒との食材取引を行い、50の品目数を目指すこと、三つ目は、商品開発におきまして新商品2品目を開発し、チャレンジ販売を行うこととしております。

なお、都市圏へ継続した取引を行うために、ブランド力を高めるなど、問題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 成果目標がきちんとクリアされ、多くの製品の販路が継続して達成されるよう、事業実施していただきたいと思っております。

それでは、最後の新庁舎整備事業について、2回目の質問をいたします。

先ほどの答弁では、引き続き車座座談会をしっかりやっていくとの答弁をいただきました。ぜひ、市民の皆様の理解が進み、具体的な新庁舎のイメージを持ってもらえるように取り組んでいただきたいと思っております。

現在実施中の基本設計案のパブリックコメントについて質問いたします。

パブリックコメントは、計画案に対して市民が意見を述べるができる制度の一つであり、住民説明会やワークショップなどの方法で行う意見集約もありますが、パブリックコメントは、意見の提出や意見の取扱いが要綱で定められる

など、厳密な運用をするイメージがありますが、まずはこのような認識でよろしいのか伺います。

○企画政策課長（二川隆志） パブリックコメント制度は、正式には市の基本的な政策等に係る素案の事前公表と市民意見の提出手続に関する要綱に基づく制度でございまして、平成20年4月1日に施行されました。

この制度は、市の意思決定過程における公正の確保及び透明性の向上を図ること、市民の市政への積極的な参加を促進し、もって市民との協働による開かれた市政への推進に資することを目的としており、制度の考え方としては、まずは意思決定前の情報を市民に公表し、説明する責務を果たすこと、そして市民が意見を述べる機会と市民から寄せられた意見に対する市の考え方を示すことを規定することにより、意思形成過程において市民参加と行政の説明する責務を果たすこととでございます。

庁舎建設事業におきましても、市民からの意見の集約方法として住民説明会やワークショップ、そしてパブリックコメントを実施しているところでございます。

こういったことから、川越議員のご認識のとおり、住民説明会やワークショップなどと同様の市民意見を求める方法の一つではありますが、パブリックコメントの提出に際しては、最小限の責任ある対応といたしまして、住所、氏名の記載もありますことから、一定の重みのある意見が寄せられたものと認識しております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。パブリックコメントは、計画策定段階での公平・透明性の確保を図ること、そして市民から出された意見に対して、市の回答を示すことがポイントだろうと思っております。実際にパブリックコメントを通じて市民意見が反映されるものなのか、基本計画で行ったパブリックコメントの反映状況について伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 新庁舎建設基本計画策定の際には、平成30年2月にパブリックコメントを実施させていただきましたところ、34名の方からご意見をいただき、意見件数は70件でございました。いただいたご意見については、要綱に基づき、全ての意見に対し、ホームページ等で市の考え方を示したところがございます。

いただいた意見の内容につきましては、整備位置に関する意見が18件ございまして、うち16件について整備位置を決定する際の参考とさせていただきますところでございます。

また、新庁舎の機能については、38件のご意見がございまして、うち12件を基本計画に反映したところがございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。市の計画や施設の設計に対して、市民の意見を反映することは大事なことだと思います。そこで今回公表された基本設計のパブリックコメント案ですが、目次に市民ワークショップ報告とありました。中を見てみますと、2回開催したワークショップで出た要望や意見を今回の設計案にどう反映しているか結果がとりまとめられておりました。ワークショップに参加された多くの市民の皆様は、意見が反映されている状況を見て、参加してよかったと思っているのではないかと思います。今回の基本設計案、パブリックコメントに対しても、多くの意見が寄せられることと思いますが、ぜひとも市民の意見の反映に努めていただきたいと思います。

次に、基本設計案についてですが、一つだけ確認させていただきたいと思います。

先日の全員協議会で、執行部は、設計事業者の同席のもと、我々議会に対して、基本設計案を詳しく説明していただきました。この中で詳細な地盤調査の結果、液状化対策として砂ぐいで締め固める地盤改良を行う計画であると報告

がありました。垂水市の中心市街地の状況は、ほかの施設の地質調査結果から、地盤の状況はさほど変わらない状況であると設計事業者の説明もありました。私が思うには、垂水市の中心市街地のどこに新庁舎を建てようとしても、同じ程度の地盤改良が必要だと思いますが、この点について見解をお聞きたいします。

○企画政策課長（二川隆志） 新庁舎は、国土交通省が定める官庁施設の総合耐震計画基準の中でも特に重要な官庁施設と位置づけられております。大地震発生時に建物の設備や機能の被害を最小限に抑え、防災・災害復旧拠点としての機能を維持することが必要とされていることから、耐震安全性の目標も最も厳しい基準に設定しております。

このような中で、プロポーザル審査で選定された設計事業者が提案した耐震構造は柱頭免振構造でございました。この柱頭免震構造を採用するには、個別に建築物の性能評価を行う大臣認定が必要となります。

また、この大臣認定の手続には地震波解析など、詳細な地盤調査が必要でございました。

川越議員も危惧されております液状化でございますが、今回の詳細な地盤調査の結果を用いて液状化判定を行ったところ、現地盤では液状化するとの判定が出され、それに対応する地盤改良を行うことで、液状化の影響を最小限にとどめる計画としたところでございます。

川越議員からご指摘いただいておりますが、中央病院や市庁舎新館の整備の際に行われた地盤調査結果については、どの地点も深さ20メートル付近までN値10前後の緩い砂質土地盤で、地下水は地表面から3メートル未満の浅い位置にあることから、各ボーリング調査の結果から建設予定地同様、現庁舎位置、中央病院にあるのも同じような地盤であると判断されます。

こういったことから、川越議員のご認識のとおり、地盤としては同じような特徴があり、仮

に他の場所に建設するとしても、防災拠点としての耐震安全性を確保するためにも、基礎部分には同程度の地盤改良と費用がかかる可能性がございます。結果、新庁舎予定地だから過剰な地盤改良や費用がかかるのではなく、仮に現庁舎に建て替えるとしても、同様な対応が必要であるとデータから判断されると、先般の全員協議会において設計事業者より報告されたところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。計画によると深さ20メートルを対象に地盤改良を行うとありました。コンクリートの長い杭を50メートル及び100メートルも打たなくて済むのであればよいことだと思います。大臣認定により、安全性が確保された建物となるので、何が起こるかわかりませんが、現在想定している災害等には十分対応できるものと思います。安全性が高く、今なら交付税措置のある地方債を活用した事業計画となっていますので、しっかりと説明を行い、市民の安全のために早期に竣工できるよう進めていただきたいの思いを込めて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○副議長（堀内貴志） 次に、2番、森武一議員の質問を許可します。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 おはようございます。2回目となる一般質問をさせていただきます。

8月21日、残念なことに、議会運営委員会で私と同僚2名が提案させていただいた、新庁舎建設計画に関する住民投票条例案に本会議日程に記載しないことを議会運営委員会で決定されてしまいました。この決定に関して、私は大変残念であり、なぜこのような決定を行ったのか不明です。

地方自治法第112条では、普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、

議会に議案を提出することができる。議案を提出するにあたっては、議員定数の12分の1以上の賛成と文書で提出をすれば事足ります。議員定数は14名なので、2名以上であればよいこととなります。そのため、法の求める要件及び形式は満たしております。

それでは、提出した議案に問題があったのでしょうか。地方自治法第112条の議会の議決すべき事件とは、地方自治法第96条に規定されており、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないとあり、その中に条例を設け、または改廃することという条項があります。そのため、今回の提出した案は、条例案であることから、この規定にも何ら接触することはなく、問題がありません。ここまで法的に問題があったのかを検証しましたが、問題がありません。

では、議会規則に接触したのでしょうか。垂水市議会規則に、議案の提出という条項があります。第14条に、議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならないとあります。提出した議案には、理由書を添え、賛成者との連署により提出しているため、会議規則にも接触しているとは考えられません。

これらのことから、私が提出した議案は、法的にも会議規則的にも問題がありません。その証拠として、議長は提出した議案を受理されました。

そうすると、議会運営委員会に本会議日程に記載しないという権能が与えられているのでしょうか。地方自治法第109条第3項に議会運営委員会に関する規定があります。その規定には、議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案・請願等を審査すると規定され、

その事項として、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項の3つを挙げています。法では、先ほど挙げた3つの事項に関して調査、議案、請願等を審査するとしていますので、提出した議案に関して、議長は、会期、日程、そして議案の取扱いに関して諮問をしたと考えられます。これは、垂水市議会運営委員会規程第2条、目的及び協議事項という項目において、委員会は、議会の円滑なる運営と議員相互の連絡協調を図ることを目的とし、概ね次の事項を協議するとあり、その事項として、議会の会期及び日程並びに運営に関する事、議案、修正案、請願等の取扱いに関する事、その他議会運営及び議長が必要と認めた事項に関する事の中の1項と2項に関する事から導き出せます。委員会の決定に対して、言われていることとして、議会運営に関する申し合わせ事項として、議員提出の議案については、その都度、議運で協議するという文言があるため、協議した結果、本会議の日程に記載しないことを決定したと言われています。議長の諮問が会期、日程、議案の取扱いだと考えたときに、決定結果は日程に記載しないことから、会期、議案の取扱いに関してではなく、日程に関してであると考えられます。

では、議会運営委員会は、日程に記載しないということを含めて、議長に諮問されたのでしょうか。議長が議事日程に記載しないということを含めて、諮問できるかについて、議会事務局に完備されている野村稔氏著の「議員・職員のための議会運営の実際1」という本の302ページに「議長は議事日程の編成権を持っています。議長は、議事の順序をどうするか等について決定することができますが、提出された事件を日程に記載しないという権限はありません。議長は提出された事件を、いかにスムーズに審議できるかという観点や公平の観点から、特定

の事件を日程の最初に持ってくるか、最後に持ってくるかを判断します。日程に記載しない権限を議長に認めますと、案件の審査に入る前に、議長の手元で門前払いをくらすこととなります。その案件の内容が不十分であれば、議会は審議の結果、修正するなり否決するなりすればよいことですから、案件の実態的審査を拒否する権限が議長に認められているはずがありません。議長は、提出された事件を日程に記載する義務があります。」と書かれています。これは、議会が議決すべき場であることを考えると当然のことであり、議決すべき事件として提出され、受理された議案を議決しなくて、議会は何をするのかという議会の根本に関わってくることであります。法には、議会は議決すべき事件を議決しなければならないという規定はありません。それは議会が議決することが当然であるからです。会社員が仕事をしなければならぬという規定がないから、仕事をしないということが不条理であることが自明であることと同じです。このことを考えると、議長の諮問内容に日程に記載をしないことまで諮問されたとは考えられません。このことから、議会運営委員会の目的及び協議事項に議案の上程の可否を判断する権能が与えられているとは考えられません。それは当然のことだと思います。仮に議会運営委員会に議案の上程の可否を決める権能があるとしたら、この本会議の場をもって議会の意思を決定するということを議会運営委員会が行うことになるからです。

しかし、今回の議会運営委員会では、「上程すべきかどうかということをごここで決めなければならない。」ということが発言される議員や、「この議案は廃案にすべきだ。」という発言をされたという前議長がおられたということをお聞きしております。今回の決定は、今まで述べてきたように、法的に瑕疵があるとの疑義を強く持っております。その中で「法的なだけ出

すけど、現実に垂水市議会運営委員会は、この申し合わせ事項で進めてきているわけ。あなたの言うのは、法的にはそうだけど、優先どっちかって言うのは、結果を見ないとわかんないわけ。」であったり、「私はもう5期してきたけど、申し合わせ事項によってということでは議会はスムーズに来ているわけですよ。それをあなたは、法治国家だからそんなものは否定すると言っているけど、法の下でいろんな困難なことが出たり、いろんな難しいことが出るから、我々議会人として、垂水市議会は申し合わせをして、そのことによって議会運営をスムーズにやってきて、ここまでやってきているわけですよ。」と述べ、あたかも条例や規則、申し合わせ事項が法律に優越すると捉えられるようなことをおっしゃった議長経験者もおられました。

憲法は、法律に優先し、法律は条例に優先するという法治国家としてのルールは、どの場においても揺るぎません。前議長の発言を借りるのであれば、法の下で困難に直面した場合は、法の範囲内でいかに対応できるかです。だからこそ法とルールに基づいて提出した議案を議会運営委員会の目的及び協議事項に沿わないと考えられる決定を下したことが大変残念であります。私は、議会は市民の多様な声をいかに市政に反映していくことが求められていることだと考えます。今回、私は市民約千名の方の声を背に議案を提出させていただきました。意見が対立することは致し方ないことだと思います。しかし、自分と意見が異なるからといって、法的に瑕疵が疑われるやり方をしてまで、その声を封じることにはどのような意味があるのでしょうか。議会が市民の声を聞かずに、何をしようか。市民の声をいかに考えているのでしょうか。私は、議会運営委員会の場で卑怯者と罵られました。議案を議事日程に記載しないという決定に賛同された同僚議員の皆様においては、市民への説明責任という面からも、ぜひ理

由と根拠を法とルールに則して、お示ししていただくようお願いいたします。

また、同僚議員の皆様には、今回の議会運営委員会の決定が議会の本質を揺るがす決定だということをお伝えさせていただきます。

さて、市長、これまでる考えを述べさせていただきましたが、市長も議員を経て、また現在は首長として市政に励んでいらっしゃるかと思います。憲法、法律と条例の関係性の認識について、市長の考えをお聞かせください。

次に、近年、様々な面で活用が進んでいるドローンですが、防災・災害復旧面から、また本市の魅力をより多面的にアピールするためにも、観光面からもドローンを活用できないかと思えます。防災、災害復旧、観光面以外にも鳥獣による農作物の被害調査や鳥獣被害対策、森林資源の監視など、様々な面でドローンの活用が進んでおります。6次産業化など、1次産業者の所得向上政策を進める本市においても必要かと考えます。現在でも民間企業と協定を結び活用しているとは思いますが、今後、さらに活用の場を広げていくためにも、橋頭堡として防災、災害復旧、観光面からの活用を進めていけばよいかと考えますが、現在の活用状況と今後の取組みに関する考えをお聞かせください。

次に、8月25日に行われた知事と語ろう会において、知事にもお話をさせていただいたのですが、垂水市内でまだ高速通信網が整備されていない地域があります。語ろう会の場で知事もお話しになっておりましたが、県としてもスマート農業やAIの活用を進めるために高速通信網の整備を進めているとのことでした。国も然りで、高速通信網の未整備地域への整備を進めていると聞きます。そこで、現在の国・県及び市の取組み状況をお聞かせください。

最後に、新庁舎建設関連として、私は市民へ広報するときには真摯に正確な情報を伝えることが大切だと考えますが、市民へ広報する際の

市長のご姿勢をお聞かせいただき、1回目の質問とさせていただきます。

○市長（尾脇雅弥） 森議員の憲法、法律と条例の関係性の認識についてのご質問にお答えをいたします。

現在の日本の法体系は、日本国憲法を頂点としたピラミッド型で制定をされております。国においては、国法といたしまして、法律、政令、省令、その他の命令などがございます。一方、本市のような地方公共団体においては、自主法として条例、規則、委員会規則などがございます。

地方公共団体における自主法につきましては、法律の範囲内とされていることから、国法から独立した存在ではなく、国法体系の一部を構成しているものと認識をしております。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） おはようございます。森議員のご質問でございます。災害の多い本市において、防災、災害復旧などにドローンを活用することの現状と可能性についてのご質問にお答えをいたします。

近年、スマホと連動することにより、多くの電子機器が次世代の可能性を見出しております。その中でもドローンに対する注目度が世界中で急激に高まっております。

ドローンは、無人で飛行することが可能な航空機全般で、元は軍事目的で利用されておりましたが、最近では小型化や低価格化、さらにはスマホやインターネットと連動することによって、その利用用途が広がり、一般での活用も進んでおります。

災害時におきましては、道路を使えるとは限らず、過酷な捜査、現場確認となり、二次災害のリスクを伴うこともございます。ドローンを使用することで、人が入れないエリアで難なく映像や画像を撮影することが可能となり、被災者捜索や現地確認などを迅速に行うことが可能

となり、実際にドローンを活用する自治体が多くなってきております。

垂水市では、ドローンの活用に関し、災害時における情報の収集協力に関する覚書を平成27年6月18日に株式会社ナディックサービスと協定を締結して、災害時にドローンを活用することができるようになっております。そのほか、土木課、農林課所管で協定を締結しております建設会社もドローンを所有されております。ドローンの活用につきましては、近年災害発生時の調査や風光明媚な観光地などの映像を目にする機会が多くなっておりますが、本市での災害時の活用につきましては、平成27年に発生いたしました、深港地区の山腹崩壊によります土石流災害時でございました。その際は、複数回、山腹崩壊が発生する中で監視や調査を行いました。人が発生源に近づけないこともあり、国土交通省のドローンを飛ばすことになり、間近からの崩壊面や湧水が噴出する映像やより上空からの全体的な被災状況など鮮明な映像で確認できましたことは、かなり有効であると実感しましたことを記憶しております。

また、最近の利活用につきましては、道の駅たるみずはまびらやたるみずスポーツランドの整備におきまして、上空から着工前から完成までの写真を撮ることで、全体的な整備の進捗状況を確認でき、また昨年の桜島口牛根麓線の災害につきましても、委託しましたコンサルタントのドローンで、高さ80メートルの崩壊面や中腹の巨石を映像で確認して、復旧工法の検討に活用しております。

農林課所管では、平成28年度の台風16号災害復旧現場や、本年7月の大雨により災害のありました協和小学校上、浜平中村地区の山腹崩壊現場の空撮をお願いいたしました。

以上のように、大規模災害の全体的な把握や標高の高い山腹崩壊など、現場に近づくことが困難な場合の状況確認に大変有効であるものと

認識しておりますので、今後も協定を締結している業者や所有している建設会社、コンサルタントへ依頼し、活用を推進してまいりたいと考えております。

次に、高速通信網整備に関して、お答えをいたします。

本市における高速通信網につきましては、中央地区は概ね民間事業者により整備をされておりますが、新城ビル・牛根ビル管内につきましては、採算性がないなどの問題から、民間事業者による自主的な整備が見込まれていない状況となっております。

このことから、民間事業者に対し、本市が平成15年度に地域イントラネット基盤整備事業で整備をいたしました、本市独自の光回線が新城から牛根境まで敷設されておりますので、この光回線を用いたサービスの提供ができるのか確認をいたしましたところ、民間事業者が使用する光回線と市の光回線では設備設計の仕様が異なること、民間事業者がサービスの提供を行う場合、各交換局を中心とする整備が行われますが、仮に市の光回線を利用する場合、新城ビル・牛根ビルの交換局と接続していないため、光電話サービスなどが提供できないなどの理由でサービスを提供するためには、民間事業者の光回線の新設が必要となるようございました。

また、令和元年度より、民間事業者が整備し、自治体が財政支援を行う場合でも補助対象となる、高度無線環境整備推進事業が創設されたことから、本市において、どの程度の財源負担が必要になるのか、民間事業者に対しまして、概算見積書の作成を依頼し、本年6月に提出をいただいたところでございます。

概算見積書によりますと、本市における未整備地域への整備には、補助対象外経費も含めまして、総額で3億2,600万円が必要でございます。そのうち高度無線環境整備推進事業による補助額が3分の1、9,540万円、差し引きまし

て市の負担額としては2億3,060万円の財源が必要となります。

本市としましても、高速通信網整備の重要性、必要性は十分認識しており、今後、複数年度に分けての事業実施ができないか、国・県等の補助金のかさ上げができないか、より有効な整備事業がないかなど、今後も国・県・民間事業者の動向を注視し、一日も早い未整備エリアの解消に向けまして前向きな検討を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 森議員の新庁舎に関する車座座談会にどういふふうな思い、姿勢で臨んでいるかというご質問にお答えをいたします。

端的に申しますと、新庁舎建設は、築60年、現在の庁舎が古くて危ないということ、また熊本震災での宇土市役所の被災状況など目の当たりにして、一刻も早く建て替えを行い、市民の皆様や職員の安全を守りたいという強い思いで臨んでおります。

また、新庁舎建設事業は、コストや安全性、利便性などといった観点から様々な考え方や方法がございますが、庁内検討委員会や外部検討委員会の意見を踏まえ、総合的専門的観点から決定をした新庁舎建設計画並びにこれまで平成30年3月、平成31年3月、議会におきまして2回の議決をいただきました地盤調査を含めた基本設計、実施設計を着実に進めていまして、今後、この計画どおりに進めないと、市民の安心安全は守れないという思いで新庁舎建設事業を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○森 武一議員 一問一答方式でお願いします。

まず、一番最初の憲法と法律、条例の関係性についてなんです、私も同じような考え方がありますが、私が議員になる前ではあったんですけど、職員の方からも憲法・法律よりも垂水市の規程のほうを優先するというようなことを

お聞きした場面もありますので、そこらへんはしっかりとやっていただいて市政に励んでいただければと思います。これにて終わります。

次、ドローンについてということなんですけど、知事、県のほうもスマート農業であつたりとか、国の農林水産省のほうでも所得向上策で市長のほうでも6次産業化というのを進めていらっしゃるかと思うんです。ドローンというのは、今後のそのスマート農業であつたりとか、農業の生産性向上という面であつたりとか、様々な面でのその活用がどんどん進めていくとか、活用の場をを広げていくことが可能だと思うんです。その際に、やはり先発者利益といいますか、先に活用を取り組んでいくということが、後々の体制整備であつたりとか、活用方法の見地の蓄積というものが進んでいくことになっていくと思うんです。実際今、民間企業と提携をして活用を進めていっているかと思うんです。さらに今後の活用を考えたときに、もっと活用の場を広げていけばと思うんです。どのようにお考えかお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には、今森議員が言われた考えに近い考えを持っております。やはり人口減少、高齢化社会の中で、また垂水市はこんなコンパクトな市ではなくて、北から南、あるいはさらに山の部分とかありますから、そういった中で効果的・有効的にまちづくりを進めるためには、足らざるを補うということでは、今おっしゃったようなドローンなんかの活用によって、テレビ新聞等でもありますけれども、スマート農業でありますとか、安心安全の観点からも、先ほどありました、これまでは災害の現場も足で運んで視察をしてというリスクがあつたんですけど、ドローンを飛ばすことによってそういうことが解消できる。昨日も鹿児島大学の地頭菌先生が、前回は近寄って一緒に見たんですけども、さらにそういうデータ化を進め

ることによって、リスクが少ない形で安心安全上に寄与する方法があるんだと。いずれにしても、5G等も含めて、これから大きく変わっていく中で、それに少しこれまで出遅れておりますけれども、予算の関係もありますが、しっかりその方向性ということは、間違いのないことでありますので、またご意見いただきながら前に進めて、垂水市がよくなればというふうに考えているところでございます。

○森 武一議員 ありがとうございます。ドローンの活用に関しては、今後ますます広がっていくことだと思いますので、市としても先を見据えて早め早めの取組みを進めていただければと思います。ドローンに関しては、もうこれで終わらせていただきます。

高速通信網の整備に関してということで、前向きに検討していただけるということだったんですが、実際、いつできるのかというのはすごく大切なことだと思うわけです。なぜこれが大切かと申し上げますと、高速通信網がない地域におきましては、やはり定住促進であつたりとか移住者を募る際に、通信網がない場所に今の現在の状況で住めるかと言われると、なかなか厳しいところがありまして、その選択肢を考える際には、やはり民間の市場としてそれをやっていくのは大変難しいとは思いますが、採算性のところで大変難しいところはあると思うんですけど、どうしてもそこがないと、牛根地区に関しても人口が減っていつている、そこを定住促進政策の面からも必要だと思うんですけど、市長のお考えを。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどの答弁と重複すると思いますが、基本的にそのことは大事だというふうに思っております。高齢化・過疎化の中でそういうことでカバーをしていく。極端に言いますと、例えば今、健康長寿プロジェクト、昨日は鹿大の大石先生のところにも行つたんですけども、そういうパッドを利用しながら

つないでいく、これまでだとフェイス・ツー・フェイスのためには足を運ぶ、あるいは来ていただくということだったわけですが、空間を越えてパッドでこうやって操作することによってつなぐということにもなります。そのためにはそのための手段が必要だということですね。これまではそのラインを引くということでありましたが、現代技術において、例えばラインを引くということではなくて、アンテナ的な機能を設けるとか、そういったことでつないでいけるということもありますので、今、医療・介護・福祉の例で申し上げましたが、先ほどの経済政策、あるいは全ての面においてそういう時代でありますから、そのことをしっかりと議員の先生方と協議をして、前に進めていくということは重要であるというふうに考えております。

○森 武一議員 来年以降に民間のADSL事業者もサービスを廃止していくということをお聞きしていますので、前向きに検討をしていただけないかというお答えはいただいたと思うんですけど、一日でも早い整備を進めていただきますようお願いして、最後に市長をお願いして終わります。

○市長（尾脇雅弥） そういうことだと思いますけれども、やはり課題になっているのは予算の関係がありますので、そういう時代背景の中で我々でできること、県や国にお願いすることもありますから、その実情を訴えながらそういう法整備、あるいは予算化というのをしっかりとさせていただくということが大事だと思いますので、一緒に要望していければというふうに思います。

○森 武一議員 よろしくお願ひします。

では、新庁舎建設計画のほうに移らせていただきます。

先ほどの新庁舎の建設計画に関して、市民に広報する際に大切だと思うことに関して、やは

り正確な情報をお伝えするということが、市民の政策であったりとか、整備計画だけではないんですけど、市の政策を判断する際に重要になってくるかと思うんですけど、この正確な情報をお伝えするという点に関して、市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 基本的にはそういうことだと認識しております。これまでの経緯を含めてしっかりと手順を踏んで進めさせていただいたということは、先ほど申し上げたとおりだと思いますけれども、ただ、民間の方々も含めているような情報が入り乱れておりましたので、そのことを極端な、ある意味私の立場からすると、間違った情報をリセットするために、そういうことはこうですよという点において言葉が足りない場面もあったかもしれませんが、森議員も出席をされた5回目ぐらいでしたかね、潮彩町で開催されたときにそういう誤解を招く可能性がありますということがありましたので、以降は訂正をしてしっかりと対応させていただいておりますので、正確な情報をしっかりと流すということは大事なことだというふうに認識しております。

○森 武一議員 ちょっと市長に先に答弁に関わるところを言っていたんですけど、先ほど市長が最後のほうで言っていた正確な情報というところで、今まで潮彩町の車座のところぐらいまでは、市民の負担は一切ありませんというようなことをずっと車座でおっしゃっていたかと思うんですね。その後、市報のほうにも書いてあるように、市庁舎建設を目的とした市税の増税はありませんというふうに変ってきたかと思ひます。誤解を招くようなことということで、一切負担がありませんという文言を変えたというようなお話だったと思うんですけど、今までその車座であったりとか、様々な面で一切負担がありませんと言ってきた方々、市民に対してどのような説明をされてい

くのか、どういうふうに正確な情報をお伝えするのかをお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 具体個別は担当課長からお話をさせていただくというふうに思いますけれども、やはりトータルで30数回、700名近い方々にお話をする中で基本的に、森議員が言われるような、正確性を期す形でお話をするというのが基本なんですけども、誤解を招くような言葉足らずということもあるんだというふうには思います。

一例申し上げますと、例えば新庁舎の建設予定地が海拔ゼロメートルみたいな話でありますとか、1人50万円税金が増えるということは明らかに間違いでありますから、そのことを正す意味で考え方としてそういう話はその都度させていただきますけれども、先ほどお話がありました、厳密に言うところにおいては、言葉が足りない部分もありましたので、新庁舎建設に対しての目的の増税はありませんということで、以降はそのように対応しているところでございます。

これまでの皆さんに対してどういうアプローチをしていくかというのは、担当課長のほうで少し補足をさせていただきたいと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 森議員の前の資料を使っていた座談会参加者への対応はという形でのご質問にお答えいたします。

修正前の資料は、4回の座談会で使用させていただいたところでございますが、座談会参加者の方々には庁舎整備に伴う増税はないということを詳しく説明してございますことから、趣旨は十分に伝わっているものと考えております。

なお、車座座談会の修正後の資料につきましては、広報たるみず7月号に掲載しているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 広報たるみず7月号ということで、この一切負担がありませんというほか以

外にも、財政への影響は16億円以上ですというふうに書かれているんですけど、これは引越費用8億で交付税措置の8億を足して16億円というふうに書かれているとは思いますが、この16億円以上と書いた場合に、実際もうその8億円の交付税措置が受けられるということが決定をされているということなんですかね。それとも、この断定的な書かれ方をしている、その正確な情報をお伝えするということに関わってくるんですけど、このように断定的に書いてしまうと、要は現在の庁舎建設計画の交付税措置が決定をしている、別の場所に、現在の場所に建て替えた場合は、その交付税措置が受けられないということ決まっているというような捉え方をされるとは思うんですけど、そこについてどのようにお考えになりますか。

○財政課長（和泉洋一） 交付税措置が決まっているかという内容のご質問でございましたが、交付税措置につきましては、この公共施設等適正化推進対策債につきまして、すみません、この地方債につきましては、令和2年度中に実施設計に入った場合に、対象となるというような地方債でございまして、今本市の新庁舎建設計画につきましては、令和2年度中に実施設計に入るというのは、もう既に今年度実施設計に入る予定でございまして、起債の対象にはなるということで事業を進めているところでございます。

なお、地方債の事前協議については、県の市町村課のほうと事前協議をいたしているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 すみません、まず課長、多分、市町村役場緊急整備事業だったかと思います。ここ、先ほどの現在の庁舎建設計画に関しては、実施設計に入っているのが対象になるということだったと思うんですけど、ここの市報のところで問題になっているのは、現在の場所に建て

替えてもよいのかということで、令和2年度までに実施設計に着手をすればよいということなわけですよ。そうすると実施設計に入るのが1年あるわけですよ。そうすると、断定的に書いてしまうと、それがもうだめだという、受けることができないというふうに捉えられるかと思うんです。そこに関してお伺いできればと思うんですが。

○財政課長（和泉洋一） 先ほども申しましたとおり、この市町村役場機能緊急保全事業、この地方債については令和2年度まで実施設計に入るケースにおいて該当になると。現在の庁舎建設計画において、この計画を途中で変更し、今後実施設計に入ることが来年度まで可能ではないかというような趣旨のご質問だったかと思うんですが、それについては、現在のところ、あくまで錦江町の土地開発公社用地における建設計画を現在進めておるところでございます。そのことを場所を今後もし変更してということであれば、確実にその地方債を受けることが言えると、確実にその地方債の借入が可能であるかということは、現状においては申し上げられないということでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 今のそのご答弁いただいたところで、要は完全にだめではないってなったときに、要は財政への影響は16億円以上ですって書いてしまった場合に、その8億円というものはもうもらえませんかと言っているのと同じになってくるわけですね。最初のその正確な情報をとるところにここがかかってくるわけで、やはり正確な情報を書くのであれば、このような書き方というのは市民の判断をミスリードすることになるのではないかと。なので、最初の一切負担はありませんであったりとか、ここの、ほかにもあるんですけど、今回この2点をまずは言わせていただこうかと思ひまして、財政の影響は16億円以上ですということ、やはり市民

に関して正確な情報を与えるというか伝えるということに、ちょっと違ってくるのではないかなと思うので、そこらへんをもう一度正確な情報をお伝えするような形で、広報していただけないかと思うんですが、ご答弁をお願いいたします。

○企画政策課長（二川隆志） 森議員のご質問にお答えします。

広報につきましても、またこの7月号におきまして詳細な内容として加えております。まずその点、不足な弁もございましたら、そういうところも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 次のテーマとして、市民との合意形成の現段階ということで、東京工業大学の猪原健弘先生が編集された「合意形成学」という本があるのですが、その中で、合意とは、1、全員が賛成すること、2、反対者がいなくなる、3、反対者を少なくすること、4、反対者を少なくするよう努力することという4つの段階を示しております。4つを示して定義されております。そこで、現在の執行部として、現在の市民との合意形成の現段階がどこらへんになるかというのをお考えをお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 森議員の市民との合意形成の現段階はどこかというご質問にお答えさせていただきます。

庁舎建設事業は、様々な考え方があつた中で総合的、専門的判断のもと、新庁舎基本計画としてまとめてまいりました。

計画の策定にあたっては、事前に策定プロセスを議員の皆様にご説明の上、公平、透明性を確保しながら取り組んでまいりました。

外部検討委員会から基本計画に関する要望書の中にも、計画決定後は市民との合意形成の上で速やかに新庁舎の整備を進めることと要望があり、市としても説明会や広報誌への掲載、そ

して車座座談会などを積極的に展開し、市民の理解促進に努めているところでございます。

引き続き、車座座談会をはじめ、市民の皆様からのお問い合わせに適切に対処しながら、正しい情報をしっかり伝え、事業を正しく理解していただけるように取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 すみません、議長。あと何分残っているのかをお聞かせいただけますか。

○副議長（堀内貴志） 15分。

○森 武一議員 15分、はい。

では、今お尋ねしたところで、この猪原先生の合意形成学というところからして、現在、一番下の反対者を少なくする、現在のその市民の合意形成の段階として、私としては、反対者を少なくするよう努力をしている段階だと思うんですね。これはまだ合意形成としてはすごく入口の部分になってくると思うんです。今回、庁舎建設の現在地で建てるということに関して、反対をされている方がいるということがなぜ起こったのかというのが、執行部としてどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただけないでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 後で担当課長がお答えすると思いますけども、合意形成の部分もいろんな考え方あると思います。猪原先生はそういう見解を示されておられて、フラットな考え方があるとしたら、左も右もあるということがいろんな分野においてあると思うんですよ。私自身も、合意形成に関しては、皆さんが一人残らずご理解をいただいて、賛成をしていただくことが一番理想だというふうに考えております。ただ、二元代表制というルールの中で、ルールに従ってこれまで様々な説明やあるいは議決をいただいて、あるいは住民説明会をやって、今日まで至っているわけでありまして。市民の皆様に関しても、そういう呼びかけ、あるいは広報

誌で十数回もやっているわけですから、それがどの程度ご理解をさせていただいたかというのは、個人差があると思いますけれども、我々としてやるべきことをしっかりやって、その結果として足らざる部分があるということを知りましたので、先ほど申し上げたような住民説明会というのを、できればお一人の方残らず、お話を聞いていただいて、その上で判断をしていただきたいというふうに思っております。庁舎を建てるということに関しては大筋合意はいただいていると思うんですけど、場所の問題、特に安全上大丈夫なのかってのが争点の一つなんだろうというふうに思います。そのことも、これまでは基本構想の中で考え方はお話をしてきたわけでありましてけれども、具体的に今回の基本計画の中で、より客観的なデータに基づいた安全上の対策ということが示されておりますので、そういう住民説明会も踏まえて、参加をさせていただいてお話を聞いていただければご理解をいただけるものというふうに思っているところでございます。

○企画政策課長（二川隆志） 現在行っております車座座談会、住民説明会などは決して反対される方々を対象に行っているものではございません。

また、これまでありました基本計画、基本設計など、それぞれの過程においても、有識者や市内各関係団体の代表者で組織されております、外部検討委員会にお諮りし、ご意見をいただきながら、それぞれのプロセスにおいて議会の皆様方にもご説明させていただいているところでございます。基本的に、決定した基本計画を市民にしっかりと伝えること、取組みを進めることが市民との合意形成に向けた取組みであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○森 武一議員 同じ本の中に、「合意形成は単なる説得や妥協、討論のための討論ではない。

また論者の誰かが勝利を収めるための論争ではない。関係者の誰もが納得する解決策を創造するための協同的な努力である」というようなこともあるんですね。今回、根本的な場所で問題があると、市民の中から声が上がっているということは、最初のところで何かしらの市民と市行政のほうとで、掛け違いがあったんじゃないかと思うんです。ここに関して、ちょっともう時間がないので、私の意見を述べさせていただいて、このテーマについては終わらせていただくんですけど、やはりその掛け違いのところに対しては、その根本、もうあそこにつくらかつからないかというすごく大切なことになってくるので、そこに関して合意形成をしっかりとやっていただければと思います。

次のテーマに移ります。

議会で議決しなければならぬ事項は、今後何があるかということでお尋ねさせていただきます。

○企画政策課長（二川隆志） 森議員の今後、議会在議決する事項は何があるのかということのご質問にお答えします。

新庁舎建設事業は、重要な事業であることから、新庁舎建設計画策定前から議員の皆様にも十分説明を行い、新庁舎建設基本計画を策定し、決定いたしました。これまでこの基本計画に基づきまして、平成30年度一般会計予算として基本設計、実施設計業務委託費、さらに詳細な地盤調査費が必要となりましたことから、平成31年3月に平成30年度補正予算を提案し、議決いただいたところでございます。

今後予定している議決いただく事項でございますが、大きなもので申し上げますと、土地の取得に関する予算や建設工事等に関する予算のほか、庁舎移転に伴う各種関連事業費などの予算がございます。

また、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例に基づきまして、

土地の取得のための契約事案や予定価格、1億5,000万円以上の契約事案などがございます。

さらに、垂水市役所の位置を定める条例の改正についても、議会に議決いただく事項であると考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 今お答えいただいたように、契約関係であったりとか予算関係、あとは位置の条例に関してということで、まだ法人として建設計画、垂水市の法人として建設計画を決定をしていないということだと思っておりますが、今の現状段階としては、執行部の行政計画ということだと思っておりますが、その認識で間違いありませんでしょうか。

○企画政策課長（二川隆志） これにつきましては、基本設計、基本計画案、そして基本設計、こういった形で議案として上程させていただきまして、議決をいただいているということでございますので、我々の認識としましては、もう場所としては決定いただいたというふうな認識でございます。

○森 武一議員 すみません、場所として決定をしたってなってきたら、地方自治法4条の特別議決が必要になってくるかと思うんですが、そこに関してはもう、まだ先ほどの答弁ではこれからということだったんですが、そこに関してはどういうことになるんですか。

○企画政策課長（二川隆志） 何度も繰り返しますけれども、市役所の位置を定める条例改正の提案時期については、地方自治法の解説書に条例の制定時期については、建設着工前にするか、完了後にするかは市町村の事情によっていずれも差し支えないというふうに表記されております。建築の財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でないといわれているところでございまして、この解説を踏まえまして市役所の位置を定める改正条例案の提案につきましては、これまで答弁してきていますと

おり、基本的には建設工事予算の確定以降になると考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 すみません。では、4条の特別議決がなくても位置はあそこに決まっている、議決があるというふうに考えていらっしゃるということですよ。ということで間違いはない。

○企画政策課長（二川隆志） 決してそのような形で申し上げたという意思ではございません。

○森 武一議員 そうすると、法人としての意思決定はまだということになると思うんですが、そういうことでもない。

○副市長（長濱重光） 新庁舎を決定しているのかどうかというご質問だと思うんですけども、私どもとしては、これまで、繰り返しになりますけれども、いろんな庁内検討委員会、外部検討委員会、それからワークショップ、住民説明会、いろんなことを踏まえて、そして3つの候補地の中から、今の現在地の公社として選んだところであります。

そのことにつきましては、どこが決定するかというのは市が決定する。だから、その整備位置を含めて基本計画を決定したわけでありますので、それに基づいて、今、着々と進めているということであります。

冒頭、市長のほうでも川越議員のご質問にお答えいたしましたけれども、私どもは、その決定を踏まえて、昨年度の当初予算において基本設計案の予算を1億1,000万余り、可決をしていただき、そしてまた、この3月議会において、補正予算として二千数万円、トータルで1億4,000万近くの予算を可決をしていただいております。

私どもは、例えば、いろんな事業を進めるにあたって、例えば、職員が業務を進めるにあたって、備品一つ、ボールペン1本、買うにいたしましても、この議会の議決を得なければ何もできないわけであります。

したがいまして、私どもは、2回において、そのような基本設計、実施設計等の予算を可決していただいたということは、議会からお墨つきをもらったというのは、当然ご理解いただけると思っています。そのことを踏まえて、私どもは、今、庁舎建設に向けて業務を推進しているということでもあります。

以上でございます。

○森 武一議員 そのプロポーザルの契約予算というのは、平成30年の3月議会だったかと思うんです。その際には、基本設計案というのは、まだ機関決定をされていなかったかと認識しているんですが、その予算が通った時点においてです。そこでいいんですかね。

○企画政策課長（二川隆志） 我々の認識としましては、その際において、あそこにつくると、あそこに計画させていただくというところで議案を上程させていただいたと。その予算を認めていただいたという認識でございます。

○森 武一議員 すみません、ちょっと時間がなくなってきたので、ここでこの件に関して終わらせていただくんですけど、議事録を読ませていただいた際に、市長含め、当時の企画政策課長も含めて、あそこで決定をしたというような答弁をされていなかったもので、そこはもう1回確認を取っていただければと思います。

時間の関係で、先に進めさせていただきます。

ここの222条の関係についてということで、すみません、時間がないので簡潔によろしくお願ひします。

○財政課長（和泉洋一） 地方自治法第222条の概要について、私のほうから答弁いたします。

地方自治法第222条第1項では、「地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」とされております。

この条文の概要について、一般論としてお答えいたしますと、地方公共団体の財政運営の健全性や計画性を確保する趣旨で、予算を伴う条例等の制定及び改正については、予算措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでは、議会への提案が制限されるとの規定であると考えられます。

また、必要な予算措置が的確に講ぜられる見込みの具体的な時期とは、最も確実な時期としては、関係予算案が議会に提出されたときであります。見込みとは、地方公共団体の長において見込みがあるものと判断すれば足りるとの解釈もあり、条例案の提出時点において、必ずしも予算の先行審議を要する趣旨のものではないと考えられます。

以上のようなことから、予算を伴う条例案等を議会に提出する際は、同一議会において予算案を同時に提出するほうが、それぞれの議案に対しての審議に理解が深まるものとは考えますが、地方自治法第222条の規定は、あくまで地方公共団体の財政運営の健全性や計画性を確保するため、予算を伴う条例等の制定、改正を提出する際は、予算の見通しをしっかりと立てた上で提出すべきと定めているものであって、議会への条例案、予算案の提出時期までを定めているものではないと考えられます。

以上でございます。

○副議長（堀内貴志） 残り1分です。

○森 武一議員 はい。1分ということなので、すみません。

ここに於いて、同一議会中ということになっている。執行部として、今までの答弁を、4条関係として、特別議決のところは別々に出されるということだったと思うんですけど、今、課長のほうからご答弁いただいたように、よりよい審議をするためには、同一議会に出していただくほうが、よりよい審議ができるかと思しますので、その同一議会内で予算と位置の変更を

出させていただきますようお願い申し上げます、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（堀内貴志） ここで暫時休憩いたします。

次は、11時20分から再開いたします。

午前11時8分休憩

午前11時20分開議

○副議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質問を許可します。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。今回初めて質問に立ちます。まだ目が完全に回復しておりませんので、読み違えたりするかもしれませんが、よろしくお願ひします。特にこの2日間ほどパソコンににらめっこしておりましたので、非常に今日は目がぼんやりしております。よろしくお願ひします。

私は、4月の市議会議員選挙で、公約の一つに、自然災害対策、台風、集中豪雨、地震などに備え、防災・減災対策の充実と安全な避難施設等の拡充を掲げ、二つ目に、自主防災組織の活性化、万が一の災害に備え自主防災活動を具体化し、高齢者・子ども等の避難誘導・訓練実施などを訴えてまいりました。

本市が、平成29年3月発行した垂水市総合防災マップは、防災対策や自主防災組織をはじめ、市内各所の土砂災害警戒区域、特別警戒区域、本城川の浸水想定区域、津波浸水想定区域など、防災に関する多くの情報が掲載されており、まちを守る、家族を守る地域防災活動に大変役立つ刊行物だと評価しております。また、これが有意義に活用されることを希望しております。

今回の質問は、公約でもある自然災害等の質問をさせていただきます。

8月28日、今年もまた佐賀県を中心に大雨の

災害が起きました。近年、毎年、全国で大きな水害が発生しております。鹿児島県も7月3日、大雨に見舞われ、避難指示が出ました。垂水市も同日、避難勧告、避難指示を発令しました。

それでは、それに関連した質問をいたします。

まず、第一番目に、災害時における避難所の状況と自主防災組織の活動について伺います。

7月3日の大雨で避難指示が全市民に出ましたが、避難指示で避難指示先に避難した人数と対応について伺います。垂水市全体では、避難所に204世帯、310名が避難されたと聞いております。それぞれの避難所ごとに人数をお聞かせください。

また、今回、避難所では毛布や非常食などが提供されたと聞いております。避難所対応は、どんなことをされたのかをお聞かせください。

二番目に、本城川発電所下の井堰について伺います。

以前の井堰は、井堰に1メートル前後の切り込みが入ってありました。現在の井堰は、水門側にだけ開閉式となっており、ほかはコンクリートで堰き止められております。その理由について伺います。

以上で、1回目の質問は終わります。

○総務課長（角野 毅） 前田議員のご質問でございます。

避難指示で避難指示先に避難した人数と、避難所の対応についてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、今年の九州南部の梅雨入りは、平年と同じ5月31日頃、梅雨明けは、平年より10日遅い7月24日頃、梅雨明けしたと見られると発表をされております。

特に、令和元年6月28日から7月3日かけて、局地的に猛烈な雨が降り、鹿児島県内は、薩摩地方、大隅地方を中心に記録的な大雨となり、県内各地で6時間降水量、24時間降水量などが

観測史上1位となりました。

6月28日からの梅雨前線に伴う大雨につきましては、6月30日の午後5時に災害警戒本部を設置し、同時刻で、市内全域に災害準備高齢者等避難開始を発令し、牛根地区公民館、市民館、水之上小学校体育館、新城南地区憩いの家の4箇所を避難所として開設をいたしました。

避難者数は、市民館に4世帯、5名の方が避難をされました。大雨警報は継続していましたが、本市への影響が低くなったことから、7月1日の午後4時に避難所を閉鎖して、災害警戒本部を解散し、情報収集体制へ移行をいたしました。

次に、降り続く雨により牛根地区の土壌雨量指数が高くなったことから、7月2日、午後5時に災害警戒本部を設置し、午後5時30分に牛根地区に避難準備高齢者等避難開始を発令し、同時刻で、境小学校体育館、牛根地区公民館、道の駅たるみずの3箇所を避難所として開設をいたしました。

6月3日、午前8時には、牛根地区を除く地域にも土砂災害の危険性が予想されたことから、市内全域に避難準備高齢者等避難開始を発令し、開設済みの境小学校体育館、牛根地区公民館、道の駅たるみずに加え、市民館、水之上小学校体育館、新城南地区憩いの家の6箇所の避難所を同時刻で開設をいたしました。

午前10時5分に、垂水市に土砂災害警戒警報が発表されましたことから、同時刻で市内全域に避難勧告を発令いたしました。

午後1時頃には、本城川が氾濫危険水位に達したことから、水之上地区に避難指示を発令。その後も雨が降り続くことが予想され、さらに土砂災害の危険性が高まったと判断をいたしまして、午後5時には市内全域に避難指示を発令し、開設した6箇所の避難所に加え、協和地区公民館、柗原地区公民館の8箇所の避難所を開設をいたしました。

避難者数は3日の午後9時がピークとなり、204世帯310人が避難をされています。

避難所ごとには、境小学校体育館が19世帯、25人、牛根地区公民館が21世帯、35人、道の駅たるみずが13世帯、20人、協和地区公民館が1世帯、2人、垂水市市民館が54世帯、98人、水之上小学校体育館が76世帯、100人、柘原地区公民館が6世帯、14人、新城南地区憩いの家が14世帯、16人となりました。

また、避難指示発令を想定し、かねてより備蓄倉庫に保存しておりました、温泉水と食料を避難者へ夕食と翌日の朝食分として、温泉水2本とカレーとパンを配布することができております。

併せて、以前より要望がありました毛布や畳も事前に備蓄倉庫から避難所へ移送しておりましたので、避難者の方々に活用していただき、避難所の環境改善のために活用することができております。

また、一人で移動できない方について、市の公用車で、避難所まで3世帯4名の方を移送いたしております。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 前田議員のご質問でございます。

本城川発電所下の井堰についてのご質問について、お答えいたします。

本井堰は、県営かんがい排水事業により、昭和49年3月に完成し、平成5年度に、堆積した土砂を流す土砂吐ゲートを更新しており、井堰本体は40年余りが経過しております。

井堰の構造といたしましては、コンクリート製で、右岸側に土砂吐ゲートを設置することで、右岸側の取水ゲートへ水を導く構造としており、災害が発生しそうな出水時には土砂吐ゲートを開放し、十分な流下断面が稼げるようになっており、河川管理者と十分な協議をした上でつくられております。

質問のコンクリートの部分についてではありませんが、この新光寺の井堰におきましては、井堰の土砂吐ゲートの開閉を電動の巻上機にすることによりゲートを大きくし、1箇所にとりまとめ、省力化したため、左岸側の井堰がコンクリートのみの構造となっております。

コンクリート部分を、今川原の井堰のような鉄製の開閉可能な転倒ゲートを設置する方法もあったと思いますが費用が膨大となり、新光寺地区は大きな転石が多く、ゲートを破損してしまう可能性があり、現在のような井堰となっております。

以上でございます。

○前田 隆議員 それでは、一問一答方式で2回目の質問に入ります。

まず1項目の避難指示で避難指示先に避難した人数と避難所の対応については、時系列で避難所開設状況や避難所ごとの避難者数、対応について説明いただき、ありがとうございました。

幸い、今回、人的被害はなく無事に終わりました。しかし、全市民に対し避難指示発令をしたが、避難所に避難した割合は5%にも満たない。そこで要望いたします。

避難所数に関しては、避難に対する実態調査をして、安全な地域の人や親類等のところに避難した人はともかく、崖崩れなどの危険がある土砂災害警戒区域、あるいは本城川など氾濫の恐れのある浸水想定区域の住民が、どれだけ避難したかを中心に調査し、今後の対応を検討しておくべきだと思います。

特に、その地域の人が避難しなかった理由、あるいは避難できなかった理由などを調査して、今後も人的被害ゼロを目指し、人の命を守る対応、受入れの対応を準備する必要があると思います。そのための実態調査をお願いしたいが、見解を伺います。

○総務課長（角野 毅） 前田議員の2回目のご質問にお答えをする前に、先ほど、私、6月

3日午前8時に市内全域への避難準備高齢者等避難開始を発令と言いましたけれど、申し訳ございません、7月3日の誤りでございました。申し訳ございません。修正をいたします。

2回目のご質問でございます。実態調査をお願いできないかということでございます。

これまでの避難所開設を行った全てのケースについて、指定避難所に避難された方の人数については把握をいたしておりますが、避難された方が危険エリアにお住まいの方かどうかは把握しておりません。

また、災害が発生する恐れが極めて高い状況などで、指定緊急避難場所へ立退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断され、近隣の安全な場所への避難や建物内の2階や崖から離れた部屋など、安全な場所へ緊急的に避難された方もいらっしゃると思います。

市内の危険エリアは、地図上では区分をされておりますが、そのエリアは市内全域に及び、多くの住民が含まれております。正確に危険エリアにお住まいの方が何世帯、何人いらっしゃるかについては、現在、把握できておらず、危険エリアにお住まいの方が全て避難したかについては把握が困難な状態でございます。

今後、危険エリアにお住まいの方の人数把握については、現在、活用いたしております避難行動支援者システムでの危険エリア内にお住まいの方の把握ができるシステムの構築といったものを進めてまいりたいと考えております。

実態調査につきましては、その後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○前田 隆議員 実態調査に対しては、早急をお願いすることといたします。

次に、避難所における避難者数は適正だったのかについて伺います。

○総務課長（角野 毅） 避難所における避難者数は適正であったのかというご質問でございます。

避難情報や避難所開設情報につきましては、FMラジオや垂水ほっとメールにて行いました。防災ラジオや携帯電話等で避難情報などを入手され、また、自主防災組織の見守り活動により避難所へ避難、もしくは避難所以外の安全な場所へ避難するなど、多くの方が避難行動をされたと理解しているところでございます。

○前田 隆議員 再質問します。

避難者数は適正だったかという判断は難しいと思います。それゆえに、少なくとも避難指示が出た場合の適正な人数の判断は、先ほどお願いしました実態調査に基づく校区ごとの避難所に避難する必要がある人の人数を割り出し、その人数に対し、実際に避難した人数の割合で判断するような方法しかないと思います。

避難する必要がある人が全員避難することがベストですが、それに向けた対策をすることが人命を守る基本だと思います。避難すべき人の全員避難に向けて、取り組む決意を伺います。

○総務課長（角野 毅） 前田議員のご質問にお答えをいたします。

災害による犠牲者を出さないためには、自らの命は自らが守るという意識を持ち、避難勧告等の発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても、行政などが出す警戒レベル相当情報等に十分留意をし、災害が発生する前に自らの判断で、自発的に避難をすることがとても重要でございます。

このようなことから、一人一人が適切な避難行動をとることができるよう、平時から防災知識の普及を図ると共に、住民が主体的な避難行動をとることができるよう、わかりやすい情報を提供し、お住まいの地域にどのようなリスクがあるのか、どのようなときにどのような行動をとるべきかについて、広報誌や出前講座等で引き続き周知を行ってまいりたいと考えております。

○前田 隆議員 避難対策の取組みの強化をお

願いたいんですが、そのへんの検討も本当によろしく願いしまして、次の質問に入ります。

続きまして、3項目の避難所に要した人件費及び物品費、各総額は幾らだったかについて伺います。避難所に派遣した職員の人数と人件費、非常食や毛布等の物品費などの経費について教えてください。

○総務課長（角野 毅） 避難所に要した人件費及び物品費の総額は、のご質問でございますが、6月30日から7月4日までの避難所開設に要した費用は、避難所で使用した毛布のクリーニング代が3万6,288円、避難された方に配布をいたしました食料費が23万5,600円、温泉水代が5万4,312円となっております。

次に、災害警戒本部対応職員の時間外手当は、災害警戒本部事務局及び総務警戒部の要員分が10人分で15万2,963円、企画広報警戒部の要員分が5人分で4万9,872円、財政出納警戒部の要員分が4名分で1万5,704円、避難警戒本部の要員分が36名分で69万5,325円、合計、55名分の91万3,864円となっております。次に、広報活動に従事した消防団員の出動手当48名分で24万円となっております。

6月30日から避難所開設に伴う費用は、合わせて148万64円となっております。

全国市長会において、自然災害、またはその恐れが発生し、市区が避難勧告などを発令したことにより、応急救助を行うための避難所の設置費用、食料・飲料水の供給、生活必需品等の給与、さらには応急救助業務に当たる人件費などの諸費用の一部を保険金で支払う全国市長会防災・減災費用保険が、平成29年度に創設をされており、垂水市では、平成30年度から契約プランA型に加入をいたしております。

契約プランA型の一事故当たりの支払い限度額は150万円となっております。避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました場合、対象費用の50%、避難勧告及び避難指示を発令した場

合は、対象費用の100%を支払うこととなっております。年間支払い限度額は500万円となっております。

6月30日からの大雨により、本市では避難指示を発令しておりますので、発生した経費の全額を保険金として受け取っているところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 避難所に要した人件費及び物品費等の総額については、ただいま説明にありましたように、全国市長会防災・減災費用保険で全額補填されたということで、本市民に負担もかけることもなくよかったなど安心いたしました。また、動員された市職員の皆様にはご苦労さまでした。

今回は1日で終わりましたが、2日、3日となると大変です。今後の対応も職員の皆様には、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、次の4項目の避難準備高齢者等避難開始発令時の自主防災組織の活動の現状はについて伺います。

地震や台風など自然災害に備え、自主防災組織を各振興会が準備し、活動することの重要性や必要性は十分に認識されていると思います。

垂水市の各振興会の組織化率は高いと聞いております。今回の大雨で、避難準備高齢者等避難開始発令が出たとき、自主防災組織がどのように活動したか、また、その活動の現状を確認したか、実施依頼などをしたかについて伺います。

○総務課長（角野 毅） 避難準備高齢者等避難開始発令時の自主防災組織の活動の状況はのご質問にお答えいたします。

防災対策には、公的機関が行う活動での公助、個人の方で災害に備えていただく自助に加えて、地域で助け合う共助による三つの力が本市の防災力向上に必要不可欠でございます。

現在、本市における自主防災組織率は、平成

31年4月現在で97.6%となっており、148振興会中、143振興会で結成していただいております。

自主防災組織では、平時から高齢者などの見守り活動や防災訓練など、活発な活動が行われており、災害時には避難誘導などが各地域で行われておりますが、構成員も高齢化やコミュニティの希薄化などにより、活動の停滞など課題が見受けられる自主防災組織もあるようでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 私の質問は、避難準備高齢者等避難開始発令時の自主防災組織の組織がどのように活動したか。また、その活動の現状を確認したか。依頼などを実施したかについてでしたが、お答えいただいております。多分、確認や実施依頼はされなかったものと思います。

各振興会長など、地域の組織役員への電話連絡や確認も重要と思います。市の担当課が、148振興会全部に連絡するのは大変です。校区の公民館主事など、校区代表者に連絡をして、そこから各集落の振興会長さんや自主防災組織の役員、あるいは民生委員の方に避難確認や避難誘導をお願いするなどして、対応したかどうかと思うのですが、見解を伺います。

○総務課長（角野 毅） 公民館や自主防災組織、民生委員の方への避難確認をお願いしたらどうかのご質問でございますが、垂水市では、防災無線、FM割込み放送、ほっとメール等での確かつ迅速な災害時の避難情報及び避難所開設などの情報発信に努めております。

また、市民の皆様も積極的な情報収集に努められ、避難情報が発令された際は、地域ごとに避難の呼びかけや避難誘導等の活動が自主防災組織を中心に行われているようでございます。

地域の安全を守るためには、声かけ運動による避難誘導活動など共助が重要となります。今後も、避難の呼びかけや避難誘導などの自主防

災活動についてご協力いただけるよう、お願いをしまいたいと考えております。

○前田 隆議員 今後、先ほど、言いましたように、公民館等を通じて振興会長さんとか、自主防災組織の役員さんへの連絡も市のほうからもして、実際に本当に動くような対応をしていただきたいなど要望しておきます。

同じく、それからもう1点。答弁の中で、自主防災組織が構成員の高齢化やコミュニティの希薄化等で活動の停滞が見受けられる自主防災組織もあるとのこと。これは現実だろうと思います。

構成員の高齢化やコミュニティの希薄化による活動停滞は、自主防災組織に限らず、色々な地域の行事や活動にも見受けられます。この現状、活動停滞に対して、自主防災組織の活性化に有効な打開策などありましたら、お示ください。

○総務課長（角野 毅） コミュニティの活性化というご質問でございますが、各自治体の防災計画は、中央防災会議で決定される防災基本計画を受けて、都道府県と市町村が地域防災計画を作成するという流れになっております。

一方で、地域の意見による防災計画の策定を目指して、2014年4月に施行された地区防災計画は、コミュニティ単位での策定を目指しております。

内閣府が発表した平成26年度版防災白書では、防災を起点とした地域コミュニティの活性化を目指していくとされております。簡単に言えば、防災がうまくいっていれば、地域のコミュニティも活性化するというところでございます。

つまり、防災を拠点としてコミュニティが活性化すれば、自然と治安がよくなり、地域の実情に応じた、きめ細かいまちづくりにも寄与できる可能性が高くなってまいります。

なお、本市では、現在、1地区で防災計画を作成しており、本年度、2地区の計画策定を予

定しております。

このようなことから、地域コミュニティを活性化していくため、今後とも地域防災計画策定の推進に努めてまいりたいと考えております。

○前田 隆議員 どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、5項目の自主防災組織が活動しやすくするための支援をどのように考えているかについて伺います。

自分の命は自分で守る、自助は早めの避難、これができる人はいいが、身寄りのいない独居老人、体の不自由な人など、一人で避難先に行けない避難行動要支援者に対し、支援を各自主防災組織が準備し、実行しているかが心配であります。

自主防災組織だけに任せておくと、実際するとき、絵に描いた餅になりかねません。万が一のとき、お互いさまの精神で、隣近所が助け合う共助が具体化され、自主防災組織が本当に安心安全に寄与する組織となるための支援をどのように考えておられるか伺います。

○総務課長（角野 毅） 自主防災組織が活動しやすくするための支援を、どのように考えているかのご質問にお答えいたします。

東日本大震災などの大規模広域災害の発生時においては、公助の限界が明確となり、大規模広域災害時の被害を最小限にとどめるためには、地域のコミュニティにおける自助、共助による活用が不可欠となっております。

大規模な災害発生時においては、自治体が行う活動は、交通網の寸断や火災などにより十分対応できない場合などがあるため、個人の力で災害に備えると共に、地域での助け合いによる地域の防災力向上が求められております。

災害における被害者を出さないため、自主防災組織の活動は欠かせませんので、地域の防災活動をさらに活力あるものにするためには、地域の防災リーダーの存在が必要不可欠であると

認識をしておりますことから、地域での自主防災組織の訓練を通じてスキルアップを図り、併せて、鹿児島県地域防災リーダー養成講座へ受講を促して、地域防災推進員の増員、リーダー育成に努めてまいります。

さらに、出前講座を積極的に開催し、自発的で協働的な活動が展開されるよう、自主防災組織の活動を一層促進し、地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○前田 隆議員 ただいまの答弁で、自主防災組織活動を活力あるものにするには、地域の防災リーダーの存在が不可欠であるとの認識から、鹿児島県地域防災リーダー養成講座などの受講を促し、リーダー育成に努めるとの答弁をいただきました。

現在、本市においては何人の受講者がおり、地域防災推進員となっているかを伺います。

○総務課長（角野 毅） 防災推進員の現在の人数についてのご質問でございますが、防災知識と防災活動の指導的役割を担う人材育成のため、毎年、数名の方に鹿児島県が実施をいたしております、地域防災リーダー養成講座を受講していただいております。

現在の防災推進員は35名となっております。そのうち、市の職員が8名ということでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 今、35名、そのうち市の職員が8名とお聞きしましたが、本市市役所職員が率先して受講し、地域防災推進員及びリーダーになるように、また、地域の多くの方が受講して、地域防災を推進していただくようお願いして一番目の質問は終わります。

次に、二番目の質問に入ります。

コンクリート部分を2箇所切り、水の流れを自然にし、また、土砂堆積を防止するようにできないかについて伺います。

以前の井堰は3箇所ぐらい切っており、稲作

シーズンだけそれを止めて、それ以外のときは開放し、水が自然に流れる。土砂等も堆積していなかった。現状の井堰は、土砂や石が堆積し、大雨のとき水かさが増し、洪水の危険が増します。また、水の流れも水門側にだけ偏り、不自然であります。

以前のように、コンクリート部分を2箇所切り、水の流れを自然にし、また、土砂堆積を防止するようにできないか伺います。

○農林課長（楠木雅己） コンクリート部分を2箇所切り、水の流れを自然にし、また、土砂堆積を防止するようにできないかにつきまして、お答えいたします。

質問のようなコンクリート部分を切った同じような構造をしたものに井川の井堰がございます。昨年度、土砂の堆積を軽減するためにコンクリート部分を2箇所切り、堰板の取付け・取外しで水量を調整し、土砂を流し、効果を検証している状況でございます。

出水期におきましては、井堰の取外しの細かな管理ができておらず、土砂が溜まり、思うような効果が得られませんでしたので、今後は、管理人へ、細かな管理をお願いしてまいりたいと考えております。

また、渇水期におきましては、切った場所の堰板を取り外していることにより、土砂流出は幾分か流れ、効果はあったものと思われま

す。新光寺の井堰においても、コンクリートに、井川と同じような切込みを入れた場合、ある程度の効果はあると思われま

すが、この新光寺地区は、出水期には激流となり、井川に比べ相当大きな転石が流れてくるために、切込みを入れたことにより、コンクリート堰の強度が弱り、コンクリートが破損しやすくなることが懸念されます。

今後の対応としましては、井川の井堰の効果を十分に検証し、構造的に問題がないか、専門家の見解や、また河川の管理者でござい

ます。鹿兒島県の意見等も聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ただいまの答弁で、井川の井堰の効果を検証し、専門家の見解もいただきながら検討していただくとのことで、早急な対応は困難だということはわかりました。

しかしながら、井堰周辺の住民も浸水被害を、また、水稻耕作者も農地被害を恐れておりますので、今後、何らかの解決方法を考慮いただきたいと思

います。これは、要望としておきます。よろしく願

います。これに関連して、今回質問しております本城川発電所下の井堰の下流にある的場の井堰や井川の井堰の近隣に昨年できた井堰について、切込みはできないか考えをお聞かせください。

○農林課長（楠木雅己） 本城川発電所下の井堰の下流にある的場の井堰や井川の井堰の近隣に昨年できました井堰については、切込みはできないかにつきまして、お答えいたします。

ご質問の的場と井川近隣の井堰につきましては、平成28年台風16号で被災を受け、その際、的場の井堰は、土砂吐ゲートの巻上機を含め修繕を行い、井川の井堰は全てを作り変えたところ

でございます。どちらの施設も災害復旧事業費補助金を活用し、復旧してありまして、施設の処分や改造等を行う場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、処分の制限期間が設けられており、補助金の返納が生じる恐れがありますことから、容易に切込み等の改造を行うことは現時点ではできないものと考えられます。

以上でございます。

○前田 隆議員 了解いたしました。地域住民へは、容易に切込みはできないと、その旨の説明を行い、理解を得るようにいたします。これでどうもありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。どうもあり

がとうございました。

○副議長（堀内貴志） ここで暫時休憩いたします。

次は、13時10分から再開いたします。

午後0時0分休憩

午後1時10分開議

○副議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、池山節夫議員の質問を許可いたします。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、先に通告しておきました順に従って、質問をしてまいります。市長並びに関係課長のご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、新庁舎建設について。

車座座談会での市民の皆さんの反応は、どんな感じなのか、市長自身が感じられた範囲でいいので教えてください。

建設予定地について。

私は、もう既に不安な点はないと考えておりますが、市民の皆さんの中には、津波や地震に対する不安を未だ以って、払拭されてない方々もおられるかもしれません。このような不安の解消について、今現在どのように感じておられるのか伺います。

新庁舎建設事業の背景として、現庁舎が昭和33年に建設をされ、建設後60年が経過し、耐震性に問題があること、電気機械設備等の老朽化、窓口スペース、会議室、事務室の狭さ、それによるセキュリティ対策が不十分なこと、バリアフリーへの対応がないこと、情報管理の安全性が不十分なこと、そして、最も懸念されるのは防災拠点としての機能が確保できないことです。

熊本地震以降も、各地で小さな地震が頻発を

しております。市民の皆様様の安心安全の確保のためにも、新庁舎の建設は急ぐべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、教育行政について。

先日の本会議におきまして、再任をされました坂元教育長に、これから3年の任期中において、垂水市の子どもたちの未来へ寄せる思いと、垂水の教育への思いを伺います。

全国学力テストにつきましては、川越議員の質問で理解をいたしましたので割愛をいたします。

平成30年度の教育委員会の自己評価と外部評価委員会の評価結果報告書を、先日いただきました。教育委員自己点検評価表において、まず、当面する課題に対する研修が適切になされたかという点と、次に、委員による市民等からの相談、意見、情報等の把握及びそれらに対する適切な対応がなされたのかという、この2点について、平成29年度より自己評価が下がっております。これによって、総合評価も下がる結果となっておりますが、教育総務課長の分析と見解を伺います。

垂水高校振興支援計画では、遠距離で通学困難な生徒への家賃補助や、検定試験・通学費等の補助、そして東進ハイスクールの通信講座受講料補助など、毎年新たな支援策に積極的に取り組んでまいりました。

在学中の生徒の垂水市への感謝の言葉も数多く聞こえてまいります。予算が伴うことでもありますが、さらに考えられる支援策はないのか検討していただきたいと考えますが、見解を伺います。

障がい者の方の子育てについて。

旧優生保護法は、差別的条項を削除して、今年4月に被害者救済法が施行されました。しかしながら、現在も障がいのある親に特化した子育ての施策は、ほとんどない状態だと思われま

共生が叫ばれる令和の時代には、誰もが家族をつくる権利を保障されなければなりません。国の支援策自体が遅れていることは否めませんが、垂水市として全国に先駆けて支援策を講じていくべきと考えますが、見解を伺います。

森林管理について。

私は、これは一般質問の提出で字を間違ったんだ。本当は市町村の森林管理についてと、質問事項を書きたかったんですけど、間違っって市有林と書いてしまいましたから、市有林の森林はどのように管理されているのか、面積や委託先、経費などについて教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 池山議員のご質問にお答えをいたします。

概ね3問ということでありまして。少しお時間をいただきますが、答弁をさせていただきます。

まずは一点目、車座座談会での市民の皆さんの反応についてというご質問でございます。

車座座談会の実績につきましては、全員協議会でもご報告をいたしました。市民の皆様向けが23回、395名、職員向けが6回、196名、行政連絡会向けが6回、123名。合計で35回、延べ714名の皆様にお話をしてまいりました。

参加された市民の皆様のご反応でございますが、新庁舎の情報が理解をでき、不安や疑問が解消できた。しっかりと進めてほしいといった声が数多く聞かれました。また、反対をされている方が、なぜ反対をされているのかという疑問、跡地対策も早く進めるべきだといった声も数多くございました。

今回、新庁舎車座座談会を開催させていただいた背景には、様々な課題に対し、間違っった情報や考え方のお問い合わせを数多くいただいたことがきっかけであります。

例えば、新庁舎を建設すると、1人50万円税金が増えるとか、新庁舎予定地は海拔ゼロメートルで液状化してしまうなどの噂を聞き、ご心

配をされてお問い合わせをされる高齢者の方々も数多くおられました。

それらに対する正しい答えとしては、今の方法だと新庁舎建設に関することを目的とした増税はありませんし、基本計画案にお示しした対策によりまして、安全上の対策もしっかりと対応できるということでございます。

そういうことを踏まえて、市民の皆様方にしっかりとご理解をいただきたいと、また、ただけだというふうに思っておりますし、情報共有という意味でも有効な手段だと考えますので、来年の3月まで、もっともっと回を重ねて、市民の皆様のご理解を深めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、二問目の建設予定地の市民の皆様のご不安解消についてのご質問にお答えをいたします。

市民の皆様のご不安の内容でございますが、ただいま答弁しましたとおり、主に新庁舎の安全性やコストに対する誤った情報や噂によるものと思われまして。こういった不安や疑問を解消しようと、車座座談会により、直接市民の皆様と対話をすることで不安や疑問の解消に努めてまいりました。

不安の一つであります安全性のうち、地震や津波については、現在、防災計画で予測されている情報をもとに、柱頭免震構造の採用とかさ上げ、そして、詳細な地盤調査を行い、万全の液状化対策を行う計画であることを丁寧に説明をすることで、車座座談会に参加された方のうち、ほとんどの市民の皆様がご理解をいただけたようでございます。

コストにつきましても、庁舎整備による市税の増税はないこと。また、現市役所での建て替えと比較をして、現計画が、歳入歳出両面において有利であることを説明をし、ご理解をいただいているところでございます。

そのほか、庁舎整備だけでなく新庁舎へのア

クセス対策、冠水対策などについて、市の考え方を説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

三点目、防災拠点としての建設を急ぐべきだと考えるが見解はというご質問にお答えをいたします。

池山議員におかれましては、これまでの議会で、この庁舎の危険性を指摘され、一刻も早く整備すべきと述べられておられましたが、私も全く同じ気持ちであります。

現在の庁舎は、建築後、約60年を経過し、古くて危ない状況でございます。私は、熊本震災での宇土市役所の被災状況を目の当たりにして、一刻も早く建て替えを行い、市民や職員の安全を守りたいという強い思いがございます。

こういった思いの中で新庁舎建設事業に取り組んでおりますが、新庁舎建設事業は、コストや安全性、利便性などといった観点から、様々な考え方や取組みがございます。

これまでも市といたしまして、庁内検討委員会や外部検討委員会の意見を踏まえ、総合的・専門的観点から決定をし、新庁舎建設計画並びに、これまで2回の議決をいただきました地盤調査を含めた基本設計、実施設計を着実に進めているところでございます。

今、この計画を進めないと市民の安心安全は守れない、市民に大きな不安を与えないという思いで、新庁舎建設事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（坂元裕人） ありがとうございます。第3回垂水市議会定例会におきまして、議会のご同意をいただき、引き続き、教育長の職を務めさせていただくことになりました。改めて職責の重さを感じているところでございます。気持ちも新たに令和の時代にふさわしい教育行政を推進してまいりたいと思っております。どう

ぞよろしくお願いたします。

さて、教育長再任にあたりまして、これまで市長、副市長をはじめ、議員の皆様方のご指導を賜り、教育委員会4課の全ての職員、市長部局の職員の方々に様々な場面で支えられ、職務を遂行してまいりました。そのことに、まずは心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、池山議員の、再任されて垂水の教育への思いはのご質問に、学校教育の理念を中心にお答えいたします。

垂水市教育委員会では、第2期垂水市教育振興基本計画のもと、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に、「ふるさと垂水を愛し、誇りにする子どもの育成」と、「垂水の子どもたちに感動と夢を」の二点を重点目標としております。

特に、感動と夢は、まず何よりも教育には不可欠なもの、不易なものと考えておきまして、これをキーワードに諸施策・事業を進めているところでございます。

令和元年度中に、第3期垂水市教育振興基本計画を策定し、市長、副市長、市長関係部局が、教育委員会と内容について協議・調整を行い、情報を共有しながら垂水の教育資源を生かした垂水らしい教育が、より一層、充実、発展するよう努めてまいり所存でございます。

とりわけ、本市は、歴史、文化、自然、食、人など、教育に関する豊富で様々な教育資源を有し、社会科やふるさと学習、ふるさと検定、諸コンクール、諸事業等でふるさと垂水を深く学ぶ、ふるさとを愛する、ふるさとを誇りとする機会を設定しておりますので、さらに、これらの学びが充実するよう、学校、家庭、地域と連携を深めながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、本市教育委員会では、子どもたちの夢を育む総合プランを、平成26年度から、前長濱教育長のもとで実施してこられ、それを引き継

ぎ、さらに拡充し、令和元年度から、子どもたちの感動と夢を育む7つの総合プランとして諸施策・事業の柱としております。

諸施策・事業の推進に際しましては、学校や保護者、関係団体や地域の方々のご理解、ご協力をいただきながら、子どもたちを中心に置いた、子どもたちの成長につながる諸事業の展開ができていますと考えております。関係各位に改めて感謝を申し上げたいと思います。

これからの学校教育、社会教育、国体等の全ての業務推進に対しまして、大事にしたいこととして、常に謙虚で誠実でありたい。感謝の気持ちを言葉で伝えたい。笑顔でありたい。子どもたちの言動に感動する大人でありたいと思っております。

感動と夢は、学びを通して得られていくものであり、学力や豊かな心と健やかな体の原点でもございます。そのために、垂水のよさを生かした多様な学びの機会を、これからも保障していくことが教育委員会の役割であり、私の使命でもあると思っております。

以上でございます。

○教育総務課長（紺屋昭男） 池山議員のご質問でございます。

教育委員会の自己評価と外部評価委員会の評価につきまして、お答えいたします。

8月30日の議会本会議終了後の全員協議会で、平成30年度の垂水市教育委員会の事務の点検及び評価並びに外部評価委員会の評価結果について、ご説明させていただいたところでございます。

議員ご指摘の教育委員の自己点検項目の委員研修等について、評価点が前年度より下がった要因につきましては、教育委員研修会は、年間様々な研修会が開催されておりますが、全ての研修会に出席できない場合もございます。

そのようなことから、教育委員会が課題とする内容であった研修会等に出席できなかったこ

とから、自己評価について、委員自ら厳しい評価点をつけられたことによるものでございます。

教育委員の方々には、垂水市の教育に対して、ご自身の仕事の都合を調整いただきながら、研修会や定例教育委員会にご出席いただいていることに感謝しております。

今後も様々な研修の機会もありますが、ご出席いただいた委員の方々に、都合により出席できなかった教育委員の方へ、研修会の報告の機会を設定し、情報共有を図るなど、よりよい定例教育委員会の運営に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、垂水高校の振興支援計画につきまして、お答えいたします。

垂水高校存続のための振興支援につきましては、生徒確保のために、議員ご承知のとおり様々な支援をしているところでございます。

平成22年度に、市内4中学校が統合し、垂水中央中学校が開校10年を迎え、統合当時407名であった生徒数は、本年4月現在、281名となっております。そのような中、平成23年度の垂水高校への入学者は47名で、垂水中央中学校の卒業生1期生中の36名が垂水高校へ入学し、垂水高校の入学者に占める割合は、約77%でございました。

その後、垂水中央中学校からの入学者の割合は落ち込んだ時期もございましたが、本年度は42名が垂水高校に入学し、約60%の25名が入学するまでに回復してまいりました。

その背景には、垂水高校への振興支援が効果を上げているものと考えております。地元の高校として、垂水高校へ通わせたいという保護者の思い、垂水高校で学びたいという生徒の願いを十分受け止め、これからも垂水高校の魅力を情報発信し、さらなる生徒確保につなげていくよう支援してまいりたいと思っております。

次に、今後、考えられる支援につきまして、お答えいたします。

垂水高校振興支援につきましては、現在、通学補助、検定試験等補助、広報支援補助、部活動等活性化補助、東進通信講座受講料補助、家賃補助金の6つの支援を行っております。その支援の中で、家賃補助金につきましては、数年前に離島からの入学者があったことから新設したもので、当該生徒につきましては、この制度を活用し、意義ある3年間の学校生活を送ったようでございます。

垂水高校の入学について、昨年度、市外の保護者等から、下宿先はないのかなどの問い合わせも垂水高校にあったようで、下宿先があることで生徒確保のための一つのアピールポイントになるのではないかと、回覧等で下宿先を募っているところでございます。

本市では、教育旅行による修学旅行生受入れなど民泊が定着してきていることから、下宿による学生受入れについて、定期的な周知、広報を図り、垂水高校と連携しながら、下宿先確保に努め、入学者増につながるよう、他の支援と併せて推進してまいりたいと思っております。

なお、参考までに申し上げますと、課題でありました垂水高校のエアコン設置につきましては、現在、同窓会長であります市長や役員、さらには卒業生の代表の方々が中心となり、設置費の寄附金を募っておられます。早ければ、今月中には、1年生から3年生までの6教室に設置されると伺っております。

この設置により、よりよい教育環境が整いますことから、今後の生徒募集に有効に働くものと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 池山議員の障がい者の方の子育てについての質問において、障がいを持つ保護者を対象とした子育てに係る行政の支援策について、お答えいたします。

まず、本市の支援策の現状についてお答えいたします。

身体障がい者、知的障がい、精神障がい、難病等をお持ちの方が、安心して子育てができるよう、障がい福祉サービスの中で定められているところでございます。

障がい福祉サービスについては、居宅介護を対象とした家事援助となりますが、育児を行う親が十分に子どもの世話ができない状態の障がい者である場合には、事業者において、炊事や洗濯等の家事援助と併せて育児支援を行うものとなっております。

また、障がいの状態に応じて、サービスの内容や時間が異なっており、育児支援においては、沐浴や授乳、乳児の健康把握の補助、保育所や学校からの連絡帳の手話代読、保育所等への通園や通院の付き添いと、多岐に及ぶものとなっております。

このサービスの利用については、家庭内で行うべき養育を代替して行うものとなりますことから、保護者の障がいの状態により、家事や子どもの付き添いが困難な場合や、他の家族の支援が受けられない場合に、利用することができるとでございます。

この制度につきましては、障がいをお持ちの方が子育てを行う際において、有効なサービスであると考えますので、窓口等で制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、障がい者福祉サービスのほかに、子育て支援事業の一環として、養育支援訪問事業を行っております。この事業は、障がい者に限らず疾病や産後特有の気分の落ち込み等、様々なリスクや悩みを持った保護者を対象とするもので、妊娠、出産、育児期の養育において、支援が特に必要と認められる家族に対して、保健師等が自宅を訪問し、養育に関する相談やきめ細やかな助言等を行う事業となっております。

そのほか、障がいを持つ保護者が有効に活用できる子育て支援事業として、ファミリー・サポート・センター事業がございまして、この事業

は、保護者が、障がい福祉サービスを利用している際などにおいて、一時的な児童の預かりや、学校、保育所等への送迎を行うものでございます。

本市といたしましては、障がい者一人ひとりの実情に応じ、適切な育児支援のサービスを提供できるよう制度の周知を図りながら、事業の充実にも努めてまいりたいと考えております。

また、議員が言われました、全国に先駆けた支援策については、現状において具体的なものはございませんが、今後は、現在の支援策の充実に加えて、利用者の皆様の意見をお聞きしながら障がい者の方が子育てしやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 池山議員のご質問でございます。

森林管理の市有林の現状について、お答えいたします。

市有林の現状につきましては、市内全域で178筆、面積で338ヘクタールございまして、補助事業を活用しながら、垂水市森林整備計画に基づき、大隅森林組合に委託しまして、計画的に除間伐等、実施ながら山林としての機能であります山地災害防止、土壌保全機能維持や水源かん養保安林等として管理いたしているところでございます。

実績といたしましては、平成25年度から平成30年度までで、28筆、面積で約29ヘクタールの間伐と、35筆、面積で約20ヘクタールの下刈りを実施いたしております。

また、市有林看守人8名に依頼しまして、毎月、市有林について、現地を確認していただき、異常等がないかの状況報告書を提出していただいているところでございます。

なお、今年度に入ってから、異常があったとの報告はいただいております。

以上でございます。

○池山節夫議員 では、一問一答でお願いします。

この車座座談会なんですけど、潮彩町でもやられましたよね。潮彩町は、私の認識では海辺なんです。海岸沿いな。潮彩町の住民の方々、海辺の新庁舎というあの旗をどんなふうにかえられているのかなと、いつも思うわけです。

そこで、潮彩町での車座座談会の反応というか、答えられる範囲でちょっと。

○市長（尾脇雅弥） 足らざるはフォローしていただきたいと思いますが、私の記憶だと、潮彩町では2回、開催をいたしました。

潮彩町の皆さん、池山議員がおっしゃったことは置いておいて、やっぱり海辺で危険じゃないかというご質問がありました。確かに若干、潮彩町は高いんでありますけれども、やはり、ある意味、近い地質のものもあります。

ただ、その中で、しっかりと説明をさせていただくと、結果的には、よくご理解をいただいたというふうに思います。終わってからも、ほとんどの方が、そういうことで、よくわかったというお話をされたので、心の中まで全て把握しているわけではありませんから、それぞれの立場において、ひょっとしたら違うと思っておられたかもしれませんけれども、最初の雰囲気、説明をさせていただく中で、まだ当時は、この間、基本計画を説明したような安全上に対しての数字による具体的な説明はできませんでしたので、海辺だから危ないんじゃないのかということに対しては、感覚として、対策を講じることによって大丈夫なんだと。

この間の議会初日の後の全協の部分では、そのデータが明確に出たということでもありますから、あの数字を見る限りは、ご理解いただけるというふうに思いますし、その前段として、潮彩町で語ったときも、そういった考え方に基いてしっかりやりますというお話でご理解を、概ねいただいたというふうに理解をしております。

す。

○池山節夫議員 順番に行きますけど、16年ぐらい前なんですけど、今、市長が選挙をされた場所と言えればわかりやすいかな。あのところは、昔、武道館があったんです。それで、私が1期目のときに、あそこに給食センターをつくろうという話が持ち上がったんです。

そのときに、給食センターは、そういう迷惑施設なのかどうか、それは私としては、そんなことは思わなかったんですけど、あそこに、その給食センターの計画の話が持ち上がったときに、やっぱり周辺住民の方は、地価が下がるということで反対をされたんです。私は、そういうふうに記憶しています。

やっぱり、反対が起こっているのに、あそこに建てるのもどうかということで、今、浜平にある、あそこに移っている経緯があるんです。

それで、海辺でつくっていいのどのこののと反対の方、言われます。だけど、垂水、37キロも海岸線がありますから、海辺って言ったら、ほとんど海辺なんです。この現庁舎だって海辺ですよ。私に言わせれば。

それで、海辺でいいのって言って反対をされますけど、その市民の感情として、私、錦江町でも聞いたりしますけど、人のところを海辺、海辺と言うなど。地価が下がるがという意見だってあるんです。ですから、反対をされる方も、あまりいつまでもそういうことを言って反対をしないで、行政が説明しますよね。

ここに順番が前後しますけど、これは30年12月議会の感王寺議員が言われていることなんですけど、庁舎を建設する、このことについては私も反対しておりません。ただ、市民の皆様も反対はしておられないと思っております。ただ、場所が問題なんだと。場所ですよ。

今年の3月議会の北方議員も言われているんです。ここに、建て替えの時期に来ておると、僕も十分、認識しています。そして、建てる

ときには立派な庁舎を建てるようにすればいいわけですよ。こういうふうに言われていて、お二方とも場所が問題だということなんでしょうけど、我々議会も、ここまで、この前の全協でも液状化の対策をしたりとか、いろんな説明を受けて、普通に考えればですよ、普通じゃないとは言いませんけど、普通に考えれば、大概理解できると私は思っているんです。

駐車場が液状化したらどうするんだという話もありましたけど、駐車場が液状化するときは垂水全体液状化するだろうから、それほどひどい災害になるわけですから、新しい庁舎だけが残って、ここは特に液状化でないと。

以前、私が、国道の委員長かな、副委員長かしているときに、ここに震度3があったんです。その委員会室に、震度3で体感すると、自分だけでも逃げようと思います。震度3で。これは壊れるぞと。震度3ですよ。震度3で、これは壊れるかもしれないな。どこへ行こうかと。私は、瞬間、柱のそばに寄ろうと思いましたから。

私は、以前、水迫市長にも、このことを言いまして、こういう本会議がある最中に、もし震度5が来たら、みんな銘銘自分の命は自分で守る。教育長も、課長のことなんか構ってられない。自分だけ逃げる。市長も自分だけ逃げる。柱のそばに寄る。自分で自分の命を守らないと、ここ落ちてきますから、そういうことを水迫市長の時代にも言いました。今でも、その状態、一緒です。

だから、早く、これは、その上が抜けるということは下にも抜けますから、市民の皆さんが市民課に来ていたりすると、本当に命が危ないんです。そのことを思って、庁舎の建て替えに向かっている。

熊本地震の後にも、議員の皆さんが早く建て替えたかどうかと。その以前には、市長は、私の任期中には、まだ考えられないと。それは、

いろんな問題があつてだろうけど、財政的な面、色々あつて私の任期中には考えていないと答弁をされた。その後熊本地震が起こつて、それで、篠原議員でしたか。どうするんですかと言つたら、この熊本地震を受けて、やっぱり考えないといけないと思うというような答弁をされたと思うんです。そつから動いているわけです。もう2年ぐらい。

だから、市民の安全を守るには、やっぱり行政の長として当然のことで、我々議員も、ここまで説明を受けて、先ほども議論がありましたけど、予算が出てきたときに、この議案は、予算が出たけど場所も何も想定されていないぞ、賛成、反対、議員として、場所も何も想定も想像もなく手を挙げたり反対をした議員はいないと思つているんです。

当然、行政から出てきたC案を前提に、議会に予算を出してこられたと、先ほど、副市長言われましたけど、そういう認識を持つて、少なくとも私は議決に臨んだわけです。

先ほどから4条がどうのこうのと話がありますが、それとこれとは別だから。認識が違ふわけだから。それはいつでもいいという認識。今、しろという認識、それは別だから。認識は、それは、それでいいと思うんです。

ただ、私が、ここで言いたいのは、その予算を出してきた時点で、議会が議決をしたと。そのことは非常に重いわけで、その議会の議決が、場所の認識がなくてということは、私はあり得ないと思つているんです。C案だろ。だから、議決したがねと。私は思つていますということ。をまず申し上げまして、建設予定地、色々あるんですけど、その地震、津波、ここまで説明も議会にもした。車座での説明もされた。

私が世間を回ると、池山君、まだ反対しているのがいるのかと言うわけです。意見が違ふんだから、反対されても、それはしょうがないから、いますよ。もういいんじゃないかと言う方、

私だけかな。本当に多いです。いつまでも反対せんほうがいいんじゃないかなと。

以前、垂水が合併をすると。水迫市長の1期目の後半ぐらいですか。合併するしない、そのときには、本当、市民二分しました。その一般質問を、その当時にすると、後ろの傍聴席、満員でした。今、いないでしょ。なぜだ。関心がないんです。関心が低いんです。もう決着がついたということなんです。

あの当時、垂水が合併するのকাশないのか、それは大きなあれでしたから、一般質問のとき、ここいっぱいです。皆さん、市民の関心が高いから。なぜ、今、市民の皆さんが、今、ここにおられない。もう市役所庁舎に関しては、もうできたほうがいいと。市民の皆さんは、もうつくってくれと。もういつまでも反対しなくていいと。もう決着ついたらよと言つているのが、この状況だと私は思つているんです。これも私の認識ですから、反対の意見は反対の意見でいいです。そう思つています。

そこで、この建設予定地の不安の解消について、市長でも、企画政策課長でもいいです。ほぼされたと思われるが、そのへんを聞かせてください。

○市長（尾脇雅弥） まず、私のほうでお話をさせていただいた後、足らざるは担当課長がフォローしたいと思います。

庁舎問題に関して、共通してご理解をいただけることは、築60年、古くて危ないから建て替えなければいけないというのは、皆さん共通だと思います。

もともとは、東日本大震災からスタートしておりますけれども、熊本地震が大きな転機であつたというふうに認識をしております。確か28年の3月議会だつたと思つていますが、篠原、当時議員が、私に対してどうするんだという質問に対して、震災前でありますので、私の2期目の任期中に、そのことを検討することはないと

いう答弁だったように記憶しています。

それから、4月に熊本震災が起こって状況が変わりまして、6月議会、たしか川越議員だったと記憶していますけれども、それに対しては、状況が変わったので、できるだけ早急に検討していくと。なぜかという、築50年の、先ほど、宇土市の建物がぺちゃんとなっていたと。後で聞くと、やはりその建て替えというのは検討はしていたけれども、なかなかやっぱり建て替えるという決断は難しいんだらうと思います。

本市は60年であります。先ほど、言われた震度6とか7とかという想定以前に、5とか来たらどうなるんだらうというぐらいの状況でありますから、このことを建て替えるということに関しては、恐らく全員異論はないんだというふうに思います。

一番の争点は、赤い旗、海辺で大丈夫かということに象徴されている。場所の安全上の心配事だというふうに理解をしております。

それに対しては、これまで車座座談会やいろんな場面で、考え方として、お話をしてきました。

今、池山議員がおっしゃったみたいに、ほとんどそういったところじゃないかと。詳細も含めてそうじゃないかと。例えば、中央病院の中で、あそこも4階建てを建ててはいますけれども、それに対しても大丈夫じゃないかというような話をしながらやっってはきたんですけども、数字的な、客観的な根拠ということ、今、第三者に委ねながら進めてきたわけです。

ただ、それまで、先ほど、言ったようなC案ということで、あの場所に、こういうものをつくっていくということで、二回の議決をいただいたというところは、皆さん、ご理解をいただいていることだと思うんですけども、いよいよ、しっかりしたデータが議会初日の全員協議会の中でご説明できる段階にあったと。

ですので、そのことの結果いかんでは、大変

心配もあるわけですがけれども、結果的に、我々が考えていたとおり、安全対策を講じることによって、そのことが解消できる。現庁舎に建て替えるにしても、そういうような同じようなことをやらなきゃいけないんだということもわかりましたので、安全上の問題である海辺で大丈夫かということならば、しっかりと対応ができるのではないかと。

コスト面に関しては、数字の見方は色々あるんですけども、少なくとも、ここに建て替えるよりは仮庁舎は要らないわけですから、交付税がどうかというのは、また別問題として、コスト面でも低コストでできるということは間違いのないことでもありますので、これまでの争点化した課題は解消できておりますから、池山議員がおっしゃるような声、私も大変多く聞きますし、また、今度、明日、明後日、明々後日ということで、そのことに対する説明をさせていただくならば、市民の皆さんの理解は高まっていくんだというふうに思っているところでございます。

○池山節夫議員 私も、そう思うんです。これだけしっかりやっていて、その建設予定地に対する不安は、もう解消されただらうと私は思うわけです。だから、今の答弁でいいんです。

防災拠点として、次に、三番目に、建設を急ぐべきじゃないかというのを挙げていて、私は、一刻も早くつくらないと、いろんなことを言いますよね。あそこに津波が来たらどうだこうだと、それは想定の話だから。ここにそのまましていて急がないで、このままして、できるのを今の速さで待っている間に地震が来たらどうするんだっていうのも、それも想定の話ですから。そしたら、ここは潰れる。やっぱり災害が起きて死傷者も出るかもしれない。なるべく早く急いでください。あそこにつくって、それで移った後に地震が来たら、よかったなと、これも想定されることですから。

だから、みんないろんな想定の話で言うんだけど、私としては、できるだけ建設を急いで、市民の皆さんの安心安全を早く確保すべきじゃないかと。防災拠点として早くつくるべきじゃないかというのは、私の意見なんです。

いろんな反対意見もあります。市長選挙のときを言ったらあれだけど、私は本当に大学を出て帰ってきてから、垂水の市長選挙もずっと見ているわけです。それで、歴代市長、皆さん立派だったです。今の尾脇市長も含めて挙げます。

私が、一番、市長って大変だなと思ったのは、あなたの終原の大先輩の枝本市長。この方は、今も私は本当に記憶にずっと残っているけど、浜平でもどこでも、私が牛乳で仕事をしに行くと、お店におばちゃんたちが買い物に来ているわけです。魚屋さん、肉屋さん。そうすると、この枝本市長の悪口がすごくてな。これはその当時の言葉として、私が言った言葉じゃないですから。その当時の言葉として聞いてください。

あいつは、文化会館つくる、中央病院つくる。あいつが、あんなものつくるおかげでさっきから言われていますね、1人、税金が、またこれで50万増えるんだとか、50万足されるんだとか、あいつは本当にろくなやつじゃないと、本当だったんですから。私、聞いていて、大変だなと。私は、その当時、そんなことあまり思っていないですから、やっぱりつくったほうがいいんじゃないかなと思っていただけで、それは反対の意見がすごくて、みんな、これで1人頭50万ぐらいずつ税金が多くなるぞとか、借金が増えるぞとか。何で、あんな中央病院が要るんだ、何で、文化会館が要るんだ。

今、垂水に中央病院がなければ、垂水の医療は成り立たないですよ。

今度、11月3日に文化祭がありますけど、垂水の文化会館は、私、鹿屋の文化会館でも踊ったことがありますけど、音響効果が全然違います。垂水の音響効果は、すばらしいもの。下手

も上手に見えるんだから。本当よ。

だから、私はいつも文化会館で踊るときに、本当に枝本市長って偉いな、あの当時あの反対があったけど、やっぱりこれつくられたもんなと思って。でも、その文化会館とか、中央病院の話があったときに、その後の選挙は負けるんです。枝本市長。その選挙負けてまた返り咲かれるんですけど。

市長というのは、今はこれほどの評価はあっても、やっぱり後世評価はするけど、その次の選挙は負けられるわけです。それでもやる。

尾脇市長勝った。これは庁舎を争点にして勝っていますから、尾脇市長は。今、横浜で問題になっています。林横浜市長、女の方が、IRというギャンブル、選挙戦で、私は白紙だと言って勝った。今ここに来て、つくるんだと言う、横浜市民怒っていますよ。白紙だって言ったじゃないかと。林市長は、白紙だって言ったけど、撤回と言っていない、だからつくるんだと。インチキだとか言われて。

でも、垂水市長は、新庁舎をつくりますよと言って、戦ったわけです。そして、3名の方で戦って、勝ったんです。

この前も、誰とは言いません。得票率が過半数に達してないと言われた人がいた。私は本当に仲がいいんですけど、その人とは。

だけど、さっきスマートフォンで調べました。そしたら、これも去年あった選挙、西之表の市長選挙です。まず最初に、西之表の市長選挙があった。6名立候補した。それで、一番とられた方が2,428票、まだあと15分時間がある、2,428票、2番目の方が2,333票、3番目が2,236票、4番目が1,940票、5番目が675票、6番目が560票、どの方も法定得票、有効投票総数の4分の1、25%のそれに達していないから、再選挙です。この再選挙をして、今度4人の方が立候補されて、八板さん、今の市長が勝たれた。2,951票。2番目が2,684票、3番目が

1,924票、4番目が1,899票、見事に割れているんです。

私、西之表の永田議長、よく話をしましたけど、こんな、市長選挙に、今、八板さんがなっているわけです。八板君、おまえが有効投票の過半数になってないからっていった議員いませんから。私が聞いた範囲で。西之表では。こんなこと言っちゃいかん。得票率の半分いってないから、市長選挙はその支持を受けてないなんて、そんなこと言ったら、本当に議会制民主主義の否定につながるから。

だから、私は尾脇市長に言いたい。得票率、選挙だから。前回も一般質問で言いましたけど、選挙だ。横浜の林市長とは違うんだよ。新しい庁舎をつくりますよ、皆さんって言って、選挙に臨んで勝っているんです。

垂水高校を潰して、あそこに建てればいいって言った人も、私知ってます。私はそれを聞いたときに、君、それは暴論だと、そんな暴論言うもんじゃないよと、今、既に現に垂水高校に行き通っている子どもさんもいるし、その親御さんもいる。今、中学3年生で、来年は垂水高校にやろうと思っている人もいるんだから、そんな暴論言っちゃいけない。彼は、いやいいんだと、あんなとこ潰してあそこに建てれば、私はこの耳で聞いていますから。

みんなそれぞれ意見あります。ですけど、とにかく市長選挙に、そのことを掲げて勝って、ここでずっと説明をしてきて、ここまで来ている。ぜひ加速度的に、企画政策課長、ごめんね、今より、最大急いで。見解を聞きたい。どれだけ急げるか。

○市長（尾脇雅弥） 色々お話をいただきました。

例えば、合併のときの話を例にとられました。非常に、私もいろんな場面で用いるわけですが、市町村合併のときに、例えば、新城あたりの人が鹿屋と合併したいというのは、自然

な気持ちでありますし、牛根の人たちが霧島と合併したいというのも当たり前であります。

ただ、市としては一つの判断をしたときは、鹿屋を中心とした合併ということで結論づけたわけですが、結果的に、当時の財政状況も踏まえて、そのこと叶わなかったんです。

だから、今回も庁舎の話をするときに、借金を減らし、貯金を増やししながら、行財政改革をやりながらここまでは来ておりますと、この庁舎に関しても、築60年ということで古いものもしっかりと建て替えなきゃいけないというところまでは、皆さん一緒。

場所の問題は、それぞれのお立場で色々あると思います。例えば、ここの近くでお商売されておられる方々にとっては、そういう心配、あるいは駐車場を貸して賃料を取られる方に関しては、そういう心配もあることも当然のことだと思います。

そういったことも、後治療という形でしっかりやるということはお話をしておりますし、何よりも、これまでいったC案の中で、安全上の部分が最大の争点になったときに、先ほど申し上げたようなこと、また、海辺からすると18メートル、庁舎の端までありますし、高さも、実務をやる2階以上は7.6メートルということでもありますので、ここが2.6メートルということにありますから、いろんな津波だとか、地震とか、仮に想定をされたとしても、一番最後までしっかりと対応できるものが建つんだということは言えると思いますので、一刻も早くそのことを建って、市民の安心安全を担保すると。

できれば、そういう意味で、先ほど、森議員が言われてました、しっかりと皆さんのいろんな話を醸成していくというのは、過程にありますから、住民説明会とか、いろんなものを、私はでき得る限りは最大限やって、ご理解をいただいて、早く進めていきたい。そして中身の議論に入っていければというふうに考えておりま

す。

○企画政策課長（二川隆志） まずは、現在、私のほうで取り組まなければならないということでお答えさせていただきます。

現在、企画政策課、市として取り組んでおりますのが、平成30年3月に議決をいただきました、新庁舎設計にかかります基本設計、実施設計の業務でございます。こちらにつきまして来月3月までというところで、期間をいただいておりますことから、これにつきまして、現在パブリックコメント等をはじめ、住民説明会も実施するようにしております。

その中でいただきました、市民の方々からの様々なプラン、計画そして要望かれこれをより多く、この実施設計案に盛り込みますように最大限の努力をして、よりよい設計をつくり上げていきたいというふうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 このことに関しては終わりますけど、これも以前だけど、湾岸道路の構想があつて、それも反対があつたんです。1分で終わるけど。

私の同級生が、その当時反対だった人間とこの頃飲んだと、「おまえたちさと、あのとき湾岸道路散々反対したけど、湾岸道路ができなくて、おまえの商売がよくなったかと、俺言ってやったよ、池山君」って言うんですよ。

湾岸道路ができると、商売がなくなるという反対だったんですから、だけど、今、時代の流れだから、商売は自分でやる、自分で生き抜く、ここが原点だ。そのことだけを申し上げて、この質問は次に移ります。

学力テストもカットしたんですけど、いいんです、それは。もう時間がないから聞くのは、さっき、教育長、垂水らしい教育をと言われたんです。これもう答弁いいです。本当に、垂水市らしい教育を進めてください。

それと、市長も聞いてほしい、私が一つだけ要望したいのは、今度、夢の翼で、やっぱり去年もだったと思うけど、申込者は14、5人いて、定数は10人だと、3人省きますよね。そうすると、この3人の悲しさが、私ちょっとわかるんです。どっかで何人か決めて選別するから、それはしょうがないんだけど、市長、教育長からは言えないだろうけど、15人ぐらいの予算をつけてやって。あなた再任の議案出したんだから、それぐらい餞に3人分ぐらい足してあげなさい。これは要望だ。ということで、できたら15人、枠を広げてほしいということで、これ要望しておきます。

教育長に、垂水らしい教育を進めてください。

これで終わります。垂水高校ももういいです。障がい者の方の子育ての問題については、国のレベルが低いわけだから、福祉課長、答弁要らないですけど、障がい者の方に特化した子育てのそういうサービスというのを、この必要性をやっぱり認識して、これから事あるごとに、何かあつたら、そういう方向へ、市長にも提言をしてください。我々もまた質問をしますけど。そういうことでよろしくお願いします。

最後に、森林管理については、私は一般質問の通告を間違つて、市町村がこれから森林管理をするのにどうしていけばいいかという質問をするつもりだったんだけど、これじゃ質問の枠に入らないみたいだから、やめます。

私は、今日はもうちょっとしゃべりたかったけど、口がなかなか回らない。これで終わります。

○副議長（堀内貴志） ここで暫時休憩いたします。

次は、14時15分から再開いたします。

午後2時5分休憩

午後2時15分開議

○副議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

次に、5番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。一日の昼間で一番眠たい時間になりましたけれども、よろしくお願いいいたします。

今年の夏も大雨による災害が、長崎県や佐賀県で発生し、被災地に大きな不安と災害をもたらしました。被災された方々にお見舞いを申し上げます。昨年は、西日本で大雨による大災害が発生し、また100ミリを超える記録的短時間雨量が、各地で頻発に起こるようになり、毎年どこかで大きな災害が起こる気象状況になってきていると感じるところです。

垂水でも、7月3日から4日にかけて大雨による災害が発生し、土砂崩れなどがあり、協和小学校では、裏山の土砂崩れで土砂が流れ込む被害を受けましたが、早急に復旧が行われ何よりでした。

田んぼでは稲穂が見え始め、夏の終わりが近づき、秋の訪れの気配を感じるようになりましたが、もうしばらく台風の襲来がなければ、豊かな秋の実りを迎えられると思い、願うところです。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問に入らせていただきますので、ご答弁よろしくお願いいいたします。

まず、1問目、ごみの回収について質問いたします。

ごみの収集については、各家庭に配布されている家庭ごみ分別表にありますように、燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、資源ごみ、大きく4種類に分けられ、さらに資源ごみについては、リサイクル品目として23品目に分類し、粗大ごみ以外は振興会ごとに設置されたごみステーションに搬出すれば、収集区域を市内10地区に分けられた区域ごとに、ごみの種類や指定された期日に、垂水市一般廃棄物処理業協同組

合の業者により、収集がなされているところです。

そこでお聞きしますが、平成30年度の収集状況はどうだったのか、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの種類に分けて、また、平成29年度との比較はどうであったのかお聞かせください。

次に、広域交通ネットワークについて、錦江湾横断道路建設・大隅横断道路建設構想については、水迫元市長時代から建設構想が言われてきておりますが、また、尾脇市長の2期目の公約として、元気な垂水づくり！経済・安心・未来からなる3つの挑戦の中で、安心の3番目に錦江湾横断道路から大隅横断道路ネットワーク構想の推進により基盤の強化を目指しますと掲げられ、毎年の施政方針でも述べられています。

また、平成30年3月に作成されました、第5次垂水市総合計画では、第3章、まちづくりの進め方の3、隣接市町との広域連携の推進で、広域交通ネットワークの整備として、①錦江湾横断道路、大隅横断道路構想の早期事業化等、広域交通ネットワークを整備することで、市民生活の利便性向上、産業振興、交流人口増加に取り組みますとありますが、これまで市としてどのように推進がなされてきたのかお聞きかせください。

3点目に新規農作物について。

垂水の農作物は、サヤインゲンとキヌサヤエンドウが主力野菜として生産されてきていますが、これらの間作として、農家の収入、所得向上にさらにつながる作物の取組みを、平成28年度より新規作物推進事業で、降灰や鳥獣被害を受けにくい作物が望ましいとして、薬草のミシマサイコを選定し、平成29年から若手農家3名を通じて13アールで試験栽培を行ってきたが、2年間の栽培試験結果、栽培試験期間が過ぎ、また、30年度からは、パースニップの栽培も行われているが、どのような結果だったのか、お

聞かせてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（港 耕作） 梅木議員のご質問でございます、ごみの回収についての収集状況につきましてお答えいたします。

垂水市のごみの収集状況ですが、垂水市では、清掃センターでの直接受け入れ等を決めた発生量で資源化率を算出していることから、発生量の数字でお答えさせていただきたいと思います。

平成29年度は、可燃ごみが2,215トン、不燃ごみが77トン、資源ごみが2,474トン、粗大ごみが151トンの合計で4,917トン。平成30年度は、可燃ごみが2,339トン、不燃ごみが81トン、資源ごみが2,414トン、粗大ごみが152トンの合計で4,986トンとなっております、平成29年度と比較して平成30年度はやや増加しております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 梅木議員の広域交通ネットワークについてのご質問にお答えさせていただきます。

広域交通ネットワークにつきましては、第5次総合計画の本市のまちづくりの進め方におきまして、錦江湾横断道路と大隅横断道路の建設構想の早期事業化を掲げております。

現在、早期事業化に向けて、大隅地域4市5町の首長及び議長で構成されます大隅総合開発期成会で、国・県へ要望を断続、継続的に行っており、国へ対しましては、大隅地域の商工会との代表から構成されます、大隅経済地域開発推進協議会とともに、官民一体で要望を継続的に行っているところでございます。

大隅横断道路の建設構想につきましては、平成23年3月にふるさと垂水編集委員会と垂水市教育委員会によって作成されました、ふるさと垂水の中で、前水迫市長が島津家の家紋でございます、丸に十の字をモチーフに、垂水を中心としまして、縦の線を国道220号線、横の線を錦江湾横断道と大隅横断道、その外側を走る高

速道路を丸に見立てた広域道路交通網を示されております。

その後、志布志市や鹿屋市と協議を経て、大隅総合開発期成会においても、平成26年度以降から推進することで合意し、大隅地域4市5町の総意として要望活動を実施しているところでございます。

錦江湾横断道路の建設構想につきましては、県が平成21年から23年度に、錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査を実施し、ルートや工法などの検討が行われ、経済波及効果の見込みや概算工事費などが示され、鹿児島・桜島間が最も効率的なルートと考えられるという報告が出されました。

また、平成24年度には、事業スキームの選択や財源負担などについての調査が実施され、総事業費や県の財源負担額なども示されております。今後、県の可能性調査における地質調査の実施や、大隅半島側の近隣自治体との合意形成など、様々な課題も現存しているところではございますが、先頃垂水市内で開催されました知事との車座対話や、大隅総合開発期成会による県知事要望の際にも、錦江湾横断道路と大隅横断道路の必要性の地元の声を直接知事にお届けできましたので、事業推進に向けた兆しが現れたのではないかと考えております。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 梅木議員のご質問でございます、新規農作物についての試験栽培の結果についてお答えいたします。

まず、薬用作物ミシマサイコの実験につきましましては、平成29年2月から3戸の農家で13アールの作付がなされましたが、雑草管理や梅雨時期の排水対策に、農家の予想をはるかに上回る労力を伴い、3アールのみの子種の収穫に終わったところでございます。

平成30年3月にも、同じ3農家により新たに13アールの作付がなされましたが、台風等によ

り再度影響を受け、栽培が厳しい状況でございました。2年経過した3アール分の根の部分につきましては、平成30年12月に収穫し、本年5月に出荷されたところございます。

ミシマサイコの試験結果につきましては、生育初期の雑草管理の難しさに加えて、自然災害、土壤病害虫の発生など、栽培する上で、多くの困難な課題があることがわかりました。また、同じ取組みを行っている県内他市も、栽培が困難という状況を把握しております。

このようなことを踏まえ、本市としましても、栽培を断念せざるを得ないと判断したところでございます。

続いて、パースニップの取組みにつきましては、平成30年4月から3戸の農家で29アールの作付がなされましたが、過剰施肥や高温障害などの影響により、初年度の出荷量は収穫量の10分の1程度でありました。具体的には、43キロ出荷し、2万8,000円の売り上げでございました。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それでは、一問一答式で願います。

まず、ごみの回収についてでございますけれども、1回目の答弁では、ごみの全体量は、平成30年度は前年よりやや増加しているようですが、資源ごみは60トンの減少のようであります。

私は、ごみ対策に関して、平成30年第1回定例会、いわゆる3月議会でもごみのリサイクル率の向上について質問をいたしました。垂水市のリサイクル率は年々低下してきており、リサイクル率向上対策をどのようにするのかという質問をいたしました。

そのときの答弁といたしましては、途中からの文章になりますけれども、答弁の、具体的には、「昨年の12月の広報誌に分別の方法等についてを掲載、またチラシを作成し、振興会等へ回覧するなどの情報発信に加えて、ごみ分別に

関する出前講座を開催し、ごみの出し方のルールやごみ分別の必要性について、理解を深めていただけるよう取り組んできたところでございます。今後はこのような取組みを強化し、リサイクル率の向上に努めてまいりたいと考えております。」と答弁されておりますが、平成30年度のリサイクル率と平成29年度を比較してどうであったのか、お聞かせください。

○生活環境課長（港 耕作） ごみ回収についての資源ごみのリサイクル率につきましてお答えいたします。

垂水市は、現在ごみについては、27品目に分けて分別収集しております。その分別については、ごみ分別表や分別に関するチラシの全戸配布、市報等による広報、出前講座などを実施し、市民に周知を図り、平成30年度には、垂水市ポイ捨て等防止条例を制定し、新たにごみ排出に関しマナー向上を図っております。

資源化率については、先ほどの発生量からの資源ごみの割合で、平成29年度が50.3%、平成30年度で48.4%となっており、平成29年度と比較して、平成30年度は低下しているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁からして、平成29年度のリサイクル率が50.3%、平成30年度が48.4%ということですから、29年度に比べて1.9%が低下をしておりますが、先ほど申しましたように、昨年よりリサイクル率の取組みを強化したにもかかわらず、率が低下したことをどのように受け止めているか聞かせください。

○生活環境課長（港 耕作） 資源化率の低下の認識につきましてお答えいたします。

平成30年度は、平成29年度と比較してごみ全体の量が増え、その中で、可燃ごみの量が増加し、資源ごみの量が減少していることにより、資源化率がやや低下していると思われ。そのことは、ごみの発生の抑制や分別の必要性、

分別方法の住民への周知不足によるものも原因であると推測されます。

ごみ資源化率の向上は、循環型社会の構築を推進するにあたり、重要なことから、引き続きごみの分別に関するチラシの全戸配布や市報による広報、出前講座とともに、ごみステーションでの排出状況の整備などを含めて、住民への分別の周知を行い、分別の重要性を認識していただき、ごみの発生の抑制及び資源化率の向上を図っていききたいと思います。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

地球の資源は有限です。環境省の発表では、平成29年度のリサイクル率では、大崎町が82%と、垂水市の2倍近いリサイクル率で全国第1位であります。また、大崎町の隣の志布志市が77%で第4位ということをお聞きしております。リサイクル率の向上に努めていただきたいと思います。

次に、粗大ごみについてでございますけれども、粗大ごみについては、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分別され、それぞれを各自が直接荒崎の旧清掃センターに持ち込むようになっていますが、車のない家庭や、特に、高齢者等からは、他のまちでは役所が収集しているのに、垂水はそうではないよね、という声を聞きますが、他市町の状況をお聞かせください。

○生活環境課長（港 耕作） 粗大ごみについての各市の収集状況につきましてお答えいたします。

粗大ごみの県内の各市の収集状況は、垂水市は、ごみ排出者の清掃センターへの直接持ち込みとなっておりますが、他市によっては、方法は様々ですが、市による一月あるいは1年単位でのごみステーションや、別途に収集場を設けての回収、または業者委託による自宅回収を行っている市もありますが、半数以上は当市同様の住民の直接持ち込みによる回収のようです。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

私は、垂水市の粗大ごみの持ち込み状況を8月21日、荒崎の旧清掃センターに行って聞いてみました。センターでは、軽トラックや乗用車等が平日で平均20台、日曜日は50台の持ち込みがあるとのことでした。

振興会では、中俣の松元振興会が年に1回、今川原振興会では、70歳以下の有志の方々が、年に1回、振興会内の粗大ごみを収集して持ち込まれるそうで、地域からは大変喜ばれているようです。

また、某収集業者に聞いてみましたが、毎年決まった3振興会から回収を依頼されており、個人からは月平均5件ほどの依頼があるとのことでありました。料金は2トン車1台で2万7,000円を上限に、量によっていただいているとのことでありました。

ちなみに、近隣の他市町では、鹿屋市が、可燃ごみは通常の決められた地域のごみステーションで収集され、不燃ごみは資源センターに各自が持ち込むことになっており、霧島市は一般ごみを収集しない日に、月に1回通常のごみステーションに、不燃ごみ、可燃ごみ、併せて搬出すれば回収しているとのことでした。大崎町では、各家庭から電話等の連絡があれば、委託しているリサイクルセンターや町の職員が家庭を訪問し、ごみの種類や量を確認し、収集日を決めて、家庭から直に収集しているとのことでした。

このような状況から、垂水市でも市が収集するようにできないか伺います。

○生活環境課長（港 耕作） 粗大ごみについての垂水市による回収につきましてお答えいたします。

垂水市では、現状では、粗大ごみは住民の清掃センター、あるいは鹿屋市にある肝属地区清掃センターへの直接持ち込みとなっておりますが、直接持ち込みのできない住民

も出てきていることは認識しているところでございます。

住民の中には、近隣住民の手助けや業者に持ち出しをお願いしている方もいらっしゃるようです。

市といたしましても、収集の場所や方法、民間業者との関係、対象者、費用負担など、課題も多いですが、今後情報収集に努め、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 情報収集に努め、検討していきたいということでしたが、先ほども言いましたが、高齢者や車のない家庭は、隣近所や親類などに運搬を相談したり、業者に依頼して処分しなければならず、隣近所に運んでもらっても、荒崎の旧清掃センターまでは、牛根境からは片道20キロ、新城麓からは15キロ、大野原からは12キロほどの距離があると思われまます。そうした場合、運んでもらえれば、ただでは済まないだろうと思っております。

また、高齢による車の運転免許証返納者も増えてくるものと予想されます。粗大ごみは頻繁に出るものではありませんが、出たら自分で運ぶか、誰かに頼まなければならないのが現実です。

垂水で暮らしてよかった。住んでよかったと言われるような、さらに垂水に住みたいと言われるためにも、このような課題を克服していくことが必要であるのではないのでしょうか。実現できるようにしっかり検討をお願いしたいと思います。

次に、広域交通ネットワークについて質問いたします。

先にこれまでの推進状況をお聞きしましたが、議会では、国道整備促進特別委員会により、毎年肝付町の太田河川国道事務所、福岡市の九州整備局、中央要望として国土交通省へ、国道220号の整備促進の要望活動を市長と一緒に行

っていますが、要望については、大隅横断道路の早期実現についての要望も含まれているところですが、

また、8月19日大崎町で行われた大隅地域市町議会議員協議会の総会では、大隅総合開発期成会に同調して、鹿児島県知事に大隅地域の振興に関する県への要望事項、錦江湾横断道路の建設促進を含む33項目を決議したところです。

県議会では、鹿児島県議会錦江湾横断道路建設促進議員連盟も設立されています。経済界では、7月12日付の某新聞によると、鹿屋経済同友クラブの通常総会では、会長のあいさつとして、地方活性化の促進及び地域社会発展のために、これまで重点運動に取り組んでおります、桜島架橋の建設促進に向けての提言活動や、東九州自動車道の建設整備促進を掲げてまいりました。重点目標の一つである、桜島架橋の建設促進については、先般6年ぶりに中央要望活動を行い、その必要性を訴えてまいりましたとあり、重点運動目標として取り組まれ、昨年末から活発な運動を再開されているようです。

錦江湾横断道路、大隅横断道路建設推進に関する各団体の推進状況を申し述べましたが、市として今後どのように推進されていくのかお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 2回目のご質問にお答えする前に、第1回目の発言につきまして、一部内容について訂正させていただきと思っております。

本来、薩摩半島側の近隣自治体との合意形成と申し上げなければならないところを、大隅半島側の近隣自治体との合意形成と申し上げてしまいました。訂正してお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、2回目の梅木議員からの質問でございます、これからの推進についてのご質問にお答えします。

本市が掲げます広域交通ネットワーク構想に

つきましては、錦江湾横断道路と大隅横断道路がともに整備されることで、本市の市民生活の利便性や産業振興並びに交流人口、定住人口の増加などに対する、最大限の効果が生まれるものと考えております。

また、東九州自動車道の志布志・鹿屋串良間の完成や大隅縦貫道路の完成などで、横軸の交通アクセス網の必要性が活発に議論されると思われまますので、今後も大隅地域の各市町と連携し、建設促進にかかる機運の醸成を図りながら、県や国に対する官民一体の要望活動など、広域的な取組みを推進させることで、早期事業化の実現につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

これまでと推進のやり方と変わらないようでございます。

私、8月25日にありました市民館での知事と市議会議員との意見交換会や、その後の市民との車座座談会でも、錦江湾横断道路に関する意見が出たと聞いております。

知事は市議会議員との意見交換会では、評議会あるいは期成会などを設立し、醸成を図り、地域の機運を盛り上げることも必要ではないかと申されたと理解をしているところです。

そのあたりを市長も同席されておりましたが、どのように受け止めて、考えておられるかお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 梅木議員のご質問にお答えいたします。

これまでも申し上げているわけですが、雄大な桜島、あるいは美しい錦江湾というのは、本市にとりましても、鹿児島県にとっても宝だということは共通認識だと思いますけども、どうしても海を渡るという意味で、高速ネットワーク体系の充実は大事なんだというふうに思っております。

遅れて今、東九州自動車道、あるいは佐多岬を向けての大隅縦貫道の整備促進というのが、大分進んできている状況でございます。そういった中であって、広域交通ネットワークの整備につきましてということでは、本市はもとより、大隅地域における経済活動や人々の生活を支え、時には命を救うことになり得る、非常に重要な社会基盤整備であるというふうに認識しております。

結果的に志布志港を活かして、アジアの成長とリンクをして、県全体の浮揚につながると考えております。

このプロジェクトの実現のためには、大隅半島の官民が連携した要望活動に加えて、早期事業化の必要性について、多くの地域の声を関係機関に訴えることが重要であるというふうに考えております。

今後は建設促進に関わる機運の醸成を図れるような、本市における取組みを検討するとともに、広域的な取組みを粘り強く推進し、地元選出の森山先生や県議会議員の方々と連携をして、事あるごとに、国や県にこの事業の重要性を訴えるなど、早期実現に向けた取組みを展開してまいりたいというふうに思います。

最近の動向といたしましては、先ほど話がありましたけれども、知事と語る会や、あるいは大隅縦断道路の決起大会というのがございました。関連する鹿児島県の大会でもそうなんですけれども、森山先生のごあいさつの中で、錦江湾横断道路の早期実現の必要性について発言があり、また私どもと意見交換をさせていただく際においても、同様の趣旨の発言が増えております。

なお、先だつて行われました三反園知事との車座座談会の中でも、梅木議員のほうからそういう発言があり、また、その後の意見交換会の中でも、そういう要望が多く寄せられました。

さらには、先日県庁で行われました、大隅4

市5町の首長と知事の意見交換の場で、私自身から直接要望申し上げ、結果として大隅はもとより、鹿児島県全体の発展のために、共に連携をしながら実現に向けて、協力を努力してまいりましょうという趣旨の発言がございました。

いよいよこれからということですので、後押しを、力添えをいただきたいと思えます。この問題に関しては、常日頃申し上げておりますけれども、経済性でありますとか、利便性はもちろんなんですけれども、今でも1年間で300台を超える緊急車両が大隅半島から桜島を渡って鹿児島市へ、そういう状況があるということでもあります。深夜帯になりますと、1時間に1本ということですので、その前で命をなくすというケースもありますので、そういった安全上の問題というのをしっかりと考えていくということが大事だというふうに思えますし、日本で一番車を運ぶのが桜島フェリーでありますし、2番目で運ぶのは垂水フェリーというような、それだけの市場性も考えたときにおいても、必要性も高いし、経済性も十分クリアできるということだと認識をしております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

ただいま市長が申されましたように、大隅縦貫整備促進期成会では、去る8月24日には、錦江町の文化センターにて、鹿屋市、東串良、錦江、南大隅、肝付町、1市4町の住民ら約600名が参加した、大隅縦貫道路整備促進を訴える決起大会を開催されています。

このような地域住民と一体となった、熱意、機運を盛り上げることも方策の一つではないでしょうか。ますます促進に努められるようお願いしまして、この件については終わります。

次に、新規農作物でございますけれども、1回目の答弁で、2年間の試験栽培の結果、ミシマサイコについては、栽培を推進する結果に至らなかった。結果的に断念したということであ

りましたが、どこに問題点、課題があったのかお聞かせください。

○農林課長（楠木雅己） 問題点、課題についてお答えいたします。

まず、ミシマサイコにつきましては、ミシマサイコの発芽は、は種後約40日かかり、生育も他の品目に比べてゆっくりと成長することから、その間に雑草が生い茂り、雑草防除に大きな労力を費やす必要がありました。

また、ミシマサイコは栽培期間が2年間と、他の野菜類と比べて長期の圃場管理を要することから、は種前の圃場準備が重要であります。今回初めてということもあまして、栽培管理上の情報が少ない中、予想以上の土壌病害虫が発生いたしました。

また、一方では、梅雨時期の大雨により畝が崩壊するなど、自然災害にも苦慮されたようでございます。

次に、パースニップにつきましては、夏場の農業所得の確保を目標とし、平成30年4月に作付し、同年7月から10月にかけて収穫をされましたが、ニンジンや大根と同じように、高温で生育障害を起こし、収穫量に対して出荷量が著しく激減いたしました。パースニップはヨーロッパ原産であり、日本国内向けに品種改良等がなされていない状況で、垂水の気候に合う作物かどうか、手探りの試験栽培となりました。

しかしながら、初年度の試験の結果、夏場にかけての栽培は適さないことが課題として残ったところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

次に、今後の取組みについてでございますけれども、パースニップについては、7月22日の某新聞に、今、課長が申されましたように、欧州原産の高級野菜、高栄養価が売り、パースニップ特産へ垂水の見出しで掲載されましたが、記事の内容から、パースニップについての希望

を感じたところです。

これからミシマサイコにかわる新しい作物の取組みをしていかれるのか、お聞かせください。

○農林課長（楠木雅己） パースニップにつきましては、作型の変更により品質向上及び栽培技術の確立を図り、栽培支援を行ってまいります。また、関係機関と連携しまして、販売確保につきましても検討してまいりたいというふうを考えております。

現在のところ、パースニップのみの支援ということになっていきますけれども、農業者の意向や消費者のニーズを捉えた新規の作物情報を常に収集することに努めてまいります。

特に、夏場の所得確保が図れる作物や鳥獣被害を受けにくい作物、また耐灰作物、軽量作物、機能性作物など、適した作物につきましても、農業者からご要望を受けておりますので、これらの要望に応えられるような品目がないのか、また引き続き情報収集に努めてまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 パースニップに絞って継続を当面していきたいということでございますけれども、新規作物推進事業の趣旨であります、サヤインゲンとキヌサヤエンドウの間作として、降灰や鳥獣害の被害を受けにくい作物の選定、推進をされ、農家の収入、所得につながるよう頑張ってくださいますようお願いいたします。

これで、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○副議長（堀内貴志） 次に、4番、池田みすず議員の質問を許可します。

[池田みすず議員登壇]

○池田みすず議員 4月の市議会選挙において当選以来、この4箇月余り、議員研修会や男女共同参画社会、防災関係の研修会など、多くの研修会や会合に出席をいたしました。

このような研修会等に参加し、考えますこと

は、早く多くのことを学んで、市議会議員として、垂水市民の皆さんの負託に応えられる議員にならないといけないということを強く感じております。

私は、6月議会におきまして、子育て支援策と福祉の充実について質問をいたしました。今回も子育て支援策について質問をいたします。

まずは、保育料の補助についてであります。

尾脇市長は、先の市長選挙の公約の一つに子育て支援策といたしまして、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもたちへの保育料の補助を掲げておられます。

国におきましては、この10月からの消費税の増額に伴い、幼児教育・保育の無償化に取り組むことが決定しております。

国の制度では、保育所などを利用する3歳から5歳までの全ての児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童にかかります保育料を無償化するものであります。

そこで、一点目は、市長が公約に掲げておられます、保育料の補助対象者について伺います。

次に、二点目は、産前産後のケア体制についてであります。

私の周りの若いお母さんたち、中でも初めて出産されたお母さんは、産後の体調が思わしくなかったり、また、両親など身近に世話をしてくれる人もいなくて、育児に悩んだり、不安を抱えておられる人も少なくありません。

このような状況に対応するため、産前産後のケアはとても重要なことだと思えます。そこで、本市の産前産後ケアの取組み状況について伺います。

次に、三点目は、ひきこもりの対策について伺います。

ひきこもりにつきましては、対策を講じていかなければならない問題だと考えています。ひきこもりは、中学校や高校時代の不登校がきつ

かけとなるケースや、病気が原因であったり、また、人との関わりがうまくできなかつたり、色々な原因があります。

ひきこもりは、今や若者の問題ではなく、中高年へと移りつつあります。そこで、本市のひきこもりの相談に対する体制はどのようになっているのかお伺いします。

次に、四点目は、不登校の現状と対策についてお伺いします。

子どもたちが元気で学校に通い、勉強や部活に楽しいと感じ生活することは、保護者にとりましても、地域の方々や社会にとりましても、うれしいことでもあります。

しかしながら、全国的なことではありますが、学校現場におきまして、深刻な状況が続いている問題の一つが、不登校の子どもたちがいるということでもあります。不登校の子どもたちは、基本的に学校に行かなかつたり、行けなかつたりする状況が続いています。そこで、本市の中学校における不登校の生徒は、ここ3年間で何人くらいいるのかをお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○福祉課長（高田 総） 池田議員の公約に掲げてある保育料補助の対象者についての質問にお答えいたします。

令和元年10月1日から、国が制度化した幼児教育・保育無償化が開始されます。この制度においては、先ほど、池田議員が言われましたように、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちと、住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもたちの利用料は、全額無償化となります。

しかしながら、0歳から2歳までの住民税課税世帯に属する子どもたちの利用料については、無償化の対象外となっております。

市長が公約で掲げております、保育料の補助における対象者については、国の制度により、幼児教育・保育の無償化の対象とならない子

もたちの支援を目的としたものであり、垂水市独自の子育て世代の経済的負担軽減策として、利用料の補助を実施しようとするものでございます。

以上でございます。

○保健課長（橋圭一郎） 池田議員の産前産後ケア体制のご質問につきまして、お答えいたします。

まず、産前のケア体制につきましては、妊婦健診の経過を確認しながら、妊婦さんへの支援を行っております。ほかにも歯科検診やパパママ学級の実施など、県内全体にはない事業も実施しているところでございます。

産後ケア体制につきましては、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的に行うもので、対象者は、家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児で、産後に心身の不調、または育児不安のある方など、特に支援の必要な方が対象となります。

事業の実施方法は、地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえた上で、宿泊型、デイサービス型、訪問等により、産後の母親等が安心して子育てができるよう支援するものでございます。

本市としましては、宿泊型と訪問型を実施しており、宿泊型サービスにつきましては、鹿児島市の中央助産院、霧島市のみつおハウス、肝付町のここいやしの3施設と契約を締結しており、訪問型サービスは鹿屋市の在宅助産師に依頼して、訪問することとしております。

実績といたしましては、これまで、みつおハウスで、一泊二日の宿泊型に母子1件の利用があったところでございます。

本事業に対する助成額としましては、宿泊型で1日当たり3万円の費用がかかりますが、世帯の所得状況にもよりますが、自己負担が最大

で9,000円であり、助成率は70%となっております。訪問型につきましては、自己負担はありません。

また、本市の特徴としまして、訪問型に他市町は回数制限を設けているところもございますが、本市の場合は回数制限を設けておらず、いつでも対象者の相談に対応できる状況にあります。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 池田議員のひきこもり対策についての質問において、ひきこもり相談に対する体制についてお答えいたします。

市役所の各課の窓口には、様々な相談が寄せられております。その中には、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどすることなく、6箇月以上続けて自宅にいる状態、いわゆるひきこもりに関する相談もございます。

その原因は、池田議員からもありましたが、体の病気、仕事等におけるつまずきや人間関係による心の病、生活困窮、就労問題など、様々でございます。

また、色々な相談において、話を聞き進めていく中で、ひきこもりの方が世帯にいらっしゃるといふケースが見受けられる場合もございます。

このような状況のもと、当事者や家族がひきこもりの状態に苦しみ、その状態から脱出するための何らかの支援を望む相談があった場合には、それぞれの世帯が抱えている課題の解決に向けて、医療機関への受診の勧奨、障がい福祉サービスの活用や就労支援、生活保護の申請、同居の高齢者の施設入所など、幅広い手法によって支援が考えられますことから、市といたしましては、相談先がどこであっても、関係する課・係が連携・協議し、問題の解決に向けた支援ができるよう体制づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 池田議員の本市の中学校における3年間の不登校生徒数についてのご質問にお答えいたします。

中学校の不登校の状況につきましては、平成28年度が9人、29年度が10人、30年度が10人となっております。中学校の全生徒数に対する不登校生徒数の割合は約3%であり、国や県とほぼ同じ状況となっております。

以上でございます。

○池田みすず議員 それぞれ答弁をいただき、ありがとうございます。

これから2回目の質問に入ります。一問一答方式でお願いします。

1点目の保育料の補助につきましては、国の助成対象とならない部分に、市が独自に保育料を助成するということではありますが、このことは、子育て支援策としても、人口増対策としても、とても有効な取組みだと思えます。

この助成対象者は何人くらいを見込んでおられるのか、また予算はどの程度になるのかお伺いします。

○福祉課長（高田 総） 補助対象者の見込み数と予算の見込み額についての質問にお答えいたします。

まず、補助対象者の見込み数でございますが、8月1日現在において、0歳から2歳までの在園児118人中、104人が住民税課税世帯に属する子ども、いわゆる国の無償化制度の対象とならない子どもであり、本市が独自で行う予定としている補助の対象となると考えます。

次に、予算の見込み額でございますが、今回の補助については、無償化の対象とならない子どもの保育料を軽減し、市が一般財源で負担することとなります。

また、軽減する割合につきましては、6月議会の池山議員の一般質問において答弁いたしましたように、財源等をはじめ制度改正や、各種の調整が必要であることから、現在、市長の意

向を踏まえながら、関係課と協議を進めているところでございます。

参考としてお答えいたしますが、予算の見込み額につきましては、平成30年度実績において、無償化の対象とならない子どもたちの利用者負担額が、約1,660万円となっておりますことから、この金額の範囲内において、市がどれぐらいの割合で補助できるか、検討を進めていくことになると考えております。

仮に保育料の2分の1の額を市が助成した場合には、約830万円の財政負担が生じることとなります。

以上でございます。

○池田みすず議員 国の制度と併せて市独自の助成事業を実施するには、準備が大変ではないかと思っております。国の助成は、本市におきましても、この10月から実施されると思っておりますが、市独自の助成事業はいつから実施される予定であるのか、市長のお考えをお話いただけたらと思っております。

○市長（尾脇雅弥） 子育て支援の充実というのは、本市にとって最重要課題の一つだというふうに考えます。

基本的なことは、今、担当課長が申し上げましたけれども、10月からスタートいたします、国の無償化制度における本市の対象者ということになりますと、0歳から2歳児までが、先ほどお話しました14名ということでありまして、全体は118名ということでありまして、いわゆる対象にならない方々が104名いらっしゃるということになります。

ですので、この問題に関しましては、考え方をしっかりと整理をして、さらには実施をするということに際して、まず財源等の調整を、現在関係課を中心に、どのようなスキーム、枠組みで実現できるのかを前向きに協議をしている段階でございます。

整理ができましたら、来年度の子育て支援の

目玉の一つとして、議会にご提案をしたいと考えております。

なお、今議会におきましては、現在の中学生までの医療費の無償化を高校生までに延長して、ご提案をしておりますので、繰り返しになりますけれども、子育て支援、子育て環境の充実に力を入れて、子育てをするなら垂水市という形で、政策を進めてまいりたいと思っておりますので、議員の先生方の後押しをよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○池田みすず議員 ご答弁ありがとうございます。

この助成事業は、冒頭申し上げましたように、市長が公約に掲げておられるものであります。早い実施になりますと、子育て世帯の保護者の皆さんはとても喜ばれると思っております。

この事業は、言うまでもありませんが、子育て世代の経済的な負担軽減だけでなく、垂水市が掲げております、人口増対策にもなると思っておりますので、ぜひ早期に実施していただけますようお願いいたします。

次に、産前産後ケアの取組みについてであります。取組み状況につきましては、今年から取り組まれて、まだ8箇月しかたっておりませんが、実際、支援を受けられた皆さんの反応はどうであったのか伺います。

また、何か見えてきた課題があれば伺います。

○保健課長（橋圭一郎） 産前産後ケアにつきましての2回目のご質問にお答えします。

市民の反応につきましては、今年度になって産後ケア事業を利用された産婦さんがお一人でございますので、詳しい内容につきましては述べられませんが、本事業の趣旨にあった育児不安の解消につながったものと考えております。

なお、一時的な不安解消の可能性もございますので、今後も継続して関わってまいりたいと考えております。

次に、課題でございますが、本市においては、助産師も助産院もなく、宿泊産後ケアを受けたい母親は、他市町へ出向かないといけないなど、簡単に解決できない課題がございますが、今後も産後間もないお母さんたちが安心して子育てできるよう、さらにきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 支援を受けられたお母さんが、どのようなことを感じたかは述べられないとのことですが、察しますところ、恐らくありがたい事業だと思っておられると思います。

産後の母体管理の指導や授乳、沐浴などの指導訪問していただき、専門家からアドバイスを受けられるということは、出産後のお母さんにとりまして、とてもありがたい取組みであると思います。

今後とも、お母さんたちに寄り添い、充実した取組みがなされますようお願いいたします。

次に、ひきこもりについての相談体制について答弁をいただきました。ひきこもりの解決策としましては、生活実態や健康状態などを把握する必要があると思います。そして、何よりも大切なことは、ひきこもりの人には、家族の支えも当然ながら必要であります。行政機関などの相談体制並びに社会復帰を後押しする取組みも求められていると思います。今後ともサポート体制をよろしく願います。

次に、不登校についてでございますが、何らかの原因があるから不登校になるのだと思いますが、その原因につきまして、プライバシーの関係もありますので、お答えできる範囲で答弁いただきたいと思っております。

○学校教育課長（明石浩久） 不登校の原因についてのご質問にお答えいたします。

不登校の原因につきましては、友人関係の悩

みが最も多く、次に無気力、そして家庭環境によるものとなっております。

また、不登校の原因は、一つではなく、例えば家庭環境に起因するものが無気力につながっているなど、複数の要因から不登校となっているケースが多いのが現状でございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 不登校の子どもたちの原因は、様々な要因があるということがわかりました。

最後に学校と教育委員会において、どのような対策をされておられるのかお伺いします。

○学校教育課長（明石浩久） 不登校生徒に対する学校と教育委員会が取り組んでいる対策についてのご質問にお答えいたします。

中学校におきましては、不登校生徒の状況について毎週全職員で共有するとともに、担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問や、本人、保護者との相談活動を行い、信頼関係をつくりながら、再登校に向けた働きかけを行っているところでございます。

また、対人関係による悩みや本人を取り巻く環境などの背景により、欠席が長期化している生徒につきましては、福祉関係者を含めたケース会議を開催し、多方面からの支援を試みているところでございます。

こうした取組みにより、昨年度の1、2年生の不登校生徒6人のうち3人は大きく改善され、登校できるようになっております。

教育委員会といたしましては、毎月の定例教育委員会におきまして、不登校の状況を報告するとともに、委員の皆様から子どもの側に立った見守りや支援を継続的に行うことや、悩んでいる保護者に寄り添うことの大切さ等について助言をいただき、学校への指導を行っております。

また、小学生を対象に実施しております、あつまれわんぱく！夏の勉強会や小学校8校集合

学習会は、中学校を会場としております。小学生が中学校の施設を体感したり、中学校の先生による授業を体験したりすることが、子どもたちの小学校から中学校への円滑な接続に効果的であることから、今後も小学校と中学校の連携を一層深めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○池田みずず議員 子どもたちが毎日楽しく通学してくれることを、保護者も先生方も願っておられることと思います。どうかこれからも、子どもたちや保護者に寄り添った対策を取ってくださいますようお願いいたします。

最後に要望をいたしたいと思います。

私は、平成28年4月に発生いたしました、熊本大震災の際には、ボランティアとして、復旧作業に携わり、また先週金曜日には大雨による被害が大きかった、佐賀県多久市にボランティアとして参加してまいりました。

災害等を目の当たりにして感じますことは、人間の強さを感じます。災害に負けずに懸命に立ち上がろうとされている人を見ますと、ボランティアに参加した私が逆に励まされたりします。

もう一つ感じますことは、復旧、復興を進めるには、防災拠点としての機能を備えた庁舎がとても大切であると痛感いたします。先月25日に、新城地区におきましても、車座座談会を実施していただきました。住民からは疑問点など質問されましたが、職員の回答に対し、納得されて帰られました。

市の職員が話されましたように、市民の皆さんが正しい情報に基づき、正しく理解をし、正しい判断をしていただくためにも、車座座談会はとても大切であると思います。

職員の皆さんは、勤務を終えて夜の座談会がありますので、大変と思いますが、今後とも引き続き開催していただき、一人でも多くの市民

に理解を得て、防災拠点としての機能を備えた新庁舎建設に、一日も早く着工していただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（堀内貴志） ここで暫時休憩をいたします。

次は、15時25分から再開いたします。

午後3時16分休憩

午後3時25分再開

○副議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、新原勇議員の質問を許可いたします。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 8月25日、三反園知事と議員との車座座談会が開催され、30分の予定が知事の計らいにより、40分まで意見交換会をし、我々1年生議員にも真摯に応対され、その後、各種団体と、また夕食会を含む意見交換会と、市長と共に一日中おられ、垂水の現状を具にしみ込まされたらうと思います。

また、県の来年の予算に少しでも反映されることを希望いたします。

また、垂水高校のエアコン問題も、OBの尾脇市長をはじめ、堀内議員ほか同窓生の働きにより、設置の目処が立ち、在校生はじめ、父兄も感謝の意を述べていらっしゃいました。関係省庁を含め、誠にありがとうございました。

それでは、議長の許可を得て、通告どおり質問いたします。

野良猫及び外猫の糞害並びに餌やりについて。

野良猫の糞害、またはいたずらにお困りの方がたくさんいらっしゃいます。これを何とかできないものか、餌やり行為を自分の敷地でするのは構わないのですが、他人の敷地、公道等で餌を置いてあるのを注意して、ご近所トラブルに発展した話などを聞きます。

餌を置いたままにする行為を禁ずることはできないものか、お聞かせください。

次に、本城川等の土砂・砂利の撤去について。

28年の台風16号で土砂が堆積し、1回は下流まで土砂撤去が行われましたが、現在各河川かなりの土砂・砂利が堆積しており、今回の大雨も何とか氾濫を免れましたが、これをただ撤去するだけでなく、何とか転用できないものか、お聞かせください。

潮彩町の現状について。

潮彩町は造成後20年、現在約80世帯、450人が生活されています。造成後の費用対効果はいかなるものか、お答えください。

次に、高校受験の枠組みについて。

鹿児島市のベッドタウンを目指すには、やはり垂水市からの高校受験の10%枠の撤廃が必要だと、私は思っております。公立3校を受けるために、親子で鹿児島市内に引っ越すのを避けるためにも、少しでも税金の確保の観点からも必要性を感じます。

現在、鹿児島市内の高校に通学されているのは何人いますか、お聞かせください。

次に、水産行政の補助事業について。

現在、牛根漁協では、去年より25年サイクルで係留施設の整備を、種子島周辺漁業対策事業費の補助金で3年かけて行われております。この事業は、国が70%、県が5%、残りは事業者負担であります。近隣の市町を見ると、鹿屋、根占も5%の補助があります。垂水市も補助を検討していただけないものか、お聞かせください。

元垂水・原田線の道路について。

今回も上下2箇所からの工事の発注をありがとうございました。聞きたいことは、打ち合わせ事項のときによくわかりましたので、割愛させていただきますが、3期工事も設計していただいて、2期工事、3期工事、同時着工を要望いたします。

次の市庁舎建設について。

熊本地震で、宇土市は本館が被災し、立入禁止になっている映像は記憶に新しいが、垂水市もいざ被災したときのシミュレーションはどのようになっているか、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。（発言する者あり）

○生活環境課長（港 耕作） 新原議員のご質問でございます、野良猫及び外猫の糞害並びに餌やりについての、野良猫の糞害と餌やりの現状は、につきましてお答えいたします。

垂水市では、毎年2月を猫の適正飼養月間として、市報で猫の適正な飼い方について広報をいたしております。

しかし、野良猫の餌やりなどの苦情、相談は毎年数件寄せられています。その中身は、糞尿をされて困る、鳴き声がうるさい、敷地内にいたずれをされる、餌やりの残り餌に虫が発生するなど様々であります。

生活環境課といたしましては、相談があるたびに現地に出向き、餌やりをしている方が判明した場合は、室内での飼育を薦めるとともに、動物愛護の観点から餌やり自体を禁止するのではなく、まず、餌やりをされている方に、餌をやった後の後始末や糞尿の処理、不妊、去勢手術の実施などを指導し、管理をしっかりとすることをお願いしているところでありますが、このようなことが守られないときは、餌やり自体を止めることを指導するようにしています。

また、時には保健所と相談し、保健所から直接指導していただくようにしているところです。

現状では、餌やりを行っているほとんどの方は、餌をやるだけで、後始末などはされていないような状況ですので、餌やり自体をやめるように指導し、聞き入れられないときは繰り返し指導しております。

また、餌やりをしている方が判明しない場合は、現地に餌やり禁止の立て看板を設置し、巡

回などを実施しております。

今後も猫の適正飼養については周知、指導に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 寄り洲除去で発生した土砂等の再利用につきまして、お答えいたします。

本城川につきましては、平成28年の台風16号の豪雨により、大量の土砂が堆積し、鹿児島県発注の災害復旧工事で除去しておりますが、その後、再度堆積し、河川断面を著しく阻害する恐れがある箇所につきまして、本城川と河崎川の河床整備が実施されました。

昨年度の河床整備の際、除去した土砂につきまして、大隅地域振興局より本市に対しまして、利用できる箇所はないか問い合わせがあり、建設発生土の有効活用を図るため、くぼ地の埋め立てや低地の嵩上げ等を目的とし、残土の受入れ希望はないか公募をしたいとのこととございましたので、応募条件や受入れ地の要件、応募手続、受付期間などを本市ホームページで掲載し、広く周知したところでございます。

結果としましては、希望者がなかったため、処分となったようでございますが、鹿屋市や大崎町では希望があったようでございます。

このように、建設残土の再利用につきましては、土質にもよりますが、受入れ希望があれば、建設残土の再利用は十分可能であるものと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 新原議員のご質問でございます、潮彩町の現状について、造成後20年経過をしたが、費用対効果についてにお答えいたします。

はじめに、潮彩町が誕生しました背景をお話させていただきますと、平成7年8月に鹿児島県へ公有水面埋立の出願を行い、翌年1月に着工し、平成10年5月に大隅半島の海の玄関口と

しまして、より一層の機能充実を図るために、さらには大隅の発展を担う港湾として、垂水新港が開港しております。

この港湾整備に併せて、本市では、この新港の背後地に港と一体となった生活空間をつくるため、垂水新港臨海部土地造成事業の第1期工事としまして、平成8年1月から土地造成を行っております。

土地造成が完了しました平成10年12月には、定住促進を目的に潮彩町住宅団地の分譲を開始したところでございます。平成13年11月までには、全120区画が完売しており、令和元年8月末現在、178世帯、418人の方々が潮彩町で生活いただいております。

議員ご質問の費用対効果としましては、潮彩町が誕生したことで、当初目的の一つである定住促進が図られたとともに、新たな家屋に対する固定資産税の増収効果や、商業店舗の進出による雇用創出につながったものと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 新原議員の垂水中央中学校から鹿児島市内の高等学校への進学者数についてのご質問にお答えいたします。

鹿児島市内の高等学校への進学者数につきましては、平成28年度が公立高校に16人、私立高校に14人の計30人となっております。また、29年度は公立高校に8人、私立高校に17人の計25人、30年度は公立高校に12人、私立高校に23人の計35人となっており、毎年卒業生全体の30%前後の生徒が、鹿児島市内の高等学校に進学している状況となっております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 種子島周辺漁業対策事業への市補助の状況につきましてお答えいたします。

本事業は、JAXAが70%、県が10%以内を補助する事業でございますが、JAXA・県合

わせて、実績で概ね75%の補助となっており、ほかの補助事業と比較しましても、相当高い補助率であると思っております。

また、事業費自体が大きいことから、漁協の負担額も多いということは重々理解しております。しかしながら、水産業関連事業として漁業整備負担金や、漁業関係施設整備に係る事業への市単独補助を行っており、農業分野をはじめとする、他産業分野の補助事業との整合性も検討する必要もありますことから、現在のところ、市が上乘せを一律に行うことは難しい状況であります。

今後、本事業におきましては、水産業従事者のために、広く影響するような事業でありますことから、他市の状況について確認を行い、検討するとともに、県へも10%の補助率を達成するよう要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） 地震被害等に関するシミュレーションについての質問にお答えをいたします。

平成28年熊本地震では、3日の間に2回の大地震に見舞われました。この二度にわたる大きな地震により、熊本県の八代市、人吉市、宇土市、大津町、益城町の5市町では、本庁舎が被災してしまったことにより、災害対応に遅れが生じるとともに、市・町の業務機能も一時的に停止いたしました。

本市の庁舎本館は昭和33年竣工であり、建築後60年が経過しており、建物全体の経年劣化が進んでいることや、旧耐震基準による建築物であることを踏まえると、新耐震基準を充足しておりません。

平成25年3月に、鹿児島県が取りまとめた、鹿児島県地震等災害被害予測調査による本市で想定される地震のうち、最大震度は鹿児島湾直下の震度6強と想定されており、実際に地震があった場合、倒壊の危険性があると想定されま

す。

大規模な災害が発生した場合、市役所は住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関と連携を図りながら、垂水市地域防災計画などに定め、災害応急対応業務を実施する重要な役割を担うこととなります。

庁舎は、災害応急対策活動及び災害から復旧・復興業務を担う主体となり、災害時においても継続して機能を果たさなければなりません。

また、住民生活に必要な不可欠な行政サービスの提供も維持・継続する必要があり、中断することのできない通常業務については、大規模災害発生直後においても、業務を継続して行わなければなりません。

これらの状況を踏まえ、大規模災害発生時において、災害応急対策業務及び通常業務のうち、優先すべき通常業務を発災直後から迅速かつ的確に遂行できるよう、垂水市では業務継続計画を、平成26年12月10日に作成しております。

この計画では、庁舎が使用できずに、垂水市市民館が使用可能な場合は、市民館へ行政機能を移転することと定め、速やかに業務継続に必要な書類や機器等を運ぶ出すこととしております。

なお、市民館も使用できない場合は、通常時と同等の機能を保持しなければならないため、電気、通信等のインフラ整備について、最大限の考慮をした上で、適切な代替施設や仮設庁舎の建設など、業務継続を検討して、非常時の業務遂行に必要な執務環境を確保していくように計画しているところでございます。

○新原 勇議員 それでは、一問一答で2回目の質問をいたします。

野良猫の餌やりについては、他人の公道で餌を置いたまま立ち去る行為は、注意の対象になることでいいですか。

○生活環境課長（港 耕作） 餌やり自体をやるとともに、後始末、その後の処置をしっかりと

することをこちらもお願いしているので、注意の指導の対象となります。

○新原 勇議員 はい、わかりました。

次に、飼い猫と野良猫を区別するために、首輪の推奨をできないものか、お聞かせください。お願いします。

○生活環境課長（港 耕作） 飼い猫と野良猫の区別のための首輪取付の推奨につきまして、お答えいたします。

飼い猫と野良猫を区別することは、飼い猫が外で活動しているときや、逃げ出したりしたときなどに、飼い主がいることが周囲に判断でき、動物愛護の観点からも重要なことと思われまます。その区別の方法として、現在は首輪や迷子札、マイクロチップの装着などが考えられます。保健所にも確認したところ、飼い主から相談があったときは、首輪やマイクロチップの装着を案内しているということです。

また、先ほど説明した市報による猫の適正飼養の中でも、首輪やマイクロチップの装着を紹介しております。マイクロチップの装着は、今年度の動物愛護法の改正により、今後、犬、猫の販売業者には義務付けられ、飼い主にも努力義務となることから、引き続き広報誌などによりマイクロチップや迷子札、首輪の装着を周知していきたいと思ひます。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。

次の土木課の質問ですけれども、転用についてはわかりました。ありがとうございます。牛根地区のまた埋立等がありますので、ぜひそのときも牛根の砂利とか、本城川の砂などを、もし可能ならば転用をお願いいたします。

次に、潮彩町の2期工事について、垂水新港臨海部土地造成事業についてお聞きします。

この、2期工事の構想を潮彩町がつくられるときに、2期工事構想としてありましたが、現在はどのようになっているかお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 新原議員のご質問でございます。垂水新港臨海部土地造成事業の、その後についてお答えさせていただきます。

当初の垂水新港臨海部土地造成事業は、平成12年度の完成を目指す第1期と、将来構想であります第2期に分けて整備することとなっております。第1期では、フェリー利用者のための駐車場、ショッピングセンター、温泉付き宅地分譲地などの用地として造成されております。

第2期では、新港の南側を造成し、人工海浜、マリーナ、多目的広場、健康増進施設など、スポーツレクリエーション基地として開発をしようという構想でありました。なお、第1期で整備されておりました貨物ふ頭の利用が低調であることもあり、第2期は構想のまま具体的な整備計画にまで至らなかったというのが現状であります。

以上でございます。

○新原 勇議員 2期工事の造成があればフェリーから現在国道への動線がつながり、交通渋滞、またこのフェリーから国道への交通事故も減るのではないかと。また、定住人口も見込めるが、市として、再びこのような構想はないのか、お聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 先ほども述べましたとおり、垂水新港臨海部土地造成事業は港湾整備と一体となり、まちづくりを進める計画となっております。

現在、本市の定住対策としましては、既存の空屋住宅を活用しながら、定住促進を図っていくための様々な支援を行っているところでございます。したがって、新たな埋立を行い、定住促進を図るといったような観点での整備計画は、現在立てていないのが現状でございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 また、いつかこのような夢のある構想があったら、ぜひ推進をお願いいたします。

それでは、次に、高校受験の枠組みについて聞きます。

現在、垂水からも鹿児島市内へ通学する高校生は聞きましたとおり多く、フェリーと行く行くは桜島架橋ができれば、ますます交通の便のいい垂水市が鹿児島市のベッドタウンとしての役割を担うことはできるはずで、そのためにも、あるごとに県教委に10%枠を外してくれと、要請していただきたいとお願いいたします。

次に、種子島周辺漁業対策事業についてはわかりました。先ほど、項目で商工行政のことはありましたので、これは要望として言います。

その前に、水産商工観光課の担当の方もよく牛根漁協に足を運んできてくれると、労いの言葉を漁協のほうからも受けております。

次に、小規模事業者持続化補助金についてですが、やっと国のほうにも小さな商工業者に向けての補助金が、ここ最近というか使いやすくなって注目されています。補助率対象経費の3分の2以内で、補助上限50万円までです。国も直近3年間で総額90億、120億、130億と上がり、垂水市でこの制度を利用した件数も、28年は44件申請して17件採択、29年には14件申請して9件採択、30年は20件申請して19件採択と認知度も上がってきています。事業者部分の負担の部分を、少しでも垂水市から何とか支援してもらえないかと要望いたします。

次に、市庁舎建設についてです。

シミュレーションについて地域防災の対策、「備えあれば憂いなし」でいろいろな形でシミュレーションがなされることは大変うれしく思っております。基本設計についてですけれども、新しい市庁舎建設案ができてみてびっくりしました。建築面積2,300平米、来庁者駐車場を見ても市民館跡地の4,700平米で十分収まるんじゃないですか。

市民館はダイワさんの土地を買い、移転補償費5億4,000万円ぐらい、合計6億6,000万円、

市民に提示されていましてよ。今の市民館調理室から国道側和田英作さんの画室がないと考えれば、1,500平米で50台駐車場ができます。それで足りないなら、立体駐車場で本館の2階まで通ずるようになれば80台ぐらい、さらに本城川が決壊したときを考え、3階まで立体駐車場をつくれれば100台は優にできます。

市民の皆さんも外部委員会も、補償費のここに惑わされたのではないですか。補償費の6億6,000万円ぐらいは市民館跡地がなかったら、市民館跡地が、多分、一番よかったんじゃないかと思えますけども、いかがですか。

○企画政策課長（二川隆志） 新原議員のご質問でございます。基本設計案では建築面積、約2,300平米であり、市民館跡地でも収まるのではないかについてお答えさせていただきます。

本市の新庁舎建設基本設計、実施設計業務の委託設計事業者は、基本計画に定めた内容を課題として、プロポーザル方式により外部有識者を含めた選定委員会により決定されたものであります。

このプロポーザルには全国各地から30社の応募があり、審査の結果、今回の設計事業者が提案したプランが、安全面、コスト面、市民サービスといった視点から、最も優れているプランとして選定されたものでございます。

こういった経緯により、今回の基本設計案は、その後行われた地盤調査など十分な調査をもとに、市民ワークショップ等の結果を反映するなどして、この土地の特性に合った基本設計案となったものであります。

新原議員もご認識されていると思いますが、市民館用地は市民館機能の検討や耐震化補強の検討などが行われており、場所ごとの敷地特性など、設計の前提条件も大きく異なりますことから、ご指摘の件をそのまま当てはめるということは現実的ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 最初のA案、B案、C案、この中でC案だけが私有地の買取1億7,000万円があり、ほかの要望では私有地の買取と補償費が入ってございましたよね。でも、現在そのまま入れとは言いませんけども、その市民館跡地だけで、この新しい市庁舎と駐車場が賅われたと思うんです。

そうしたときに市民の皆さん、外部委員会、先ほど言いましたけども、この6億6,000万円、これは何だったんだろうかと思うんですよね。みんなこの移転補償費、仮設費、これにお金がかかると思って、この浜のほうのところに建てているんじゃないですか。だから、この移転補償費がもし最初から移転補償費、用地費が最初からなかった場合は、この市民館跡地になっていたんじゃないですか、いかがですか。

○企画政策課長（二川隆志） そもそもこの1万平米ありきではないかというようなことで、ご理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（堀内貴志） それ反問権ですか。

○企画政策課長（二川隆志） 反問権です。

○副議長（堀内貴志） 反問権、認めます。質問人。

○新原 勇議員 わかりました。何回と同じような答弁が、多分繰り返されると思いますが、では、新しい市庁舎は、市民館機能を十分入れられたはずだと思います。吹き抜けの部分、階段、エレベーター部分で、大体700平米ぐらい埋めたとして、700平米ぐらいあります。吹き抜けを小さくするかなくすかによって、市民館の調理室115平米ぐらいは、すぐ入るんじゃないかと思えます。そうすると、和田英作さんのアトリエも市庁舎に入れて管理すれば、市民も親しまれる優しい庁舎になると私は思っているんですけども、なぜ市民館機能をこの市庁舎に入れなかったのか、教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） そもそも市民館

の機能というものでございますけども、そのA・B・C案の中で、C案が決まった際、もう市民館というところでは、その後の計画の中でも耐震化そういったところは結果を図られたわけですので、そもそも、その機能を入れるというところでの計画は立てていなかったということでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 では、社会教育課は、そのまま今の現在の市民館に残るということによろしいですか。

○企画政策課長（二川隆志） 教育委員会の事務機能につきましては、教育総務課、社会教育課、学校教育課、そちらのほうのつきましては、新庁舎のほうに入るということになっております。

以上でございます。

○新原 勇議員 市民館がそのまま残るということは、何とか1人、2人残るぐらいで、あとは皆さん新庁舎に移るということによろしいですか。

○副市長（長濱重光） ご案内のとおり教育委員会の今の市民館での機能を、今回どのように今後していくかというご質問だと思いますが、今、企画政策課長が答弁をいたしましたように、教育委員会にあります学校教育課、教育総務課、社会教育課の執務室は新庁舎のほうに移します。

そこで、市民館で今大切なことは、年間を通して、それ以外に研修室やら大ホール等を利用していただきまして、生涯学習講座等にも年間を通して使われております。

それから、その他免許証の切り換えであり、更新事務でありますとか、多岐にわたって年間を通じて使われていると。また、あそこにはご案内のとおり、中央地区の公民館としての機能もございまして。そうしたときに、社会教育課が仮に新庁舎のほうに移った場合に、あそこでの管理体制をどうするかと、例えば、職員を1名

残して受付業務をさせるのか、それとも、また受付業務等はもう民間に委託するのか、それらを今、並行して検討を進めているところでございます。

また、そのへんの検討結果はわかりましたら、また議会のほうにもご説明できる段階は来るものと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 現在のそのような公民館の機能はわかりました。公民館長も市庁舎ができるときに新しい市庁舎に公民館はどうなるのかと、質問が多分あったと思います。僕もせっかくつくるんであれば、そのぐらい全部入った同一の機能であったほうがいいと思い、このような質問をいたしました。

質問自体がちょっととりとめもないので、今回、これで終わりにいたしたいと思います。すみません、ありがとうございます。詰めが甘かったです。

○副議長（堀内貴志） あらかじめ皆様にご連絡をします。本日の会議時間は、議事の都合により、これを延長しますので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 九州南部の梅雨入りは、平年と同じ5月31日、梅雨明けは平年より10日遅い7月24日頃で、梅雨入り以降、薩摩川内市入来では、降水量1,500ミリに達し、平年の2倍を超えたなど、各地で平年値を上回ったと報道されました。6月28日から7月4日、県本土は記録的な大雨となり、土砂災害が相次ぎ、2人が死亡されました。この1週間で6時間の降水量、24時間降水量などが観測史上1位となっております。

垂水市でも梅雨明け期間中、災害対策本部を設置、避難情報を発生し、対応したと伺ってお

ります。本市では幸いにも人的被害がありませんでしたが、土木、農林、教育施設の災害があったようであります。災害箇所の現状と災害復旧をお知らせいただきたいと思っております。

次に、青少年海外派遣事業について、昨年度から始まった事業で、本年度は昨年と同じく中学生10名を香港へ派遣し、国際的な交流を通して、視野を広げていくということは大切なことであります。今年度実施についての説明がございました。今年度は、来年2月の実施予定であります。事業の取組み状況についてお知らせ願ひ、1回目の質問を終わります。

○土木課長（東 弘幸） 災害復旧のご質問に、土木課所管につきましてお答えいたします。

今年7月の大雨による災害につきましては、国庫負担申請で災害査定を受検するものが桜島口牛根麓線1件、田上線1件、高峠線2件の道路災害4件、河川災害が塩入川2件の合計6件となっております。

また、重機借上げで土砂除去を54件実施しておりますが、建設業組合との災害協定に基づき、土砂災害等の応急対策の依頼をいたしましたところ、早急に対応していただき感謝申し上げます。

本年の豪雨につきまして、総雨量は多かったものの、100ミリを超えた時間雨量がなかったこと、強い雨量が長時間続かなかったことなどから、本市においては比較的被害が少なかったのではと安堵しているところでございます。

災害査定につきましては、桜島口牛根麓線と田上線の2件につきまして、昨日、月曜日に第8次査定が実施され、申請額満額での査定結果となったところでございます。残りの4件につきましては、来週実施されます第9次査定において受検することとしております。災害査定終了後は早期の発注を心がけ、安心・安全に努めてまいります。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 川畑議員のご質問でございます。今年7月の大雨による災害についての災害箇所現状と復旧状況についてお答えいたします。

農林課所管の災害箇所につきましては、市内各地で農道、林道、水路等への崩土や水路埋没等46件が発生いたしました。これらにつきましては、垂水市建設業組合との協定に基づき、早期に土砂の撤去を行っていただいたところでございます。

なお、補助災害といたしまして、新城露山地区と感王寺地区の農地災害2件と、露山地区で農道水路等の農業用施設災害1件、また林業用施設では、林道牛根麓線災害1件と海潟麓線災害の1件の合計5件が発生いたしました。これらにつきましては、現在、災害復旧事業採択に向けて準備中で、今後、査定を受け早期の復旧に努めてまいります。

一方、協和小学校上の山腹崩壊の部分の林道につきましては、今後の土砂流出を最小限に食い止めるため、運動場の山側に矢板を設置したところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（紺屋昭男） 川畑議員のご質問でございます。今年7月の大雨による災害についての教育総務課所管に係る災害の現状と復旧状況についてお答えいたします。

7月の大雨で、7月3日午後1時頃発生した協和小学校裏山の山腹崩壊により、倒木を巻き込んだ大量の土砂が、協和小学校北側の学校敷地内をはじめ、主事室や体育館地下倉庫に流入するとともに、トイレ浄化槽の一部が損傷するなどの被害が発生しました。

被災当日は、大雨の影響で市内小中学校は臨時休校となっていたことから、児童は登校していなかったことや、学校職員においても学校長の早めの適切な判断により、人的被害がなかったことが何よりも幸いでございました。

被災後すぐに財政課や土木課、農林課等と協議を行い、土砂除去をはじめとした復旧作業や仮設トイレの設置など、早急な対応を図ることができたことから、翌週には学校を再開することができました。

復旧の状況につきましては、流入した倒木や土砂の除去、柱等の主要な部分の損傷があった主事室の撤去作業については7月中旬に概ね完了し、トイレの浄化槽は修繕を行い、8月中旬には使用できるようになったところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 川畑議員の今年度の事業の取組み状況についてのご質問にお答えいたします。

今年度の派遣に向けまして、7月初旬の垂水中央中学校PTAにおいて、派遣生徒募集に関する資料を配付するとともに、保護者説明会を実施いたしました。

その結果、定員の10人に対して14人の申込があり、7月29日に、英語面接と海外派遣に向けた思いをテーマとした作文による選考試験を実施いたしました。その結果等を踏まえて、8月9日に選考委員会が開かれ、厳正な審査により派遣生徒10人を決定していただきました。8月29日には、第1回の事前研修を行い、垂水を紹介するプレゼンテーション資料の作成や、香港についての調べ学習を進めていく確認を行いました。

研修に参加した子どもたちは、香港の中学生と積極的にコミュニケーションを図りたい。英語がもっと話せるように、これから勉強していきたいなどの抱負を話してくれたところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 一問一答方式でお願いします。項目が少ないので、すぐ終わりそうな気がしますが、答弁のほうもよろしくお願いします。

今、災害についてそれぞれの課のほうで説明

をいただきました。午前の質問の中でも、前田議員のほうで災害についての質問等がございました。特に、前田さんには水之上地区の災害というのは、本城川を控えておりますので、大きな、もしもとなれば、垂水市全体が被害を受けると私は思っているところでございます。

さっき、新原議員のほうでも本城川の土砂の堆積の問題が出ましたけれども、これも、やっぱり県のほうで、ちょくちょく取ってもらってはおりますけれども、今年も水之上の本城川が危ない、危険であるという状況がありました。ですから、そういうところも、しっかりと対応をしていただけるようお願いするところです。

そういったところで、今年も梅雨の期間中、災害対策本部を設置して対応をしていただきました。避難指示の発生に伴いまして、備蓄倉庫に備蓄している温泉水と食料を避難住民に配布したという状況がありますけれども、そこで梅雨時期の災害対応について、午前中、前田議員の質問にも総務課長が答えておりましたけれども、総務課の課長の答弁よろしくお願ひいたします。

続いて、土木課の対応ですけれども、連続的に雨量が続かなかったということで、大きな災害がなかったということのようではありますが、特に、やっぱり河川の整備というのは僕は大事ななと思っております。

さっきも本城川のことを言いましたけれども、我々は協和におりまして、飛岡川いつも私は言っているんですけども、ここも海潟の中心を流れる川でありまして、寄り洲の状況があつて、災害を被った地域でもありますので、この飛岡川の、また私が見てみますと、寄り洲がたくさんありそうな気がしておりますので、この対応はなんか考えていないのか、お願ひいたしたいと思ひます。

それと、農林のほうなんですけれども、今年

は今ずっと協和小学校の裏山が山腹崩壊ということで、緊急に対応していただいて、今は崖のほうも鉄柱で流れないようにしてありますけれども、この後の事業ですね、崩壊したその事業はどんなふうに進んでいくのか、その説明をお願ひいたしたいと思ひます。

それと、協和小学校の関係なんですけれども、この山が崩れたといったとき、1時頃だったと思うんですけども、私も鹿児島に行つておりました、帰りにちょうどその時間帯にそこを通つたんじゃないかと、学校の前を通つたんですけども、そのときにこの事故が起こつたのかなと感じたんですけども、この状況は総務課長のほうから、裏山が崩れましたよと連絡いただきました、すぐ行つて見ましたけれども、大したことはないかなと思つたんですけども、大きな崖崩れでした。今お話がありましたように体育館の中に土砂が入つた、それで主事室は壊れた、トイレの浄化槽も壊れたと。

ちょうどその日は金曜日だったかな、ちょうど学校がお休みに、市内全域で休みをした日で、車も、普通車を止めておつた場所なんですけれども、学校のほうで危ないということで、車は移動しております、そういう被害もなかつたんですけども、その学校の主事室等も取り壊しになっておりますよね。

今後、その小学校のその対応、備品も使えなくなつたということで、それも対応するということでしたけれども、その後の対応はどうなっていくのか、課長にお願ひいたしたいと思ひます。

それから、夢の翼の関係ですけれど、これも6月に僕はしたと思うんですけども。（発言する者あり）いや、いいの。これは災害の中での一問一答だから。（発言する者あり）あつ、そうか、夢の翼は別でしたね。わかりました。ごめんなさい。よく指摘いただきましてありがとうございます。じゃ、こんだけお願ひします。

○総務課長（角野 毅） 川畑議員のご質問でございます。今年の梅雨時期の災害警戒対応についてのご質問にお答えをいたします。

今年の梅雨時期の降水量は、吉ヶ別府観測所で平年をはるかに上り、約1,500ミリの降水量を記録いたしました。本市の避難所の実績等につきましては、先ほど、前田議員の質問で答弁をいたしましたので割愛させていただきますけれども、鹿児島県内では土砂崩れにより、お二人の方がお亡くなりになったほか、負傷者5人、住家の全壊8棟、半壊6棟、一部損壊26棟など大きな被害をもたらしました。

本市では幸いに人的被害はございませんでしたが、建物・施設等の被害については、住家の床下浸水が1件、土木関係が56件、農林関係が46件、そのほか水道、水産、学校関係など、総額約2億6,400万円の被害が確認されております。

平成30年7月豪雨では様々な防災情報が発信されるものの、多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できない状況であったため、多くの方が犠牲になりました。これを踏まえ、平成31年3月に、避難情報が直感的に住民に伝わるよう、避難勧告などに係るガイドラインが改正され、住民の主体的な行動を促すため、警戒レベルとして5段階で表現することとなりました。

具体的には、警戒レベル1は、災害への心構えを高めてくださいという段階となります。

警戒レベル2は、大雨注意報や洪水注意報が発表されている段階であり、避難の準備を進め、自ら避難先を確認していただく段階となります。

警戒レベル3は、大雨警報や洪水警報が発表されている段階になり、避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令され、具体的には高齢者など避難に時間がかかる人の避難を促す段階となります。

避難勧告は警戒レベル4として発令し、全員

に避難に係る行動を促す情報となります。

避難指示は、必ず発令されるものではなく、災害が発生する恐れが極めて高い状況など、緊急的、または重ねて避難を促す場合などに運用するものとして、避難勧告と同じ警戒レベル4として発令し、全員に避難に係る行動を促す情報となります。

警戒レベル5は、災害発生情報として発令し、災害の発生を伝え、住民に命を守る最善の行動を求める情報となります。

この改正に基づき、垂水市は住民の方々に改正の経緯と目的及びその内容について周知を行い、8月から運用を開始いたしました。8月に入って台風8号及び10号が接近した際には、災害警戒本部を設置し、警戒レベルを付した新たなガイドラインを用いて、市内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難所を開設して対応をいたしました。

また、災害警戒対応期間中は、避難情報や避難所の開設情報並びに通行規制情報や垂水フェリーの欠航など、市民の交通情報について防災ラジオや防災無線、垂水ほっとメール、市ホームページなどを活用して、迅速な情報発信に努めてまいりました。

引き続き気象情報を注視し、災害の発生する恐れがある場合には、避難の必要な市民の方々に早めに避難をしていただけるよう、わかりやすい避難情報の発信に努めることが重要であると認識しております。

今後も、改正された避難ガイドラインの周知に努め、早めの避難情報収集と共有並びに速やかな情報伝達に努めて安心安全な垂水のまちづくりに、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 飛岡川につきましてお答えいたします。

飛岡川につきましては、出水期前の点検におきまして、上流部のブロック基礎が河床の洗掘

により露出しており、上部の豚舎への影響が懸念されましたので、早急に補修工事を実施し、拡大崩壊しないよう対策を講じたところでございますが、豪雨後の災害調査では被災が確認されず、また、その他でも被災がなかったことを確認しております。

寄り洲の堆積状況でございますが、平成28年台風16号災害時に復旧工事で除去しましたが、7月の豪雨後の点検におきまして、暖竹の繁茂や部分的な堆積も確認されましたので、河川断面を確保するため、今後、堆積土砂の除去を検討しているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 協和小学校の上の山腹崩壊部分の今後についてにお答えいたします。

協和小学校上の山腹崩壊部分の今後についてでございますが、鹿児島県の災害関連緊急治山事業により、復旧を進めていただいております。早急の復旧がなされるものと思っております。なお、8月25日の車座対話のため、本市を訪れていただきました三反園知事も災害現場を見られまして、早急に着手いたしますとの話をいただいたところでございます。

また、質問にはございませんでしたが、もう一箇所、浜平の山腹崩壊箇所につきましては、鹿児島県の治山施設災害復旧事業で、今週末、国の査定を受けた後、早期の復旧がなされるものと思っております。

以上でございます。

○教育総務課長（紺屋昭男） 被災したことによる学校生活のその後の対応についてお答えいたします。

主事室につきましては、議員ご承知のとおり、大量の土砂が流れ込み、被害が大きかったことから改修は断念し、保健室の一部を改修した上で、学校主事の業務に支障がないように、給排水設備や空調設備を設置いたしました。

また、トイレ裏の用具置き場に保管していた

一輪車などの備品や、体育館地下倉庫の椅子の一部、マット等の体育用具については、土砂流入により使用できない状況であったことから、新たに購入することとしたところでございます。なお、一部泥等が付着していたテントにつきましては、先般の奉仕作業時に教職員と保護者が泥等の除去作業を行い、使用できる状態となったところでございます。

災害発生後、子どもたちや学校職員の安全確保のために、教室を裏山から離れた西側の空き教室に移したり、職員室を西側会議室に移したり、図書室の利用制限をするなどの対応により、日常の学校生活に、やや不慣れな面がございましたが、学校敷地内の災害復旧等が概ね完了したため、教室や職員室等を元の状態に戻し、新たな気持ちで2学期を迎えたところでございます。今のところ学校生活においては、特に支障はないようではございますが、今後も学校からの要望を聞きながら、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

総務課長はちょっと声が悪いんじゃないですか。体調の悪いところ長々答弁いただきましてありがとうございます。元気で垂水市とともに頑張ってください。それだけ要望しておきます。（笑声）

それと、土木のほうも飛岡川も状況が状況です。また対処していただいて、農林のほうも協和小学校の裏の道路、まだ狭くなっていますので、早くあそこが災害復旧ができるように、進んで要望していただきますようお願いいたします。

小学校のほうも、2学期も始まりまして、主事室はなくなりましたが、この前も地域の皆さんが学校応援団ということで、草払いやら、色々していただいて、本当たくさんの方が

出ていただいたですね。ありがたかったなと思っております。そういうことで、協和に1つしかない小学校ですので、地域の人も一生懸命、小学校には思いがありますので、そういうことで学校のほうもよろしく教育長お願いします。

結構大雨が続いておって、ちょっと新聞を僕は見てみたんですけども、8月29日九州北部で大雨があったということで、さっきも池田さんがボランティアで武雄のほうに行かれたということですけども、ちょっと読んでみたいと思いがすが。

前線に湿った空気が流れ込み、線状降水帯が形成されて28日は九州北部で猛烈な雨が降った。佐賀、福岡両県で2人が死亡、1人が意識不明の重体、1人が行方不明になった。気象庁は佐賀県全域と福岡、長崎両県の広範囲に一時大雨特別警報を発表。臨時記者会見で最大級の警戒を呼びかけたとあります。そして、全体に避難指示が出たと、大雨特別警報は7月20日台風5号の影響で長崎県に発表されて以来、大雨・洪水警報レベルで「命を守る最善の行動が求められる。最高のレベル5に相当する。」ということでありましたので、もしもこれが、垂水市にも起こらないとは限らないわけですので、かねてからしっかりとそういう体制を整えて、災害復旧には、さっき言いました総務課長が主導となって、市長やらひとつ頑張ってくださいということをお願いして、この件は終わりたいと思います。

次に、夢の翼についてですけども、本当、6月に僕は質問したんですけども、今議会で教育長のほうで10名が内定したということですが、今の香港の情勢がちょっと心配なところがありますので上げてみました。

逃亡犯条例によるデモが連続して発生しておりますけれども、この1つは解決したとしても、まだ幾つか要望を上げながら、まだ若い人たちのデモが続いて、非常に不安定な状況でもある

と感じているわけですけども、今後の事業はどう展開していく予定であるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（坂元裕人） 事業実施につきまして、ご心配いただきありがとうございます。御礼申し上げます。

議員の今後の事業展開についてのご質問にお答えいたします。

議員の言われるとおり、現在の香港の情勢は極めて不安定な状況であり、事業の実施について懸念しているところでございます。先ほど、学校教育課長からありました、第1回の事前研修におきまして、派遣生徒や保護者に対して、香港の情勢によっては派遣できないこともあることを説明いたしました。しかしながら、派遣生徒10人にとりましては、夢の翼への参加の機会は今回のみであることから、実施できることを心から切に願っているところでございます。

今月末には事前視察として、学校教育課長と担当主事を香港に派遣し、香港の相手校との打ち合わせを行うとともに、現状を確認する予定としております。また、今後も鹿児島県政府香港事務所と緊密な連携を図るなど、香港の情勢を注視し、生徒の安全を最優先に実施の判断をしてみたいと考えているところでございます。

併せて、池山議員の先ほどのエール、大変うれしく受け止めております。ありがとうございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。引き続き、子どもたちが香港に研修に行けるように要望したいと期待するわけですけども、今、教育長がおっしゃったように、池山議員のほうから13名の中で3名が行かれなかったと、15名ぐらいということで、私も、「じゃらいね」とそう思ったんですけども、考えてみますと15名にいたしますと、もしも17、18、19来たときに、

これはどうなるんだろうかと思ったりして、そういうこともありますので、今、池山議員がおっしゃったことを優先しながら、今後の取組みにも入れていただきたいと要望しておきます。

将来の垂水を担う子どもたちが異文化を体験し、国際感覚を磨く重要な事業であり、実施してほしいという思いは同じであります。2月の実施まで、まだまだ時間があることから、香港の状況をしっかり把握しながら判断して、なるべく実施できるようにお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（堀内貴志） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○副議長（堀内貴志） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○副議長（堀内貴志） 本日はこれにて散会します。

午後4時31分散会

令和元年第3回定例会

会 議 録

第3日 令和元年9月11日

本会議第3号（9月11日）（水曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年9月11日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△議案第67号上程

○議長（篠原静則） 日程第1、議案第67号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（角野 毅） おはようございます。今日もお聞き苦しい声で申し訳ございませんが、ご了解いただきたいと思っております。

議案第67号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例案について、ご説明を申し上げます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないように、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うことは同条第2号に定められており、これまで国において検討されてきておりましたが、今回、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、令和元年12月14日から施行されることとなりました。

本議案は今回の法整備に伴い、成年被後見人等について欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断する仕組みに移行させる改正がなされたことに

伴い、本市の関係条例について、一括して改正しようとするものでございます。

なお、改正内容につきましては、新旧対照表のとおりとなりますが、地方公務員法、児童福祉法の欠格条項の中から、成年被後見人等が削られたことに伴う、文言削除や号ずれが主なものとなっておりますので、それぞれの内容につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年12月14日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は総務文教委員会に付託の上、審査したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、総務文教委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△一般質問

○議長（篠原静則） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可いたします。

最初に、9番、持留良一議員の質問を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。それでは、一般質問に入っていきたいと思います。

今日は9月11日、今から約18年前、アメリカ

で同時多発事件が起きて、2001年、18年です。また、今、日本の社会を、いわゆる韓国バッシング、こういう問題、様々な社会問題も発生しています。

共通するのは、差別や憎悪よりも友好、政治の責任は、まさに重大であると思います。当たり前の隣国関係に戻すことが、いま一層、私たちの努力を含めて求められていることを、冒頭に訴えていきたいと思います。

最初の質問は、幼児教育無償化問題についてです。

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします。無償化は、子育て世帯の家計にゆとりが生まれ、少子化対策の進展、消費の拡大を通じて地域経済の活性化等、子育て世帯にとどまらず社会全体にとっていい影響を与えるでしょう。

しかし、無償化には大きな問題点があります。無償化の財源が消費税だということです。子どもが小学生になると無償化の恩恵はなくなり、消費税の値上げのみが残り、家計の負担が増え、生活や地域経済も厳しくなり、少子化対策にも逆行するものとなるでしょう。

そこで、市としてどのような支援をすることが少子化対策になるのかを問いたいと思います。

1回目は、保育施設の給食食材費の実費徴収で、保育現場に様々な問題が生じる可能性があり、行政として対策が求められるということを質問いたします。

保育所は、制度発足以来、3歳児以上の副食費、3歳児未満の副・主食費は公費負担の対象にしてきました。給食は、保育の一環であり、児童福祉として保育に欠かすことのできないものです。

そこで、一点目は、副食費の滞納は、保育中断になり得ることもあり得るのかという問題です。内閣府は副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否

等を検討することが求められますとしています。

二点目は、伊佐市は3歳から5歳全員の副食費の負担を、市が9月議会で予算化しました。全国でもまた、この大隅でも東串良が、支援策を予算化しました。本市で実行した場合、どのくらいの経費になるのかを伺います。

三点目は、保育料が無料になって新たに給食費が徴収されることで、これまでよりも負担が増える世帯が、ケースとして全国的にはあるようです。本市はあるか伺います。

四点目は、公定価格に含まれている副食費も実費徴収となる予定です。無料であったのは、公定価格には人件費、事業費等があり、副食費も事業費に含まれていたからです。

子どもたち、一日の大半を園で過ごし、食事、睡眠、排泄は子どもたちの生活の中心に位置づけられています。だから、保育指針や食育の推進が明記され、食育計画の策定もされています。無償化と矛盾させないためには、市としての支援が求められます。見解を伺います。

五点目は、給食食材費の徴収が保育施設の負担とならないよう、市の責任において徴収することが対策としてあると考えます。

これまでは、保育料と一緒に自治体が徴収した経過があり、実費徴収の実務を行う各保育施設等は、一人ひとりに副食材料費の請求書作成、免除者への事務等内容が複雑化し、保育施設等の新たな負担が増えます。長時間過密労働に拍車がかかるかもしれません。

また、次の問題は、0～2歳児の保育料の負担の問題ですけれども、これは先日の質問で方向性が示されましたので要望に変えます。

昨日、この議会が終わった後、子育て中のお母さんから保育料の負担の相談が寄せられました。昨日の経過を教えたら、大変喜んでいらっしゃいました。今年12月、第三子を出産の予定だそうです。

子育ての方々が、希望と夢、勇気の沸く内容

に、いわゆる無料化に近づけられるように、市長には要望をしていきたいと思えます。

次に、災害対策です。

災害問題は、起きたら常に検証をし、対策を講じ具体化する等取組みが必要です。そこで、先の豪雨の検証から考えてみたいと思えます。

一問目は、避難勧告等に関するガイドラインが改定されました。なぜ導入されたのか。効果があるのか、周知をどう図るのか伺います。

二問目は、本市の避難等についての取組みは、先進的な自治体として評価ができると考えますが、避難の課題と対策について伺います。避難スイッチを入れるためには、マイハザードマップの作成や運用、ストリートミーティング等への取組みが、一層必要と考えますが見解を伺います。

三問目は、避難指示を出すときの検討課題があるか、その対策はどうなっているのか伺います。

次に、災害弱者対策における行政が果たす役割について伺います。

一問目は、個々の災害弱者の避難計画はどうなっているのか。

二問目は、福祉避難所の数は、課題は。

さらに三点目は、障がい者支援区分の認定を受けない人への対策は十分なのか、課題は何なのか伺います。

四点目は、浸水から家等を守るための止水板設置への補助の検討はできないか伺います。

次に高齢者対策、いわゆる交通弱者対策について、交通問題の改善とごみ出し困難世帯への支援について質問いたします。

最初は交通問題です。

垂水市も人口減少と高齢化が進行し、利用者数の減から、商店や医療機関等がなくなったり、生活が困難な、いわゆる生活難民が生まれています。

生活難民は、交通弱者、買い物難民、通院難

民等、生存権にかかわる深刻な状況にあるのは周知の事実です。その主要な要因の一つが、日常生活圏の移動が困難になっているということです。

本市も様々な取組みが行われていますが、質問は地域交通の基本のあり方と現状の課題等に対する体制について質問いたします。

そして、誰もが生き生きと住み続けられる地域交通政策づくりが求められているということ、強く求めたいと思えます。

一問目は2015年の交通政策基本計画を受けて、本市の地域版交通まちづくり政策の策定はどうなっているか、課題と対策はどうなっているか伺います。

二点目は、住民の移動権を保障する責務を負うのは自治体です。地域住民の移動権を自主的に保障するための施策をどのように取り組もうとしているのか、必要性和具体的な今後の施策はあるのか伺います。

さらに人口減少、高齢化社会における地域交通政策のあり方として、全国でも名称は違いますが、交通まちづくり条例の制定等の動きがあります。必要性について伺います。

三点目は、乗り合いタクシーの課題と改善の方向をどのように考えているのか伺います。

この制度は、全国的にも認知され、活用もされていますが、課題もあり、利用者の声として余裕を持って利用できない、利用登録の不便さがあるという声も寄せられています。改善の方向があるのであれば、お示してください。

二点目は、ごみ出し困難世帯への支援策の必要性について伺います。

一つ、環境省は支援の試行・実証のためのモデル事業の公募をしています。この公募の認識について伺います。

環境省は、ごみ出し困難な高齢者のために、ごみ出し支援制度の拡充に乗り出す方針を決めました。環境省の支援の試行・実証のためのモ

デル事業のこの取組みについての改めて公募、そして認識について伺います。

二点目は、本市も様々な検討がされていると認識をしていますが、高齢者の実態からも、早急な施策を具体化することが求められています。今後の具体的な取組みについて、見解を伺います。

次に、図書館の問題について、二点質問いたします。

図書館協議会は、今、どうなっているのかという点です。協議会が廃止されて数年経過していること、改めて認識もいたしました。図書館に対して意見を述べたり、運営に参加する等の機会がなくなったことで、活性化等問題がないのか、それにかわる機能、役割は果たされているのか伺います。

二点目は、図書館の利用者の個人情報のあり方について伺います。

先般、新聞社のアンケートで、図書館の利用者の個人情報の提供について、本市は提供すると回答していました。市民の思想信条や知る権利を保障するためには、捜査機関への個人情報の提供には慎重さが求められています。個人情報条例に抵触しないのか、見解を伺います。

最後の質問は、障がい者控除対象者認定制度の活用で安心な老後の生活を送るためには、手続の簡素化が求められていて、対策と改善を求めるものです。

この制度は、障がい者手帳のない人でも介護保険の要介護認定を受けている人の中で、一定の基準を満たす人は、障がい者控除認定対象者認定書の交付を受ける制度です。

この認定書を税務署または税務課に提出すれば、障がい者控除の対象となり、所得税や住民税、介護保険料の負担が軽減されます。また、非課税世帯になると、医療や介護の自己負担を減らすことができます。

そこで、一つは対象者数と認定者数はどうな

っているか。

2、制度の紹介は、税の申告の手引きで紹介されていますが、制度の利用の手続きの複雑さ等で効果が発揮されていないと思います。高齢者の生活を守る観点から、制度の利用の利便性や手続の事務の簡素化を図り、障がい者控除の該当者を把握し、全国でも取り組まれている個別に認定書を送付することはできないか、以上を伺います。

回答について、不十分な点については、再質問をさせていただきます。

○議長（篠原静則） 皆さんにお知らせいたします。空調の調子が少々悪いとお聞きしておりますので、暑い方は上着を脱いで構わないと思いますので、よろしくお祈りをいたします。

○福祉課長（高田 総） おはようございます。持留議員の幼児教育・保育無償化問題における支援と対策についての質問において、まず、副食費の滞納は保育の中断になることもあり得るのかについてお答えいたします。

今回の保育料の無償化に伴い、1号認定の子どもと同様、2号認定の子どもについても、主食費、副食費ともに実費負担となったところがございます。

これまで主食費、副食費ともに実費負担であった1号認定の子どもにおいて、滞納が発生した旨の相談や、そのことが原因となり、退園したケースはないと認識しております。

今後は1号認定の子どもに加えて、2号認定の子どもについても主食費、副食費が実費負担となりますが、滞納を防ぐという点においては、今議会に上程しております、条例改正案の第5条で改めておりますように、金額、徴収日等については事前に同意を得ることとなっておりますので、その時点において滞納が発生しないよう、保護者をお願いしていくことが考えられます。

仮に、滞納が発生した場合には、まず、当該

保育所等において、納入の催告を行うこととなりますが、それ以降も滞納が続く場合には、先ほど、持留議員が言われましたように、自治体向けFAQにありますように、市が保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否を検討することになります。

しかしながら、事情等を聞く中において、やむを得ない理由がある場合は、FAQにありますように、副食費については児童手当法の規定により、本人の申出があった場合には、児童手当から支払うことも可能となりますので、そのことについても相談させていただくことになると思います。

ただ、今回の改正において、世帯の住民税所得割の合計額が一定額以下の世帯に属する子どもや、多子世帯の子どもについては、副食費が免除されることとなりますので、経済的な理由による滞納が生じることは少ないのではないかと考えております。

今後につきましては、もし、経済的事情とやむを得ない滞納が発生した場合には、保育所等と連携し、保護者の状況を確認する等、改善策について検討しながら、子どもが施設の利用を継続できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、伊佐市の副食費の負担を本市で実行した場合は、どのくらいの経費になるのかについての質問にお答えいたします。

副食費の単価については、各園、それぞれ金額が異なることから、国の基準額4,500円を用いて計算した金額となりますが、概算で年間1,080万円の財政負担となるようでございます。

続きまして、保育料が無料になっても、新たな給食費が徴収されることで、これまでより負担が増える世帯があるのかについての質問にお答えいたします。

国は、主食費3,000円、副食費4,500円と示しておりますが、この金額については目安であり、

現状においては各園で、それぞれ金額を設定しております。

主食費については、これまでも実費負担となっていたことから、主食費単体で考えますと負担が増えることはないと考えます。

しかしながら、副食費については、2号認定の子どもは、これまで保育料の中に含まれておりましたので、保育料の無償化に伴い、別途、実費負担となることから、保護者によっては新たに負担が生じたように感じることもあるかもしれないと考えます。

現状において、これまで保育料として保護者が負担していた額と、副食費の負担額を比較いたしましたところ、本市においては、今回の無償化により負担が増える世帯はないと認識しております。

また、副食費に主食費を加えた金額においても、負担が増える世帯はないと整理しているところでございます。

続きまして、公定価格に含まれた主食費も実費徴収となる。給食費は保育の一環であり、児童福祉として保育には欠かせない。支援を求めたいについての質問にお答えいたします。

本市におきましては、まずは国が制度化いたしました10月からの幼児教育・保育の無償化制度の導入において、問題なくスムーズに実施できるように、保育所等と情報共有を図りながら、準備を進めているところでございます。

また、子育て世代の支援において、現在、保育料の補助につきましては、市長の公約に掲げておりますことから、今回、国の制度により無償化にならない0歳から2歳までの子どもを持つ課税世帯等の保育料の負担軽減について、市独自の助成を行う方向で検討を進めているところでございます。

議員が言われます、副食費の負担軽減については、今後、他自治体の取組み状況を調査しながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、給食食材費の徴収が保育施設の負担とならないように、市の責任において徴収することを求めたいについての質問にお答えいたします。

給食費の徴収に伴う保育施設の負担の状況でございますが、まず保育所における副食費は、保育料に含めて市が徴収しており、2号認定の子どもの主食費については、施設側が別途徴収しているところでございます。

また、認定こども園においては、1号認定の子どものについては保育料と分けて、主食費、副食費を施設側が徴収、2号認定の子どものについては、副食費は保育料に含めて徴収しており、食費は別途実費負担として、施設側が徴収。3号認定の子どものについては、主食費、副食費ともに保育料に含めて施設側が徴収しております。

また、これ以外にも全ての施設において日用品、文房具、行事参加費等の実費負担分を、施設側が保護者から徴収しているのが現状でございます。

今回の改正により、2号認定の子どものに係る副食費の実費負担分を新たに施設側で徴収することになりますが、これまでも保育料や各種の実費負担分を徴収している経緯もあり、また、加えて無償化により1号認定の子どものと2号認定の子どものに係る保育料の徴収事務がなくなることから、保育施設の負担は増えないものと考えております。

副食費の施設側による徴収につきましては、国が内閣府令で定め、本市も準じて条例を改正しようとするものでありますことから、今後、混乱が生じないよう各施設と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） 持留議員のご質問でございます。避難勧告に関するガイドラインの改定は、なぜ導入されたのか、効果があるのか、周知をどう図るのかについての質問にお答えを

いたします。

平成30年7月豪雨では、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できない状況であったため、多くの方が犠牲になりました。

これを踏まえ、平成31年3月に避難勧告等に関するガイドラインが改定され、住民の主体的な行動を促すための警戒レベルとして5段階で表現することになりました。

警戒レベルにおける内容については、先日の川畑議員のご質問で答弁しましたので割愛させていただきます。

垂水市では、住民の方々に改定の経緯と目的及びその内容について誤解を招かないよう、振興会回覧、広報誌及び自主防災組織、公民館、社会福祉施設等で出前講座等を利用した周知活動を行い、8月から本格運用を行っております。

県内の多くの自治体が、6月28日からの大雨の際に警戒レベルを用いた避難情報を発令しておりますが、住民への周知期間が短かったため、混乱を招く一因となったようでございます。

垂水市が発令する避難勧告等が、どのような考え方に基づいているのか、住居地等にどのようなリスクがあるのか、どのようなときにどのような行動をとるべきか等について、一人ひとりが理解し、災害の恐れがある場合に、適時・的確な避難行動を判断できるように、ハザードマップ等を活用した出前講座や広報誌等で、適切な避難行動について継続して周知してまいります。

次に、避難の課題と対策についてのご質問にお答えいたします。

避難行動の原則は、自然災害に対して行政に依存しすぎることなく、自らの命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが原則でございます。

災害が発生する危険性が高まった場合には、起こり得る災害種別ごとのリスクの程度に対応

して、垂水市が発令する避難勧告等は、一定のまとまりを持った範囲に対して、発令されるものであり、市民一人ひとりの居住地の地形、住宅構造、家族構成等に違いがあることから、一人ひとりに即した発令を行うことは困難でございます。

気象現象が激甚化する中、特に突発的な災害では、避難勧告等の発令が間に合わないこともございます。また、被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともございます。

適切な避難行動、避難のタイミングは、各居住者等で異なることを理解した上で、災害種別ごとに自宅等が立退き避難が必要な場所なのか、あるいは上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について、ハザードマップであらかじめ確認し、自ら避難行動を判断することが重要でございます。

また、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分が災害に遭わないという思い込み等によって、避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、垂水市から提供される警戒レベル相当情報のほか、水位情報や画像情報等のリアルタイムな情報等を積極的に入手し、災害発生の危険性を認識することが重要でございます。

また、気象庁から警戒レベル1や警戒レベル2の気象情報が発表された場合は、強風や大雨の変化に注意し、最新の防災気象情報や市町村長から発令される警戒レベル3から警戒レベル5の避難勧告等に留意し、自発的かつ速やかに危険区域内からの立退き避難をすることが必要であります。

適切な避難行動とは、指定避難所への避難を基本としておりますが、近隣の安全な場所、自宅内のより安全な場所への避難も含まれます。

速やかな避難行動をとることができるよう、ハザードマップによる避難所の場所や避難ルートの確認等、平時から準備が必要であることの

周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、避難指示を出すときの検討課題はあるのかについてのご質問にお答えいたします。

現状においては、避難指示を出すに際しての検討課題は、特にございません。

しかしながら、マスコミ等では、災害発生時に自治体からの避難情報発信の遅れが、しばしば問題視されております。

自治体としては、避難情報を発令しても災害が発生しない場合、いわゆる空振りを考慮してしまい、必要な情報発信が遅れてしまう場合がございます。

ここで、災害対策基本法における避難勧告とは、居住者等に対し避難のための立退きを勧告することであり、避難指示とは急を要すると認めるときは、これらのものに対し避難のための立退きを指示する指示とされております。

ただし、災害対策基本法の改正によって、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができるという行動形態が追加されました。

市町村長から避難勧告等が発令されたときには、あらかじめ考えておいた避難行動を速やかにとる必要がございます。

ただし、指定緊急避難場所への立退き避難にあたり、居住者等は自らの判断で避難行動を選択すべきであること、また、周囲の状況によっては、指定緊急避難場所等への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあることから、本ガイドラインにおいては、屋内安全確保も避難勧告等が促す避難行動とすることとされております。

また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。避難指示については、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に、または重ねて避難を促す場合等に発令す

ることと想定されております。

このようなことから、災害発生の可能性が少しでもある場合は、居住者等の避難に要する時間等を考慮して、明るいうちに避難が完了するように、早期に避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告を発令しております。

このため、実際に災害が発生しない場合もございますが、災害が発生する恐れが極めて高く、緊急を要する状況と判断した場合は、市民の安全確保を第一に、空振りを恐れず避難指示を発令してまいります。

以上でございます。

次に、災害支援計画での個々の災害弱者の避難計画はどうなっているかの質問にお答えいたします。

市では、災害時等の緊急的な状況において、避難行動に支援が必要となる可能性がある高齢者等について、災害対策基本法に基づき、災害避難行動要支援者名簿を作成しております。

避難行動要支援者につきましては、市の避難行動要支援者避難支援等プランにおきましても対象者の要件をはじめ、避難支援体制の構築について明記をしております。

特に、この名簿を平時からの民生委員や自主防災組織等の避難指示等関係者に提供し、情報共有を図ることが、支援体制の構築に必要となっております。

災害時に、誰がどのように支援をするのか、そのためには何が必要か等、個々の要支援者の状況に沿った避難時における個別計画の作成は、その支援者の命を守ることはもとより、計画を作成する過程や、計画を利用した訓練の実施等実践が地域の支え合いの関係づくりにも、大変有効になると考えております。

まずは災害対策基本法第49条の11第2項の規定により、ご本人の同意が得られた方について、順次、個別計画を作成して、避難支援等関係者への名簿の提供を進めております。

直近では、避難行動要支援者避難支援等プランの要件を満たす対象者避難行動要支援者の人数は、約1,000名となっておりますが、そのうち72名の方の個別計画が作成されております。個別計画の作成率は低く、まだまだ進んでいないのが現状でございます。

災害時におきましては、自助・公助・共助、最近では近助という言葉があるようでございますが、特に災害危険地域等災害リスクの高い地域や孤立の恐れのある地域について、重点的かつ優先的に地域や関係機関と連携して個別計画の作成を進めてまいります。

次に、福祉避難所の数及び課題は、の質問にお答えをいたします。

本市では、ひとり暮らしや寝たきりのお年寄り、障がい者等の支援を必要とする方に対し、声かけや安否確認等を行う高齢者等くらし安全ネットワークづくりを進めており、災害等の避難につきましても、情報の伝達・避難誘導・避難先等の避難支援に協力いただき、避難行動を敏速にできるよう体制づくりがなされており、現在72名の避難行動要支援者個別計画が作成され、福祉避難所として、コスモス苑等の9施設と協定を締結いたしております。

収納可能人数につきましては、各施設が受け入れ可能な避難者の人数の把握と、連絡担当者の把握を行い、毎年調整をしております。現時点では51名の福祉避難所での受入れが確保できているところでございます。

しかし、東日本大震災、熊本地震等規模の大きな災害になればなるほど、高齢者や障がいを持った方々等、特別な配慮が求められる方にとっては、生活環境が十分に整備されたとは言えない、避難所での長期間の生活を余儀なくされた結果として、健康を害し、生活再建に困難を生じた事例が幾つも見受けられます。

このようなことから本市でも桜島の大噴火があった場合、多くの方の長期避難が想定されま

すことから、広域的な避難確保のための協議を進めるとともに、一般避難所での受入れや広域的な避難について検討してまいります。

最後に、障がい支援区分の認定を受けない人の対策は、の質問にお答えをいたします。

災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難なものであって、その円滑、かつ迅速な避難のため、支援が必要な高齢者等について、生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成しております。

議員仰せのとおり、名簿作成要件にかからない障がい区分の認定を受けていない方のうち、災害のリスクが高い地域にお住まいで、災害時避難する際の支援を必要とされる方、また支援を必要としていることを周りに知ってほしい方もいらっしゃると思います。

特に、災害リスクが高い地域にお住まいの方は、避難行動要支援者名簿を基に個別計画の作成を進めていきますので、地域や関係機関と連携して、名簿作成要件にかからない方の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 止水板設置補助の検討につきましてお答えいたします。

この補助制度は、冠水した道路等から雨水等が宅地内へ流入することを防ぐための止水板の設置に必要な経費を補助することで、大雨による浸水被害を軽減する目的で創設されているようでございます。

補助制度を行っている自治体を調べましたところ、関東や関西が多いようございまして、補助内容はあらかじめ浸水想定区域を定め、その区域内のみへの補助や全域を対象とする、また、補助金額につきましても、工事費の2分の1や4分の3を対象として上限額を定める等、自治体によって様々であるようございます。

補助制度を行っている自治体は、現在のところ鹿児島県内ではないようでございます。

近年、局地的な大雨や1時間に80ミリや100ミリを超える非常に激しい雨が日本各地で多くなっておりますが、本市におきましても、特に錦江町一带は、潮の干満の影響により、年に数回ではございますが、道路が冠水し、市民の皆様にご不便をおかけしている状況でございます。

この止水板設置は、宅地内への浸水被害を軽減する大変有効な手段であるものと考えられますので、他市町村の動向や補助要綱の情報収集に努める等、調査してまいりたいと思うところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。

持留議員のご質問でございます。高齢者対策、交通問題の改善政策の方向につきまして、お答えさせていただきます。

平成25年に施行されました交通政策基本法は、住民の自立した生活の確保や豊かな住民生活の実現等に欠かせない地域交通の確保を基本理念として、国、地方公共団体、交通事業者及び住民それぞれが担うべき責務を明らかにし、地域交通を確保すべきであると認識しております。

本市における公共交通政策につきましては、これまで地方路線バスの廃止に伴う代替バス事業や地域間幹線系統バスの運行に対する補助事業、加えて事前予約型乗合タクシー事業を実施しながら、住民の日常生活等に必要な交通手段の確保と併せて交通空白地域における交通手段の確保を行ってきたところでございます。

事業の実施にあたりましては、地域の交通手段確保を目的として、垂水市をはじめ、交通事業者及び地域住民で構成します、垂水市地域公共交通活性化協議会や、広域的な観点では大隅地域バス対策協議会で協議を行う等、地域と広域の両観点から公共交通の維持に努めていると

ころでございます。

続きまして、地域住民の移動権を実質的に保障するための施策をどのように取り組もうとしているのか、必要とする施策と具体的に今後の施策についてお答えさせていただきます。

住民の日常生活において、医療や買物で移動する際に必要となります移動手段を保障するための施策として、先ほどご説明申し上げたとおり、各種の事業等を実施しておりますが、地方路線バスを維持するために連携しております、近隣市町との協議会や乗合タクシー事業の運営・維持を協議する垂水市地域公共交通活性化協議会等との協議の上で、公共交通政策を実施することにより、それぞれの意見が取り入れられ、また、課題解決に向けて取り組むことで、利用者の視点に立った、市民の皆様方が日常生活を円滑に活動できるための公共交通の確保・維持につながっていくものと考えているところでございます。

続きまして、乗合タクシーの課題と改善の方向をどのように考えているのかについてお答えさせていただきます。

乗合タクシーにつきましては、交通空白地域の住民の日常生活が円滑に活用できるよう、利用者からいただいた要望等を把握しつつ、二年ごとに実施していますアンケートによる要望等により、運行時間や停留所の改善等の適切な見直し等を行いながら事業実施しているところでございます。

今年度実施いたします、アンケートにおきましては、乗合タクシー事業を実施しています地域以外の交通空白地域である岳野地区、高野地区、松尾地区も、アンケート調査実施対象地区としまして、幅広い住民の声を聞き、地域の実情に合わせた公共交通再編のため、改めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

今後も住民や地域の声を聞き、近隣市町や交

通事業者と連携しながら、住民の自立した生活の確保や豊かな住民生活の実現に欠かせない地域公共交通の維持・確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（港 耕作） 持留議員のご質問でございます、高齢者対策のごみ出し困難世帯への支援策の必要性につきましてお答えいたします。

環境省の支援の試行・実証のためのモデル事業につきましては、高齢化社会に対応したごみ出し支援の試行・実証のためのモデル事業でありまして、高齢者世帯等のごみ出し支援のための制度設計をするための検討資料を収集するため、現在、ごみ出し支援を実施していない地方公共団体や支援の見直しを検討している地方公共団体を対象に、本年度、2箇月間ごみ出し支援を試行するモデル事業であると思われま

す。環境省でこのような事業の公募を行うことは、国はもとより、各地方公共団体でも実際に高齢者世帯等のごみ出しの困難な世帯が出てきつつあり、また増えつつあることから、何らかの対策に取り組むことが必要になっていることと認識しております。

今後の取組みにつきましては、垂水市はもとより、県内の自治体でも必要性が認識され始めており、昨年の県内18市で構成されている都市環境衛生問題協議会でも、高齢者等ごみ出し困難世帯の支援体制について議題として提示されており、県内各市の取組みの情報の共有化が図られているところで

す。本市におきましては、関係課、関係機関でごみ出し困難世帯に対してどのような支援ができるかの協議を始めているところであり、現在は、まだ具体的な対策案まではできていませんが、今後も関係課、関係機関で協議を重ね、ごみ出し困難世帯への支援の在り方を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） おはようございます。持留議員ご質問の図書館協議会は、今どうなっているのか、また、その機能と役割は果たしているのかについてお答えいたします。

現在、本市では図書館協議会は設置いたしておりませんが、調査いたしましたところ、13年前の平成18年3月議会において、図書館協議会に関する条文を削除する垂水市立図書館条例の一部を改正する条例案の議会議決により、本市の図書館協議会は廃止されました。

当時、図書館協議会を廃止することとなった主な理由といたしましては、図書館協議会が実質的な付議案件が少なく、図書館の利用状況を報告する会となっているのが現状であり、当時の垂水市行財政改革での協議会等の見直しにより、今後の図書館の運営管理については、行政側で直接進めていくこととし、それに伴い図書館協議会を廃止することとなったと会議録に記載されております。

図書館協議会の設置根拠につきましては、図書館法第14条に、公立図書館に図書館協議会を置くことができると規定され、同条第2項において、図書館協議会の主な機能は、図書館奉仕、つまり市民サービス等と図書館運営への利用者の意見の場の確保のためとなっております。

まず、市民サービスの面で現状を見てみますと、蔵書数が県平均を上回る8万3,000冊であり、年間来館者数も2万300人と、多くの市民の方々が利用いただいております。

また、利用者の方からのサービス改善等の申し出につきましては、スタッフミーティング等により随時改善に努めております。

さらに、平成28年度、29年度は図書館利用促進策の一環として、集中的に利用者アンケートを実施し、サービスの向上に努めた経緯もあり、来年度の大隅広域図書館ネットワークの本格稼働とともに、さらに市民サービスの向上につな

がっていくものと考えております。

次に、図書館運営面での市民参画の場につきましては、市内15団体と学識経験者2名の計17名で構成され、年3回開催されている社会教育委員の会議において、毎年市立図書館の事業や管理運営についてご説明申し上げ、随時、助言や意見をいただいております。

また、社会教育委員の会議では、毎年重点研究テーマを決めて協議を行っておりますが、本年度は文化財、来年度は市立図書館を予定しており、今後の管理運営の改善に役立てていく予定でございます。

このように、現状では市民サービスや図書館運営への市民の参画はできているものと考えており、図書館協議会の再設置につきましては、今、申し上げましたような取組み状況を検証しながら、その必要性を見極めていきたいと考えております。

以上でございます。

次に、図書館の利用者の個人情報の提供。本市は提供すると回答していたが、個人情報保護条例に抵触しないかのご質問についてお答えいたします。

このご質問の件は、本年8月17日付の南日本新聞紙上において、公立図書館における警察機関への情報提供についての記事で掲載された内容のことですが、垂水市立図書館では、今まで警察に情報提供した事例はなく、また、公務員の守秘義務や個人情報保護条例等があり、無条件に利用者の個人情報を提供するものではないかとご質問がございましたが、情報を提供する場合として想定される事例として、一点目に法令等に情報提供の規定がある場合、二点目に人の生命、健康、生活、または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められ、公にすることが必要であると認められる場合、三点目に、市立図書館施設内で発生した傷害器物損壊、盗難等の事件事案等の捜査に緊急を要する場合の以上三点が

考えられ、これらは新聞にも掲載されていた図書館の自由に関する宣言においても、人命に危険が及ぶ等の特別な理由があればよいということになっております。

これを受けて、本市の回答といたしましては、関係法令を踏まえ所要の手続きを経た上で個別に判断する立場でございました。

しかしながら、実際の新聞社のアンケートでの回答の選択肢は、当初、「提供する」「提供しない」の二つの選択肢しかなかったことから、先ほどの経緯を新聞社に話したところ、新聞社からは「提供する」に丸をつけてくださいとの指示があり、垂水市の回答は「提供する」としたものでございました。

また、誤解を招かないように、提供する際の基準となる法令等を示した上で新聞社には回答をいたしました。実際の新聞紙上では、アンケートの選択肢に当初載っていなかった複数の回答が掲載してあり、あたかも垂水市が、提供した際の法令等の基準もなく提供するという印象を与える内容となっております。

社会教育課といたしましては、他市の状況の紹介や新聞社への最終確認をすべきであったと反省いたしております。

また、各市の回答が複数に分かれておりましたのは、図書館における情報提供について、全国的に統一されたガイドラインが、未だ国において整備されていないことが要因であり、全国の図書館にとっての課題となっております。

そもそも垂水市立図書館の業務運営上、収集いたしました個人情報につきましては、関係法令等に規定されておりますように、個人情報保護の重要性を認識した上で、慎重かつ適正に取扱い、個人の権利、権益等を不当に害することがないように努めておりますし、今後も努めてまいります。

以上でございます。

○保健課長（橘圭一郎） 持留議員の障がい者

施策に係る介護保険における障がい者控除対象者認定制度の対象となり得る対象者数及び周知につきましてのご質問にお答えいたします。

この制度につきましては、福祉事務所の認定に係る基準により、福祉事務所長が認定することとなります。

税控除につきましては、暦年によりますことから、昨年12月31日現在において、介護保険における対象者としてはその認定基準に介護保険認定申請と照合いたしましたところ、障がい自立度と認知自立度の2つの基準のうち、どちらか重いほうで判断されますことから、最大で1,022名が本年度対象となっているようでございます。

なお、対象者の情報につきましては、基本となるデータが介護保険の認定にのみ活用するものでありますことから、本人の同意がなければ情報提供できないものとなっております。

また、本制度に係る対象者への周知につきましては、保健課としては現状行っていないところでございますが、施策に対する市民への周知が必要と考えますので、次年度以降の周知につきまして、今年度、周知体制が整い次第、介護保険要介護・要支援認定結果通知書に同封し、制度の案内、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 障がい者控除対象者認定制度の活用についてお答えいたします。

まず、認定者数につきましては、昨年度の実績では1人であると認識しております。また、障がい者控除の該当者を把握し、個別に認定書を届けることはできないかについての質問でございますが、現在の運用については、障がい者控除を希望される方からの申請書を受け付け、内容を審査した上で認定書の発行を行っているところでございます。

持留議員が提案されました、対象者の申請手

続きを省いて、認定書を対象者全員に発送する運用とした場合には、逆に混乱を招く恐れがあると考えます。

加えて、先ほど保健課長から答弁がありましたように、本人の同意がなければ情報提供できないことについても、共通認識として理解しておりますことから、今後につきましても、税の申告において必要とされる方からの申請の下、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 では一問一答で、不十分な点について質していきたいというふうに思います。

まず、一番目の問題なんですけれども、市長、副食費の支援の問題なんですけど、このことについて周知をしておきたいと思うんですが、まず子どもが生まれると、市に対してどういう効果があるんでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 一言でどうだということでは申し上げられませんが、やっぱり新しい命が誕生して、いろんな意味でのプラス効果というのが、大変大きいというふうに。いろんな分野に及ぼすというふうに思います。

○持留良一議員 特に、地方交付税、財政的な面では、大きな貢献をするというのは、これは周知の事実だというふうに思います。

二点目、ちょっとお聞きしたいんですけども、この副食費が、今まで無料だったというのは、なぜだったんでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 反問権。それは国においてということよろしいでしょうか。

○持留良一議員 いやいや、本市。今まで、先ほど課長が説明されたとおり、副食費も保育料の中で一つとして、そのときは無料だったということだったですね。そのことについて、なぜ無料だったのか。

○福祉課長（高田 総） 副食費は無料ではなく、保育料に含まれていると答弁しました。

○持留良一議員 そういう意味で、公示価格に

人件費、事業費等、副食代も含まれていたと、こういうことで今まで無料だったと、私は認識をしているところです。

そういう意味で、今回、ご存じのとおり伊佐市が肩がわりということで新聞報道ではされたんですけども、ここには二つの点が凝縮されていると思います。

子育て支援の一環ということと、先ほど言った事務負担の軽減ということと、ここの市は考えて、肩がわりをするということで、非常に子育て支援の充実を図る意味でも非常に重要だし、ましてや今回、子育て支援ということでは無料化だということが、広く市民の、保護者の間にも広がっていて、なぜ、じゃあここだけが負担になるんだということもあつたらうと思います。

そういう意味で、市長は昨日の議論の中でも、垂水の子育て支援の充実ということ、強く強調も、保育料の負担の軽減のところでも強調されたと思うんですが、先ほどだと調査等を含めて他自治体も見ながら検討していくというような考え方を示されたんですけど、どうも、昨日のその発言と、この回答は矛盾しているんじゃないかと。もっと率先的に子育て支援の充実というのであれば、他市に宣伝になるような、ある意味ではモデルになるような形で取り組むということも、市長の昨日の発言の中から見ても、そういう回答があつてもおかしくなかったんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 子育て支援の充実というのは、非常に重要なことだと思います。ただ、日本全体として、負担が少ない中で福祉という状況だろうというふうに思います。

やはり、税制の仕組みも含めて、根本的な問題もあると思いますけれども、今、でき得る中で何を優先してやっていくのかと、高齢化社会の中で高齢者の皆さんに対しての福祉もある、また、子育て世代の皆さんにも、しっかりと支

援をしていかなきゃいけないという状況の中で、国が子育て支援は大事ということで、10月からこの制度をスタートするというのでありますので、先ほど担当課長が答弁したように、まずはこれをしっかりと見極めて、冒頭、おっしゃったように総じてはいい政策なんだと、ただ、部分的にこういう問題もありますよねという話であったと思うんです。

伊佐市の場合も、そういうことも市長会も含めて話がありました。だけれども、皆、趣旨は賛同なんですけれども、一方の財源やら諸々の問題があるので、なかなかそこには踏み切れないう現状があります。

そこで我々は、昨日池田議員に答弁をしたように、今回のいろんな政策に、対象から外れる方がいらっしゃいますので、そこに対して、しっかりと今回は支援をしていくということでありますので、全くやらないということではなくて、財源を担保したり、いろんな状況を整理して、でき得ることがあれば、子育て支援という意味では大事なことだというふうに思いますので、今後の課題ということになるかと思えます。

○持留良一議員 先ほど、冒頭に指摘したように、子どもたちの貢献度は高いということと、この子育て支援をすることによっての効果というのは、非常にあると。

例えば、徳島県の板野町の町長なんですけれども、完全に第一子から無料化したということで、合計特殊出生率が1.15に上がったということで、うれしい悲鳴ですけれども、今度は保育園の保育士が足りなくなったと、こういう現状もある。

要するに、そういう環境をつくれれば、非常に子育て支援も結果として大きな成果を生み出していくということ、だから、財政的にもそういう形で貢献もするわけですので、そのための、やっぱり費用対効果ということも含めて、先ほ

ど検討ということがありましたので、ぜひ、その前向きな検討ということを考えていらっしゃるのか、そこを最後に確認して、この問題を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 常々お話をさせていただくわけですが、平成の合併がならなかったときの財政状況諸々を含めて、単独でいくということで行財政改革をして、そのときに私も市議会の議員として初当選をさせていただいたんですけれども、いろんなやらないといけないことはいっぱいあるんですけども、やっぱり財源の問題、特に子育て支援ということに関しては、鹿屋市さん、霧島市さん、鹿児島市さんが隣接でありますので、特に優れておりましたから、まずは追いつけ追い越せということ、一つの私の目標に掲げました。

当時の水迫市長にご提案をさせていただいて、中学生までの医療費無償化、県内初でスタートさせていただいた。今回も高校生までの医療費の無償化ということもご提案させていただいております。

先ほどお話あったようなことも、しっかりと、かなりハード・ソフトも含めてやっているつもりでありますので、子育て支援課もつくり、もっともっとというのはそのとおりだと思いますけれども、そこはバランスを見ながら、財源を担保しながらやっていくということでもありますので、基本的にはその気持ちは近いものがあるというふうに理解をしております。

○持留良一議員 そのことで、今後の市長の取組みを注視していきたいというふうに思います。

二点目は災害対策問題、これは総じてまとめていけば、地域防災計画や地区防災計画、災害基本法改正がされて、昨日も出ましたけれども、地区防災計画に集約される点が結構多いのかなというふうに思います。

それで、私もこの間、マイハザードマップの提案と、今回はストリートミーティングという

形で、各家庭ごとに防災対策をして、地域ごとの勉強会ということによって、先ほど課長が言われた問題というのは、多くが克服されていくのではないかなど。

そして、今回、改定されたガイドラインも有効に活用されていくのではないかと思います、このあたりについての推進計画を、もっと私は進めるべきだと思うんですが、この点についての見解を。

○総務課長（角野 毅） 昨日、前田議員のご質問の中でもお答えをしましたけれども、この件に関しては、本市の喫緊の課題であると考えておりますので、早急な計画作成に向けた取り組みというものに入っていきたいと考えております。

○持留良一議員 垂水も、よく災害のデパートと言われるように、そういうこともありますので、そういう点でも逆にこういう災害対策というのは、さらに今以上にモデル地域になるように、ぜひ努力をして、全県的にもそういう形をとっていただけるよう、要望しておきたいと思っております。

福祉避難所の問題なんです、ここでやっぱり気になるのは障がい者支援区分の問題なんですけれども、なかなか進んでないというところがありまして、これは個人情報との関係もあつたり、様々な困難はあるかと思いますが、やはりこれについては、きっちりと、何らかの施策をとって進めていただくという点については、何かそのあたりを打開する方法、考え方はあるのか、再度お聞きしたいと思っております。

○総務課長（角野 毅） この件に関しましては、個人情報、本人さんの意思というものが非常に尊重されることとなりますので、そういう意味では、その災害に対する本人さんの意識というものの改革というものが、非常に重要になってくると思っておりますので、現在、行っております色々な訓練、それから勉強会といったものに

ついて、再度力を入れながら、そういった方々の拾い上げというものを、一人でも多く増やしていく努力を続けていきたいと考えております。

○持留良一議員 今回、この問題を出したのは、そういう訪問していったら声を聞いて、私は何も声もかからないということで、やっぱりこの問題についての対策を強く要望されていまして、ぜひ、こういう地区防災計画と併せて、ぜひこのあたりをしっかりと対策をとっていただきたいというふうに思います。

交通問題対策については、やっぱり基本は最終的に住民の移動権、今の様々な生活困難、交通問題の中で、やっぱり交通まちづくり条例を、仮称ですけれども、これ、つくっていくことによって、市の責任、本人、地域、様々、一つずつ役割を果たしていく。

そして、その目的方向をしっかりと目指していくという意味でも、この仮称ですけれども、交通まちづくり条例の制定が、非常に急がれると私は思っているんです。

そのことによって、市民の交通権、いわゆる移動権ですけれども、まだ確定はしていませんけれども、こんな形の取り組みを、この点では進めていただきたいということに、これは要望としておきたいと思っております。

次に、乗合タクシーについては、ぜひ、もっともアンケートをとっていただいて、その要望にどう応えていくのかということ、なかなか乗合、利用されている方々の声が、直接届いていない部分もあると思っておりますので、ぜひこれは克服していただいて、改善ができる場所があれば、ぜひ改善をしていただきたいというふうに要望をしておきたいと思っております。

ごみ出し問題については、ぜひ早急に、本市は様々な死亡事故もあつたり、この問題については、多くの長年の懸案だと思っておりますので、本当に本市がトップバッターとしての役割を果たすように、ぜひこの点については、庁舎内全体

で取組みを、前進を図っていただきたいと、この点についても要望をしておきたいというふうに思います。

図書館問題なんですけれども、二点目の個人情報問題なんですけれども、教育長にお聞きしたいんですが、こういう問題が発生したとき、市民は非常に危惧をするわけなんです。図書館を利用していいんだろうかと、困ったなど。俺はこんな本を借りているけれども、もしかしたら調べられるんじゃないかなと危惧をするんですけれども、こういう、いわゆるリスク問題に対して、どんな対応をされるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○教育長（坂元裕人） 南日本新聞でも掲載されておりますとおり、私どもは幾つものフィルターをかけようと思っております。その第一段階が情報公開条例なんです。

これの一番の肝の部分は、いわゆる個人情報をいかに守っていくか、その部分なんです。ですので、もちろん教育委員会単独で判断するわけではなく、本庁の総務課、あるいは市長、副市長、十分相談しながら、そして個別に判断していきますので、何でもかんでも情報提供をするというスタンスではございません。そこは慎重かつ丁寧にやってまいります。

以上でございます。

○持留良一議員 もう時間がない。最後に、障がい者問題の控除対象者認定証、ここに、全国も送付しているところが、これだけいっぱいありました。市長、いいですか。いわゆる高齢者の皆さんは、二度も三度も市役所に行くのは困難なんです。そういう事務的な簡素化を図るために、もう認定証を送付している自治体も多くあるんです。

市長は、この前の申入れのときも、高齢者の対策で支援を求めるということを言われていましたので、ぜひ、この点については改善を図られるよう強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩をいたします。次は10時45分から再開いたします。

午前10時35分休憩

午前10時45分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

林道について、この林道の件は、今まで川畑三郎議員や、前回までおられました牛根の議員が再三質問しておりますけれども、私にも質問の機会を与えてください。

林道の海潟麓線は、平成3年に着工し、現在まで30年近くが経過していますが、未だかつて全線開通の見通しは立っておりません。

先日、知事と語る会で、この海潟麓線の完成年度を聞いたところ、残り区間は僅かだが、完成年度は今のところお答えできないということでした。

この事業は県事業であります。10年計画でスタートし、桜島避難の桜島災害のときの避難道の迂回路としての事業でもあります。1日も早く完成を望んでいるところです。

県事業ではありますが、災害の多発する度に、本市からの出費もあります。まず、これまでの総事業費と直近の5年間の事業費をお聞かせください。

公共施設について、公共施設等総合管理計画の概要について質問させていただきます。

公共施設には、各所管で管理される建物、道路、橋梁、公園等があります。また、教育委員会においては、校舎、校庭、プール、運動場はもちろん、そして図書館、職員住宅等があります。このような施設の中で老朽化が進み、また、

耐震基準に達していない建物もあります。

国においては、各自治体に対し、公共施設等の長期管理計画の策定を推し進めています。垂水市の公共施設管理計画の考え方、計画の目的を、公共施設等の現状と将来の見通しについてお聞かせください。

教育委員会の公共施設について質問いたします。

まず、教育総務課に伺います。これまで、各小学校の耐久耐震対策、外壁改修や垂水中央中学校の大規模改修等、大がかりな工事はほぼ終わりましたが、まだまだ課題を抱えている中、学校施設等の整備の現状と今後の取組みについて伺います。

次に、社会教育課に伺います。教育総務課と同じ質問になりますが、社会教育課部分の施設の現状についてお聞かせください。

新庁舎について、新庁舎の財源は、総事業費の一部は国からの交付税措置である地方債を使う計画ではありますが、国への申請はどのようになっているのか、また、予算案の提出はいつ頃になるのか、議会提出後の経過をお聞かせください。

○農林課長（楠木雅己） 北方議員のご質問でございます、海潟麓線の平成3年度からのこれまでの総工事費は、また、直近5年間の工事費はについてお答えいたします。

まず、海潟麓線は、垂水市海潟地内の市道小森3号線及び牛根麓地内で国道220号線を起終点とし、桜島を眼前に望む高隈山地の西側山腹を海岸とほぼ並行する形で横断する森林基幹道で、平成3年度に事業着手され、全体計画延長1万2,400メートル、幅員5メートルの計画で建設されております。

さて、ご質問の工事着工の平成3年度からこれまでの総工事費は、確認できました平成29年度までで25億2,517万8,000円となっております。

次に、直近の5年間、確認しております平成

25年度から平成29年度までの工事費は、4億6,544万8,000円となっております。平均いたしますと、年間約9,300万円でございます。

以上でございます。

○財政課長（和泉洋一） おはようございます。垂水市公共施設等総合管理計画の概要と現状についてお答えいたします。

我が国の公共施設は、多くが高度経済成長期に建設されており、今後、多額の経費に係る大規模改修や修繕、建て替えが必要となりますが、国や地方公共団体の財政状況は、社会保障費の増大等でさらに厳しくなると予想され、その財源確保が大きな課題となっております。

そのような中、国からの公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定の要請を受け、限られた財源の中で公共施設等を維持し、安全性を確保するため、今後必要な費用を試算し、長期的な視点に基づいた更新、長寿命化、統廃合を図り、公共施設等全体の管理を方針付けることを目的として、本市は、平成29年3月に、この計画を策定しております。

そこで、本市の公共施設等の現状でございますが、建物系公共施設について申しますと、平成27年度末時点で124施設373棟を保有しております。

築年別の整備状況を見てみますと、保有する建物の多くが昭和30年代から50年代にかけて建設されており、築30年以上の建物は、全体の61.5%を占めております。また、昭和56年以前の旧耐震基準の建物は52.3%を占めております。

以上でございます。

○教育総務課長（紺屋昭男） おはようございます。北方議員のご質問でございます、学校施設の整備状況と現状につきましてお答えいたします。

学校施設のこれまでの施設整備状況につきましては、小学校におきましては、平成25年度より防災機能強化のための外壁改修等工事を年次

的に実施し、昨年度の垂水小学校外壁改修工事が終わったことで、全ての学校の整備が完了したところでございます。

そのほか、垂水小学校運動場整備や水之上小学校体育館新築工事、トイレの洋式化や教室の床改修等、年次的に整備を行ってまいりました。

垂水中央中学校におきましては、平成22年度の中学校統合後、大規模改修工事等を行い、学校の施設整備は、ほぼ完了しているところでございます。

学校施設の現状につきましては、廊下の塗装や教室や体育館床の劣化等、校舎に限らず改修を必要としているところでございます。

学校施設の修繕や整備等につきましては、毎年、当初予算編成時に各学校の修繕箇所等の調査及び集約を行い、学校の要望を聞きながら優先順位をつけ、修繕等を行っているところでございます。

また、突発的な修繕等につきましては、突発予算を別途計上し、子どもたちの安全を第一に、いち早く対応できるようにしているところでございます。

続きまして、学校施設の今後の整備計画につきましてお答えいたします。

学校施設の整備計画につきましては、垂水市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画として、学校施設の実態や今後の維持更新コストを明らかにし、学校施設整備の基本的な方針や長寿命化のための実施計画等、課題の把握と実効性のある学校施設等長寿命化計画を、本年度中に策定することといたしております。

学校施設につきましては、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる、安全な教育環境を保持するために、適正な施設運営に努めるとともに、耐用年数や施設の利用状況等を勘案した上で、関係課や学校等と協議しながら、改修や修繕等を計画的に実施し、年次的に整備していく予定でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） 北方議員ご質問の社会教育施設の整備状況と現状についてお答えいたします。

社会教育課が所管いたしております公共施設のうち、まず市民館につきましては、平成30年度予算において市民館の耐震診断と補強計画策定を実施いたしました。

次に、地区公民館につきましては、平成28年度に各地区公民館の外壁改修工事を行い、外壁の亀裂や危険箇所の補修及び外壁塗装により、地域住民の集いの場である地区公民館の安心安全につながりました。

なお、現状といたしましては、当初予算編成時に各地区公民館の修繕箇所等の調査及び集約を行い、要望をお聞きしながら優先順位をつけて修繕を行っております。

次に、文化スポーツ施設のうち、文化会館につきましては、ホール利用者の安全を優先し、内部の舞台装置等の修繕を年次的に進めてまいりました。

また、市立図書館につきましては、これまで目立った外壁等の修繕箇所はございませんでした。

次に、スポーツ施設であります垂水中央運動公園の各施設につきましては、これまで土木課と連携しながら、平成29年10月には旧陸上競技場を多目的運動施設たるみずスポーツランドとしてリニューアルオープンいたしました。

また、庭球場のコート線の段差解消を平成28年度に、平成29年度には管理棟の設備等の整備を行い、利用者に好評を得ております。

また、平成29年度より国体会場となる体育館を3箇年計画で現在改修中であり、本年度で終了いたします。

なお、いずれの施設においても突発的な修繕につきましては、利用者の皆さんや地域住民の方の安全を第一に、いち早く対応するように努

めております。

以上でございます。

○財政課長（和泉洋一） 新庁舎についての、地方債の国の申請についてのご質問にお答えいたします。

新庁舎関連における実施設計の地方債の申請につきましては、本年度、令和元年度の2次申請を目指し、現在、県と事前協議中でございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。北方議員のご質問でございます。予算案の提出時期についてお答えさせていただきます。

新庁舎建設基本計画においては、令和2年に建設工事に着手する事業スケジュールを考えております。

現在、この基本計画に基づき基本設計を行っている段階でありまして、詳細な工事費等が算出される実施設計段階の一つの目処としまして、必要な予算を計上し、工事工程等も考慮しまして、建設工事着手予定の令和2年度中にはご提案したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは林道について、2回目の質問をさせていただきます。

今、総工費が25億ほどかかっていると。また、5年間で4億幾らというお答えでしたけど、約年間1億弱の工事費で、こういうふうに進んでおるわけですが、年間1億、県からの事業で大変ありがたい事業だなと、金額的には思っておるところでございます。

引き続き、これが先ほども言いましたように、当初、10年で計画されておったとは聞いております。もう、約30年近くになるわけですが、これも1日も早く完成の目処が立つように、市のほうも努力していただきたいと思っております。

それで、これまでの総事業費は、今、理解し

たわけですけれども、このコースは、平成3年から着工して、平成5年の大災害、そして、17年、18年3年連続の災害、また近年においても、だいぶ、災害があったわけなんですけれども、この区間で、直近5年で補償災害復旧額は幾らだったのか、直近でいいですから。そして、市の持ち出し分は幾らだったのかお聞かせください。

○農林課長（楠木雅己） 災害復旧の補助費用として、どれぐらいの工事費がかかり、市の持ち出しは幾らかの質問についてお答えいたします。

平成26年度から平成30年度までの直近5年間の海潟麓線の補助事業での災害復旧費の工事費は1億5,368万8,800円で、うち、市の持ち出し分は393万7,800円で、年間平均補助率は97.4%となっているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 直近で1億5,000万円ほどか。とにかく、市の持ち出しは390万ということで、これは恐らく激甚災害の指定を受けて、市の持ち出し分は、多分少なかったと思っておりますが、こうして、この区域は大変災害が多い地区と思っておりますので、これからも、だいぶ、この区間はお金を食うんじゃないかならうかと思っております。

それでお聞きしますが、補助災害対象外、そういうのもあるんじゃないかならうかと思っておりますけど、その災害復旧や市に対しての災害復旧や維持管理費もあると思うんですが、補助災害補修対象額の、また直近の5年間と市の持ち出しは幾らだったか、ちょっと教えてください。

○農林課長（楠木雅己） ただいまのご質問でございます。市の単独での工事費はということですが、重機借上による土砂除去を行っております、平成26年度から平成30年度までの直近5年間の海潟麓線補助対象外の重機借上による

土砂除去等に要した金額は2,279万2,500円で、垂水市建設業組合のご協力をいただき、早期の除去を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 直近で、5年間2,000万、2,279万と言われたかな、それぐらいついでますが、先ほども言いましたように、この区間は大変お金を食うような地形にもなっております。

だから、やはりこれからこの問題もありますから、そういうことで質問いたしますが、この区間は先ほども言いましたように、桜島の避難用の迂回路にもなっております。安心安全、そして、今さっき言ったように林道が避難道路になっております。

桜島は、爆発、地震が発生すれば、この林道は降灰や土砂崩れ、また崖崩れで、恐らく通行不能となると思いますが、本当にこれが、まだ県から譲り受けては、全面開通では、譲り受けてはいないわけなんですけれども、避難道路としてって本当に成し得るのかと、私はあの現場を見て思うんですが、そのへんのことは、市のほうでは把握されておるか。これは、電話ですけれども、総務課長に、このへんはどうなっているかと電話では問い合わせはしておりますけれども、直接対面してやり取りはなかったんですけれども、答えられる範囲で答えられてください。

○総務課長（角野 毅） 答えられる範囲でお答えをしたいと思います。

議員からご質問のこの林道でございますけれども、これ、県費事業で行っていただいている事業でございます。本市といたしましては、周辺の森林活用、林業振興を目的に事業申請をいたしております。

このことに関しまして、県といたしましても林業振興だけではなく、道路事業の中の必要性の一つとして、桜島噴火時の迂回路を想定され

た災害用の道路としての目的を付加されて、事業採択がされたものだというふうに考えております。

ということを考えますと、この道路としては、本市としての本来の目的でございます、林業振興の目的のための道路として活用をお願いした、その上で県の事業として採択をいただいた、非常にありがたい道路だと考えております。

災害時にどのような状況になるか、多分、先ほど議員からもございましたけれども、平成3年の段階で工事が着工されておりますので、それ以前に工事としては進んでおるわけですが、早咲大橋でありますとか、それから牛根大橋というのを建設前の事業でございます。あのへんの通行止めとなる色々なリスクを考えた上での、そういうような付加が考えられた道路だというふうに考えておりますので、早急な工事完成というものについて、本市としては県のほうに要望を続けるという形で進めたいと考えているところでございます。

○北方貞明議員 今度は要望になりますけれども、この道路は、本当に林業業者に対して、早く全面開通してほしいわけなんですけれども、それを一番望むわけなんですけれども、今、総務課長が答弁されました桜島の避難道路としても、やはり、私は現場に行き、あの現状を見られた方は何人おられるかは知りませんが、今、最終的な工事で大変中心なところで、こういうところに車は本当に通るんかというような状況で工事はされております。

聞くところによると、その本工事にかかる前に、取り付け道路をつけたことには、とてもじゃないけど本工事はできないというふうな、今、大変険しいところの工事にかかっております。

だから、このへんは本当に避難道路として、本当に市のほうで、本当いいんだろかということ、先ほども言った爆発をすれば、降灰はする、震度7という、昨日の話もありましたけ

れども、震度7やったら、恐らくあのへんの崖は壊れると思います。そういうときは、当然それが迂回路にはならないと思っております。

だから、そのへんも、やはり役所の総務課も市長もですけれども、再度、これが避難道に本当に適しているか、やはり、それは検証する必要があるんじゃないかと思っておりますので、一応、現場を確認していただければいいなと思っておりますので、そして、また私たち議員のほうも、桜島の陳情にも、このことでも、このことというよりも陳情にも行きますので、桜島のその特別委員会のメンバーも、一遍、あの現場を視察に行けたらな、みんなで行けたらいいかなと、僕自身は思っているところです。そのときは、皆様のご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、次のほうに移らせていただきます。

公共施設のことについては、計画の目的は長寿命化対策としてやるんだということです。もう聞きました。当然、これは長寿命化対策でやっていかなくちゃいけないと思っております。

それで現状のほうからいっても、お答えいただいたのは耐震基準に達していないのが52.3%もあるということです。本当、まだまだやらなくてはならないのが多いなと思っております。

そして公共施設、その数字をいただきました。そしたら2回目に入ります。

公共施設の目的と現状は理解いたしました。将来については、現在と同じ規模で施設費用を試算されたと思うんですけれども、それを維持するのに。その試算の中で900ですか、931億ほどの数字が出ておるということを聞きました。

やはり、23億ぐらいが必要であると伺っておりますけれども、これから、この試算は人口が減少すれば、この金額も、多分変わってくると思いますけれども、将来人口による国においても税収の動向が気になっておると思います。

どうしても、この施設の長寿命化対策は避け

れないと思いますが、垂水市において、今後の管理の方針と目標について、教えてください。

○財政課長（和泉洋一） 公共施設等の管理の方向性としましては、まず一番目に、今ある施設を少しでも長く使えるようにすることです。

公共施設の耐用年数は一般的に60年と言われていることから、さらに10年以上使用できるよう大規模改修等を行い、施設の長寿命化を図ります。

二番目に、照明をLED等に変える等、ランニングコストの無駄を省くこととさせていただきます。

三番目に、施設の統廃合や既存施設の有効利用を検討し、施設保有量を増やさないこととさせていただきます。例を挙げますと、子育て支援センターのように、既存施設の機能を転換させたり、地域包括ケアセンターのように空きスペースを活用したりして既存施設の用途を複合化して、できるだけ新しい施設を増やさないようにしていくこととさせていただきます。

なお、長寿命化計画や具体的なコスト削減方策等については、それぞれの公共施設の個別施設計画の策定段階において検討していくものと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 当然、長寿命化をしていかななくてはならないと私も思っております。公共施設の管理計画、目的と現状、将来目標は理解いたしました。しっかりと将来の目標を立てて、施設管理をよろしく願いいたしまして、財政課の質問を終わります。

学校施設に関する質問ですけど、教育委員会に移ります。

先ほども言いましたように、各小学校の耐震化、そして外壁工事は終わっているわけなんですけれども、垂水小学校で例をとってみますと、皆さん方、垂水小学校はきれいになったと言われるわけです。皆さん、外側がきれいであれ

ば、おそらく中もきれいになっていると皆さん思われておるとおもいますが、現状といたしましては、まだまだ廊下等とか教室等はまだまだやっていないわけですが、今後計画的にやられるということでしょうけれども、それを一日も早く、子どもたちが一番安心して授業ができるように、一日も早く取り組んでいただいて、一日も早く取り組んでいただくには教育委員会独自の市長にお願いして、予算建てを早く付けていただくのが一番いいんじゃないかと思うんですけれども、そのへんの努力のほど聞かせてください。

○教育総務課長（紺屋昭男） 先ほども答弁いたしましたように、本年度、長寿命化計画を策定することといたしております。その中で、それぞれのコスト面であり、年次計画等が立つてくるところでございます。そういった中で、関係課と協議しながら、財政面も考慮しながら、いち早く手をつけないといけない施設等につきましては、その年次計画、長寿命化計画のもとで段階を追って整備していくところでございまして、予算につきましては、状況を財政課と協議しながら、子どもたちの安心・安全のために施設整備を行っていきたくて考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 教育総務課のほうはありがとうございました。そしたら、社会教育課も同じような質問になりますけれども、努力方を教えてください。

○社会教育課長（野嶋正人） 社会教育課といたしましても、来年度に垂水市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画を策定し、施設の安全性に配慮した今後の社会教育施設のあり方について取りまとめる改革でございますので、順次市民や利用者の方々の方に安全性に配慮して、順次進めていきたくて考えております。

以上です。

○北方貞明議員 社会教育課、1つだけ教えて

ください。先ほどちょっと僕が聞き漏らしたかもしれませんけれども、父兄の方から、野球場が大変荒れていると。バックネットのところも荒れているというふうな話を聞くわけなんですけれども、野球場に関してですけれども、野球場の改修・修理はいつどのような段取りになっているか、教えてください。

○社会教育課長（野嶋正人） 現在、運動公園の計画のほうで、体育館が本年度終わりました、児童公園広場の改修につきまして、本年度と来年度ということで取り組んでおります。今後、順次まだ残っております庭球場、野球場、多目的広場については、今後また関係課と協議をしながら整備を進めていきたくて思います。

以上です。

○北方貞明議員 ありがとうございます。

それでは、新庁舎について質問させていただきます。この新庁舎問題は度々質問するわけなんですけれども、ひとつよろしくお付き合いのほどお願いします。

予算は県と今協議中だそうで、前に進んでいると思っております。そういう中でお聞きしますけれども、開発許可申請とか大臣認定申請、これは逐次やっていかれると思っておりますけれども、それによって建築確認申請書の提出はいつ頃になるのか。

○企画政策課長（二川隆志） 北方議員のご質問にお答えします。

これにつきましては、現在、基本設計を上げまして、パブリックコメントをしております。そして実施設計にこれから移っていくんですが、その中において大臣認定を受けた後という形になると考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 その後というのはわかっておりますけれども、月日で言いつ頃になるかと聞きたいんですけれども。

○企画政策課長（二川隆志） 先般も申し上げ

たんですけれども、現在におきましてですが、まずは基本設計案、そして実施設計というところで、こちらの完了に全力を向けているところでございます、こちらの動向を考えながら申請かれこれも行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 考えるのはわかるわけです。だから、それをするのに何年の何月頃になると、その具体的な日時がわかるかなと、それを聞いているんです。

○副市長（長濱重光） ちょっと補足をさせていただきますと、今ございましたように、大体今基本設計のパブリックコメントを今月中に終わる予定でございます。そのことを踏まえて基本設計を完了し、10月の中旬から11月の初旬に実施設計に入る予定でございます。その実施設計が概ね終了する頃を並行して大臣認定を申請できたかなということを考えております。早ければ当然本年度中にはできたら、本年度中。

○北方貞明議員 本年度、3月までということですね。

○副市長（長濱重光） そうです。できる方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 課長、漠然とじゃなく、今副市長が言われたように、いつ頃と言っていたければ話が言いやすいんですけども、それを聞いているわけです。よろしくをお願いします。

その建築確認申請が終了した時点で今度は国への起債ですか。その申請をするんですか。そしたら、それをするんだったら、それは来年とか今年度中、末とか、例えばあると思うんですけども、その起債申請は大体いつ頃になりますか。

○財政課長（和泉洋一） 地方債の申請につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、実施設計に係る地方債の借入については、現在

既に県のほうと事前協議中でございます。建設に係る部分については、当然今回の事前協議をものを引き継いでまいりますので、来年度以降になるものと思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員 これも来年度以降ということですか。よくわかりました。

それだったら、そこは来年度以降ということですから、僕は今から質問する建築予算案の提出は、議会に提出されるのはまだはっきりしていないというわけですか。それもちょっと、大体計画上で、これが終わったら議会に提出するのはいつ頃だなというようなあれがわかれば教えていただきたいんですが。

○企画政策課長（二川隆志） 一回目のご質問でお答えさせていただきましたけど、令和2年度中にはご提案したいというふうに考えているところです。

○北方貞明議員 令和2年度中に提案していただけるということはわかりました。そして、この予算を提出をするときは、私はいつも質問しております、役所の位置変更、この予算案と位置を定める条例案は、その予算案を提出される同議会に提出される考えがあるんですか。

○企画政策課長（二川隆志） 北方議員のご質問でございます、予算案と位置を定める条例案は同一議会において提案するのかについてお答えさせていただきます。

予算案の提出時期については、先ほど答弁させていただいたところでございます。市役所の位置を定める条例改正の提案時期については、地方自治法の解説書に、条例の制定時期については、建設着工前にするか完了後にするかは市町村の事情によっていずれでも差し支えないが、建築財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でないと言われていたところはご存じだと思います。

この解説を踏まえまして、市役所の位置を定

める改正条例案の提案については、これまで答弁しておりますとおり、基本的には建設工事予算の確定以降になると考えておりますが、先の6月議会において川畑議員からも、事務所としての役割がしっかりとわかってからでもよいのではないかとご提案もいただいたところでございます。

こういったことから、市役所の位置を定める改正条例の提案時期につきましては慎重に判断させていただきまして、議会にご提案したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 今の答弁を聞けば、予算案とあれは同時に出さないということですね。その確認です。同議会に。わからんと。

○企画政策課長（二川隆志） 先ほど述べましたとおり、慎重に判断して議会にご提案させていただきたいというふうに考えております。

○北方貞明議員 役所の言葉は大変便利な言葉ですね。使い勝手がよろしいです。

今皆さん方もご存じのように、賛成の方もいっぱいおられます。反対の方も多分いっぱいおられると思います。そういう形の中で、市民の方がわかりやすく説明するには、場所はあそこに決めたぞと。そしたらこれからこのくらい、これだけの金をつくるよと。そういうのが普通のやり方じゃないかと思うんです。優しい政治をするには。今、何か後からでいいから後で進めるといような考え方ですけれども、それは市民に対してちょっとおかしいんじゃないかと思えます。市民の方々は、場所はまだ、執行は決めておられますけれども、地方自治法の4条の、移動するには3分の2の同意が要するというふうに高いレベルがあるわけです。国においても、憲法の問題で3分の2ということをお僕らも聞いておりますけど、それだけ、物事を変えるには高いハードルがあるわけです。やはりそれからクリアして、そしてするべきじゃないかと

思うんです。そういう認識がちょっと私たちの考えとおたくらの後からでいいんだから後からでいいということはちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。それで押し通しますか。ちょっとそのへん確認。

○市長（尾脇雅弥） 特にそういうことはございませんけれども、考え方を申し上げたいと思います。

庁舎問題に関しましては、東日本、あるいは熊本大地震を踏まえて、これまで何回も説明しているとおりに、手順を踏んでいろんな外部団体、内部団体の意見も聞きながら、少なからず場所の問題も含めて、議会の議決をいただきながらここまで進めてきたわけであります。

市民の皆様に関しても、住民説明会を開催をし、パブリックコメントをいただいて、さらには広報誌においても十数回、情報発信をしてみました。

また、車座座談会も含めて、誤解の部分をそういう形でお話をしてきたところでございます。

この経緯も踏まえて、今基本計画というものを、このあいだ議会の初日の全員協議会でも説明をさせていただいて、安全上の心配があるということが一つの双方の争点でありましたので、それに関しては、今日から始まる住民説明会に聞いていただければよくわかると思いますけれども、科学的な数字をもって、まあ大丈夫だということがほとんど示されたというふうに思いますので、後の跡地利用とかまちづくりとか、また機能のありようとかというのは重要なことでありますので、そういうふうにしてやっていかなきゃいけませんけれども、今申し上げました、これまでの経緯も踏まえて、手順も踏まえてしっかりとやっていくというのが我々の認識であります。

○北方貞明議員 手順と言われましたけれども、その手順もいいでしょうけれども、やはり場所決定の手順というものもあると思うんです、僕ら

から考えたら。だから、この問題は本当にやったり取ったり、いつも同じ答えしかもらっていないわけなんですけれども、やはり賛成の方もおられます。反対の方もおられます。市長、今車座座談会では、賛成の方が大半だと昨日も言われましたけれども、見方によったらその反対もあると思うんです。そしたら、反対のグループ、反対者を中心にして車座座談会をするような考えはないのか。ちょっと聞かせてください。

○市長（尾脇雅弥） それは、ぜひそういう機会をつくっていただきたいと思います。お声かけはしておりますし、これは城山で北方議員のご提案で開いていただいたので、北方議員もご出席いただけるものと思っておりましたけれども、ほかの皆さんがでしたので、先ほど議会の2回の議決ということで、見解が分かれるとおっしゃいましたけれども、これは北方議員も賛成をいただいているわけなので、それは重いというふうに思いますので、そのへんの諸々も含めて、手順を踏んでしっかりとやっていくんだということだと思います。

○北方貞明議員 私のこと等に触れられましたけれども、城山のときは、この議員全体で、みんな研修会があったんです。それでその帰りが遅かったから出席できなかつたので、おれば出席したかつたんですけれども、そういうことで出席できなかつたということです。そういうことでした。

それで、反対者の方ともそういう機会を持つということで、市長の懐の深さを感じました。ぜひそういう方々と膝を突き合わせて、話をさせていただければいいと思います。

そして、反対者の意見も十分聞いて、今まで私の聞いているところの答弁でも、私は建てるのに反対していないんですよ。その建物にも今計画されたら、日本一の建物が建つと思っております。僕は、おそらく、災害に強い。だから、そういうふうにはされることはわかっているんで

す。だけど僕らが言うのは、ちょっと待てよ。場所はいけんかねと、それを考えているわけです。そういうことで、今までの立場はもう理解されているから、詳しくは言いませんけれども。

もう時間が、まだちょっとあるんですけど1つだけ、市長、そういうふうな賛成・反対がある。おたくらは賛成ばかりで突っ走っておられますけれども、君子豹変という言葉もあります。君子豹変、ありますよね。これは悪い言葉じゃないんです。いい言葉なんです。ここで、反対者もおるな。ちょっと立ち止まって考えてみようかと、そういうことなんです。僕は今さっき市長の懐は深いなとちょっとお褒めしたわけですけれども、そういうような懐の深さで、ちょっとまた考え直す必要もあるんじゃないかと思えます。

皆さん方は、今日の南日本新聞を読まれたと思うんですけれども、知事もあのような形で、体育館も中央駅のところを考え直すと言っておられます。やはり物をつくるというのはいろんな兼ね合いがあると思うんです。知事の断念は、賛否両論の中で、バス協会とか経済界、そして県議会のほうも余り難色を示して、支持が得られないということのコメントがありましたけれども、市長も、先ほども言いましたけれどももう一回考え直して、一時止まるだけです。そういうことは考えられませんか。

○市長（尾脇雅弥） 今、君子豹変するという言葉の部分の理解というのは、私もそういうふうに思っています。知事の判断がどうかというのは色々な見方があると思いますけれども、ただ、原発反対という中で豹変されたり色々ありますので、そのへんのところはコメントできませんけれども、私も常々申し上げております。経緯を踏まえて皆様方に説明をしてきた、このことは理解をしていただけるというふうに思います。古くて危ないから建て替えなきゃいけないということも理解をいただけると思えます。

また、その問題がおそらく一番の争点だろうというふうに思います。

その中であって、私もこだわっているということではないというのをこれまでも申し上げました。だけれども、見合う代案、例えばこの場所ということになると、普通に考えて土地が狭い、あるいは地質的にほとんど変わらない、安全対策も同様にやらなきゃいけない。時間もかかるとか、諸々のこの見合う、比較対象となるようなレベルの代案であれば、AでもBでもいいという話になると思うんですけども、またここだと地盤の問題も含めて、ゼロからやっていくということの問題も出てまいりますよね。だから、そういったところを含めて、我々が一方的にそういうふうにして押し進めたのではなくて、繰り返しになりますけれども、全員協議会も含めて議会の先生方にも十数回説明しております。また、2回の議決もいただいております。

市民の皆様にもいろんな形でお知らせをし、さらに足らざるは住民説明会、車座座談会ということでお示しをしているわけですので、皆さんが満場一致で賛成をしていただけるのが一番いいわけでありましてけれども、昨日の合併の例えも言いましたけれども、それぞれの立場において賛成反対があるわけです。だから、ここが移転することへの不安、心配も近隣の商店街の皆様にあるというのは十分理解しております。なので、なくなることでさらによくなるような方法論というのをこれから、跡地利用も含めて考えてまいりましょうというのを常々お話をしておりますので、しっかりと建設に向かって推進をしていくと同時に、そういったものも進めていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上が私の考え方でございます。

○北方貞明議員 私は、ここは今言われるように狭いとか、地質はどこでも同じというので、

それは垂水は扇状地ですから、どこを掘っても、ここでも今掘れば3メートルか4メートルで水が出るわけですから、これは十分僕も知っています。梅雨時になれば、そこはひしゃくでくみ出せるぐらいの水分が多いわけで、地質はどこでも私は市内は一緒と思っています。

私も言わないつもりでおったんですけど、市長が狭いからここはと、狭ければ狭いだけの工夫があったはずですよ。そういうのは全然示しておらず、1万平米からスタートしたから、こういうような問題に発展したと思うんですが、それと今さっき言ったから、ここには触れられなかったんです。触れますけれども、1万平米からやったからこうなったわけですから、だからここが狭ければ狭いなり縦長にするとか、そういうようなのがあったと思います。そういうことで、今度の3つの案は、示すのに公平さがちょっと欠けたというふうに私は思っております。それで反論があったら言ってください。

○市長（尾脇雅弥） 1万平米から始めたというのは、認識不足でございます。様々な外部検討委員会等も含めて、専門家も交えて、新庁舎はどうあるべきかというところからスタートをしているわけでありまして、そういうプロセスにおいては、私は全く関与しておりませんので、そういうことでということには当たらないというふうに思います。

○北方貞明議員 この問題は、いつも平行線をたどっているわけですけども、ただ、先ほど言ったように、知事の例をとりましたけども、もう一度考え直せる余地があると私は思っておりますので、いい意味で君子豹変していただければありがたいなと思っています。これで終わります。

○議長（篠原静則） 次に、6番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 皆さん、お疲れさまです。垂

水の稔り生む風の堀内貴志でございます。新しい令和の時代になって、早いもので2回目の一般質問の機会を与えられたことに感謝いたします。私にとりまして3期目、34回目の一般質問になりますが、本日、とりを務めることになりました。皆様にはいましばらく私の思いを質問しますので、耳を傾けていただければと思います。

本日のテーマは4項目ありまして、先を急ぐつもりで前語りは省略しようと思いましたが、一つだけ、庁舎建設の関係で今疑問に思ったことがありましたので、ちょっと述べさせていただきます。

市役所、一生懸命市民を説得する、説得じゃないけど、不安、問題点、疑問点解消に努めていると思います。市報にも毎掲載っています。疑問点、不安点のある方はぜひ声かけてください。日程を調整して行政がそこまで話にまいますよと。これ見られていますか。これを見て、見れば、疑問点、不安点のある方はこれを実行すりゃいいわけですよ。それをせずにおって色々言う人がおりますけれども、まずは車座座談会を開催するように努力してください。私も潮彩町で2回開催しました。開催するまでは、やはりいろんな疑問点、不安点持っておられる方がおりました。ただ、車座座談会を開いた後、帰るときには皆さん、納得した、それだったらわかったと、皆さんがそういうふうな態度をとったというふうに私は理解しております。だからぜひとも、この車座座談会も6月末までということでしたけれどもそれが8月末までに延びて、さらに延長して、来年3月末まで開催するということですから、ぜひ利用していただければというふうに思いまして、私の本日の質問に入っていきたいと思っております。関係各課の皆様におかれましては、本日も簡潔明瞭、そして積極的なご答弁をよろしくお願いいたします。

まず一つ目は、温泉事業の活性化対策につい

てお尋ねをいたします。

皆様ご存じのとおり、鹿児島県は温泉数で大分県に続いて全国2位、一日に約2億2,500万リットル以上の温泉が湧出する全国の屈指の温泉王国です。そして、垂水市も豊富な温泉資源があります。かつて温泉町として賑やかな時代があったことを覚えておられる方もいらっしゃると思います。

私は、高校を卒業して名古屋に行き、26年ぶりにふるさとに戻ってきましたが、以前の温泉町としての賑わいはなくなっていることに非常に残念な気持ちになったことを覚えています。

そして、早いもので、Uターンしてもう14年目を迎えますが、この間にも温泉施設の閉鎖が続いています。このまま何もしないでいると、垂水市内で温泉に入るところはなくなるのではないかと思うほど、非常に危機感を持っています。

垂水市の温泉資源は、観光資源としても、また安心して長生きできるまちづくり、健康長寿の観点からも、私は重要な資源の一つになっていると思っています。

私は、このことは今年の3月議会や平成29年の6月、12月議会等、これまでの一般質問の中で度々温泉を生かしたまちづくりについて質問を繰り返してきました。垂水市の温泉事業の活性化は今後の垂水市のまちづくりのために重要なキーワードの一つであると思っています。

先日、県の有識者会議、鹿児島幸せプロジェクト委員会が今年5月から7月、大学生、移住者、そして県政モニターらにアンケート調査をした結果が発表されました。それを見ると、約9割が、鹿児島県は暮らしやすいと答えており、その要因の一つに、温泉が身近にあると答えた人が上位に挙げられています。また、自慢できるものに、豊富な温泉資源があるからと答えた人が上位を占めるという調査結果も出ています。

県民の関心も、温泉は重要なキーワードの一

つであるということです。そのことから、垂水市にとってもまちづくりに欠かせない。資源が温泉であると思いますし、今後、温泉事業の活性化は取り組むべき重要課題の一つだと思っています。

そこで、垂水市の温泉事業の現状について、観光振興と健康長寿の観点から、温泉事業の必要性、観光振興の観点から、これまで温泉事業活性化のための取組み状況についてお尋ねいたします。

大きな二つ目は、マイナンバーカード制度についてお尋ねいたします。

マイナンバー制度が本格的にスタートしたのは、平成28年1月1日からです。この日以降、社会保障や税金の申請や手続き、管理にマイナンバーが用いられるようになりました。そして、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードであるマイナンバーカードを申請するよう呼びかけてきました。

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップつきカードで、氏名、住所、そして生年月日、性別と個人番号、マイナンバーと個人の顔写真等が表示しており、本人確認のため身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できるようあります。

私は現在、マイナンバーについて、年末調整や確定申告のときに記載することはあるが、別にカードをつくらなくても生活に支障はないような気がしています。しかし、政府は、国・地方の全ての公務員に個人番号の記載されたマイナンバーカードを2019年末までに取得させるという、公務員に対して実質義務化するということで動き出しました。

まずは、本市でのマイナンバーカードの取得状況についてお尋ねいたします。

また、市民として取得することのメリットが

あるのか、今後どのように活用されるのかお尋ねいたします。

大きな三つ目は、職員の健康づくりと快適な職場環境の位置づけについてお尋ねいたします。

まず、健康管理について、健康管理という言葉は、専ら成人病や生活習慣病等身体の病気を予防する観点から生まれ、定期健康診断等により、もはや国民誰にとっても当たり前の関心事になりました。その健康管理も、今日では誰かに管理してもらうのではなくて、自己管理の時代に入っていました。

その一方で、心の健康管理はどうでしょうか。年間300万人以上の人々が心の病気の治療を受ける時代になり、ようやく各企業においてもメンタルヘルスの取組みが始まってきました。しかしながら、まだまだお互いにフランクに話せる状況ではなく、そこにはやはり偏見があるから、心の病気は他人に知られたくないという意識が働くことになり、体の病気に比べるとなかなか早い段階で適切な治療を受けていないことが明らかになっています。

職員の健康づくりを問う場合には、身体の病気と併せて心の病気の二つの対策をどうするかということが大切になってくると思います。そして、職員が健康で生き生きと働くことができる職場環境は、明るく活気が出て、心も体も不調者が減り、気持ちよく仕事ができることにつながり、当然に生産性も向上する理想的な職場になると言われています。

その一方で、病気で休む人が出ると、他の人に負担がかかるだけではなく、職場内においても様々な悪循環が継続することになり、その結果、業務においても大きな損失につながると言われています。だからこそ、職員の健康づくりに対する問題についても組織として真剣に取り組まなければならないのだと思っています。

本市における健康管理の実態と快適な職場環境づくりのための取組みについてお尋ねいた

します。

大きな四つ目は、児童虐待の対応についてお尋ねいたします。

去る8月31日に、県内の出水市において、4歳の女兒、女の子が死亡する児童虐待事案が発生し、現在、この事案について、毎日のように全国版で報道されています。児童虐待は、全国各地で発生していますが、まさか県内という身近な地域で尊い命が奪われるという児童虐待事案が発生したことは、非常に残念な気持ちではありません。

児童虐待事案は、尊い命がなくなるときに初めて報道されて話題となっていますが、改めてその件数を見ますと、年を追うごとに急激に増加している厳しい現状があります。

平成30年度の全国児童相談所における児童虐待相談対応件数は、速報値として15万9,850件と公表されました。これは、過去最多で、統計を取り始めた1990年から28年連続で増加しています。ちなみに、前年度平成29年度は13万3,778件ですから、前年比2万6,072件の増加になり、全国的に見ると、毎年すごい勢いで増加していることがわかります。

鹿児島県の数値を見ましても、昨年度、平成30年度は1,131件で、昨年対比プラス311件、増加率131%でした。ちなみに、平成29年度は818件、前年対比で466件プラス、増加率にして232%となりました。これは全国ワースト第1位という、断トツの増加率となっており、鹿児島県の児童虐待防止対策について、大きな課題を与えました。

この児童虐待に対する問題は、垂水市においても重要課題として取り組まなければならない事業ではないかと思えます。尊い命が亡くなってからでは遅過ぎるわけです。

児童虐待に関して、認知した場合は児童相談所に通告することになってはいますが、ご存じのとおり、本市には児童相談所がありません。一

般的に、第一次的に市役所担当課が調査することから始まるのではないかと思います。まずは、本市の実態についてお尋ねいたします。

以上で、一回目の質問を終わります。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後1時10分より再開いたします。

午前11時50分休憩

午後1時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀内貴志議員に対して答弁をお願いいたします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 堀内議員のご質問でございます、本市の温泉事業の現状の観光振興に関する必要性につきまして、お答えいたします。

交流人口増加のための対策といたしまして、スポーツ合宿や教育旅行による温泉活用、千本イチョウ祭り期間中のイベントとしまして温泉割引キャンペーンの実施、産業祭での抽選用商品として温泉入浴券の利用等様々な取組みを行っているところでございます。また、市内には温泉水を製造販売されております事業者が9社ございまして、今や垂水を代表する事業の一つにもなっております。

垂水市の温泉は、単に入浴だけに限らず、温泉水として飲食への活用並びに鹿児島を代表する焼酎の仕込み水として活用されております。また、災害等の被災地へ救援物資として送られる等、大変幅広い分野に展開していると思われまます。

このようなことから、本市の観光と産業の観点から、温泉は大変重要な資源であると認識しており、今後も関係団体との連携・協力により有効活用を図り、さらなる交流人口の増加のために役立てていけるよう努めてまいりたいと考

えております。

以上でございます。

○保健課長（橘圭一郎） 堀内議員の健康長寿に関する温泉事業の必要性についてお答えいたします。

健康長寿に関して、高齢者等の温泉入浴の効能につきましては、身体を清潔に保つことはもとより、血行がよくなり、冷え性や血行不良の改善、湯船につかることによるリラックス効果、そして副交感神経を刺激することによる安眠効果等が上げられます。

もちろんメリットの部分だけでなく、特に高齢者にあっては一時的な血圧の上昇や冬場のヒートショック等、デメリットの部分もありますが、温泉入浴は高齢者を含めた市民の健康増進に資するものであると考えております。

以上です。

○市民課長（鹿屋 勉） マイナンバーカードの取得状況についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、マイナンバー制度は行政の効率化を図るとともに、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤を構築するため、平成27年10月に施行されました。

マイナンバーカードの交付は平成28年1月から始まり、スタートから既に3年以上が経過しておりますが、カードの普及はなかなか進んでいないのが現状でございます。

本市におけるマイナンバーカードの取得状況でございますが、令和元年7月31日現在で1,433名が取得されております。普及率で申しますと、本市は9.63%でございます。鹿児島県の平均が12.24%、全国の平均が13.73%でございますので、比較しますと3ポイントから4ポイントほど低い状況となっております。

続きまして、取得のメリットについてお答えいたします。

先ほど議員の質問の中でもございましたが、マイナンバーカードは本人確認のための公的な

身分証明書として利用できます。税の申告におきましては、カードに標準登録されている電子証明書を用了e-Tax等の電子申請での活用がでございます。

ほかにも、図書館カードや印鑑登録証としての利用、地方公共団体や民間企業における身分証としての活用等も可能ではございますが、現在、本市においては実施しておりません。

今後の活用でございますが、本年6月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2019、いわゆる骨太の方針において、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針を踏まえ、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進することとされました。

マイナンバーカードの普及活用に向け、国においてはマイキープラットフォーム構想として、公共施設をはじめ様々な利用者カードのワンカード化やクレジットカードのポイント、航空会社のマイル等を自治体ポイントに交換して、物産品の購入等に活用する取組みを推進してきており、令和2年7月には、消費増税に伴う経済対策としてマイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施が予定されております。

さらに、本年5月に、改正健康保険法が成立し、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まることになっております。

このように、今後国民生活に大きなメリットをもたらす機能の充実が図られつつあります。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） 堀内議員のご質問の、職員の健康管理の実態と快適な職場環境づくりのための取組みについてお答えいたします。

職員の健康管理につきましては、毎年度8月

に血液検査や心電図検査、40歳以上の職員の特定健診を含む職場健康診断を実施しております。

また、パソコン業務に従事する職員を対象にした眼科検診や、精神的な不調に陥ることを未然に防止する一次予防を目的としたストレスチェック等、職員の心身に関する健康チェックを実施しております。

なお、職員の間ドック受診を推奨する目的として、受診職員に対して、職員厚生会から費用の一部を助成しているところでございます。

昨年度受診状況につきましては、職場健康診断及び人間ドックを受診した職員数は357名、眼科検診を受診した職員は9名、ストレスチェックを受診した職員数は237名となっております。

健康診断による生活習慣病の予防対象の職員については、共済組合による特定保健指導の実施と併せ、本市独自で保健課保健師による健康相談及び産業医による健康指導を実施いたしております。

また、ストレスチェックの個人結果によっては、医師面接指導の勧奨が委託先から通知される等、職員一人ひとりの心身の健康状態の把握と健康管理に努めております。

職員が働きやすい快適な職場環境づくりにつきましては、国の各機関や地方公共団体は特定事業主として職員の子どもたちの健やかな育成を目的とした計画を作成することとなっており、本市におきましても、平成27年度に第3期垂水市特定事業主行動計画を策定し、平成28年度に女性活躍推進に関する事項についての改定を行い、快適な職場環境づくりに取り組んでいるところでございます。

改定後の計画におきましては、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、特に女性が働きやすい環境づくりのために各種施策を定め、妊娠中及び出産後における配慮や育児休業等を取得しやすい環境づくり等について定め、

周知しているところでございます。

また、長時間労働を改善する対策として、職員の一斉定時退庁日を設けて、長時間労働を削減する取組みを実施するほか、夏期休暇の連続取得を推奨する等、仕事と家庭の両立、いわゆるワークライフバランスができる職場づくりの推進にも努めております。

しかしながら、快適な職場環境づくりのための取組みに重要なことは職場での人間関係であり、円滑なコミュニケーションであると考えております。人事評価面接時での状況把握等を通じた現状確認等を活用し、職場内で気軽に相談できる環境が構築できるよう取り組んでおります。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 堀内議員の、出水市で発生した児童虐待の事件を受け、本市の実態と対応についての質問において、まずその状況についてお答えいたします。

児童虐待による事件は、全国各地において後を絶たず、また、今回、出水市においても痛ましい児童虐待容疑による死亡事件が発生いたしました。児童虐待に対する行政の役割、責務の重大さを改めて痛感しているところでございます。

まず、本市における児童虐待の状況でございますが、件数で申し上げますと、平成26年度が12件、平成27年度が16件、平成28年度が19件、平成29年度が16件、平成30年度が18件となっております。

また、その内容としましては、ほとんどがネグレクト、いわゆる育児放棄によるものとなっております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 はい、ありがとうございます。

第2部がスタートしましたので、皆様、いましばらくお耳のほう、こちらのほうに傾けてほ

しいと思います。

まず、一項目目、温泉事業の活性化について二回目の質問をさせていただきますが、一問一答方式でお願いいたします。

この温泉事業ですけれども、聞いたこと、温泉事業の必要性について最初に聞きました。このことについては、今年の3月ですね、一般質問でも聞きまして、繰返しということになります。改めて垂水市にとって温泉事業の必要性について皆さんに理解してほしいということで、あえて質問をしました。

観光振興、そして健康長寿の観点からも大変重要であるというふうに私はとりましたけれども、それでよろしいかな。そうだと思います。そして、それなりに活性化の対策はしているということもわかりました。それでもやっぱり活性化に至っていない現状はあるわけです。

冒頭でも話しました。この数年、温泉事業が閉鎖しているところがあります。現実に閉鎖している実態がある。このことについてどのように考えているのか、まずその問題点についてお聞きいたしたいと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 温泉事業活性化されない問題点につきましてお答えいたします。

現在、宿泊施設を伴う温泉が4施設、温泉入浴のみの施設が6施設の合計10箇所の温泉入浴施設がございます。過去10年間におきまして、4事業所の方が温泉事業より撤退されております。一方で、温泉水の製造販売、その他関連企業は、本市を代表する産業として発展しているところでございます。

観光振興の観点からの問題点でございますが、温泉事業者が設備投資や維持管理費用の負担が大きいことではないかと考えられます。

ここ数年、交流人口増加により、入湯税に関しても増加傾向にあるようですので、今後も温泉事業者が様々な経費を捻出できるように、入

浴者の確保に努めるとともに、様々な取組みを継続、強化し、温泉事業の振興を図りたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。10箇所あったやつが4箇所は閉鎖したということですから、垂水市の温泉事業、飲む温泉水はまあ活性化している。どんどん大きくなってきている、通販もあって。だけど、入る温泉がこれだけ閉鎖している。

今、課長のほうからありましたね。要は施設が老朽化してという問題点もあるんだよということ。大きな問題点、あるということですから、ではそれについて何か行政としてやれるべきことはないのか。このままほっとくのか。その点をもう一回確認のため質問いたします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 温泉事業活性化のための対策につきましてお答えいたします。

本市にとりまして温泉は貴重な財産であり、観光資源であることは十分理解しております。観光振興の観点から考えますと、スポーツ合宿や教育旅行による交流人口増加に努めることにより、温泉入浴者が増加することが温泉事業活性化につながるものと認識しております。そのためにも、現在実施しております様々な取組みを継続しながら、各報道機関や関係団体と連携し、本市の温泉をPRし、温泉事業の振興のため、温泉入浴者の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 そのとおりなんです。いわゆる入浴者が増えれば収入もたくさん入ってくるということですから、入浴者がたくさん入るような取組みをしてほしいということと併せて、もう一つは最初言ったとおり施設の改修、改修したいんだけど改修費がないというところがほとんどだと思うんです。だから、入浴者が

増えればいいんだけど、増えるまでにまだ時間がかかるでしょう。だって、ここ数年、そんなに極端に増えてないわけですから。確かに入湯税は増えていますよ。入湯税はここ二、三年、これまで200万程度だったのが300万を超えるようになりまして、宿泊する人が納めるやつですけども、確かに少しずつ増えているということがあるんだけど、まだまだ今後増やす必要がある。それと併せて、やっぱり施設を改修したほうがいいんじゃないのかなと私は思うんです。そのためには何か支援できることはないのかなというふうに思います。

今、課長もそれなりの危機感を持って、問題意識を持って一生懸命取り組んでいるということはわかりましたので、ここから市長に直接、政策的なことになりますので、質問したいと思いますが、行政、しっかりやるべきことはやっている。だけど、何かやっぱり行政としてほしい。

市長、以前私、温泉事業の関係で、健康長寿の観点から温水プールのことについて尋ねたこともあります。何とか生かして建設できればという意見だったと思いますけれども、市長も垂水の温泉事業については、この支援については重要なキーワードになっているということの考えは私は理解しているつもりであります。では、垂水市でやらなければいけないことは何があるのか。これまでの議員の答弁の中でも、垂水市としてはやらなければならないことはいっぱいあるんだと。その中でどれをやるかということをして市長自らおっしゃられました。だけど、この温泉事業もやらなければいけない一つの事業だと思いますので、市長の考えとして、この温泉事業を活性化させるためにはどのようにしたほうがいいのか、市長の見解をお聞きしたいということと、ついでにもう一つ、私個人的には、やっぱり温泉事業の活性化、それぞれ行政の後押し、支援が必要だと思うんです。そのために

は、既存の温泉事業、廃業させるわけにいかない。だったらどうするんだと。施設の改修費、例えば温泉の看板設置、モニュメント、こういうことに対してそれなりの支援はできないかということ。そして、新たに温泉事業を立ち上げようとする人、こういう人も優遇しなければいけないと思うんです。

前回私質問したときに、企画がやりました民間資金活用集合住宅建設促進条例というのをつくってね、要は、新しく中央地区にアパートをつくる事業所については、減免措置もするよということで、その結果、アパートがたくさん中央地区にできました。それが活性化になっていると思います。私はこれいい事業だと思います。これをまねようとは言いませんけれども、それなりの、新しく温泉事業を立ち上げる事業所に対しても何らかの支援をしたほうがいいと思いますけれども、その点について市長の見解をお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） これまで何回か議論をさせていただいて、基本的にはやっぱり同じ方向性だということは認識をしております。垂水市のまちづくりの中で経済政策として6次産業化と観光振興、定住人口が減っていく中で交流人口を増やして、その分を人口減をカバーしていくというのが一つの当面の課題というふうになっているところがございます。

温泉事業に関しても二つの視点から、健康長寿の視点、これは鹿児島大学の石先生と連携をしながら、食事と運動という中で、運動の中で温泉施設というのは非常に重要なんだということがございます。

今回の市長選の公約の一つにも、そういったことを具現化していきたいと、検討していきたいということを記しています。

ただしということで、市がお金を出すということではなくて、そういう趣旨に賛同していただいて、投資をしていただく方も含めて、ちゃ

んと検討していきますよということでもあります。

もう一つは、今ご提案いただいた観光振興の観点からということで、これも大事なことだと思います。

少し整理してお話をさせていただきますと、温泉事業活性化のための対策ということでもありますので、その前に、先ほどありました入湯税の本市の現状ということでありまして、ざっくりお話をさせていただいたんですけれども、平成30年と26年の5年の比較ということになりますと、平成26年の利用者が1万2,379名だったものが平成30年、2万5,976名ということでもあります。また、入湯税も平成26年、約185万円だったものが平成30年は約389万円ということで、これは倍増しているということでもありますので、先ほど申し上げましたような交流人口を増やしてやっていくということの成果としては出ているだろうというふうに思います。

先ほど具体的な対策につきましては、主管課長が答弁をしましてとおりでありますけれども、本市にとりまして温泉というのは、議員ご提案のとおり貴重な財産であり、観光資源でもあるということ十分に理解をしております。その中で温泉事業者への助成はできないかというご質問でございます。

現状として、特定の個人、事業者への助成というのは、いろんな業界もありますことから、慎重に検討すべき課題があるということはそのとおりだと思いますが、しかしながら、特定の事業者ではなく、例えていいますと、両漁協とか市の商工会とか、組織化された団体から組織の課題としてご提案をいただく場合があるわけです。そのことが地域の住民の健康や福祉、並びに本市の活性化に図られるということにつながっていくのであれば、十分検討可能だというふうに思っております。

結論的に申し上げますと、ご提案いただくことの趣旨はよくわかりますので、ただし、現状、

特定にというわけにはいきませんので、今一例申し上げましたように、両漁協が組織として、業界として、こういう仕組みに対して投資をしていただければ、投資対効果があって、公的な利益につながっていくんだという受け皿、あるいは仕組みができれば、十分そのことは前向きに検討すべきことだろうというふうに考えているところでございます。

○堀内貴志議員 温泉事業、やっぱりこのまま放置していたのでは、衰退する一方なんです。そのうちほんとに垂水市で温泉に入れる場所がなくなると、そんな危機感を持っています。一刻も早く行政の何らかの支援を必要とするんです。

入湯税ですけれど、市長がおっしゃられたとおり、過去5年比べれば本当に増えていますよ。確かに増えています。けども、その入湯税、何に使われているかということも、前聞いたこともありますけれども、要は温泉源の維持だとか環境衛生設備費だとか、消防設備費だとか観光振興、これに使われているということは前聞きました。けど、一般予算に組み入れられて、観光振興のためにどんと、予算的には支出してはくれますけれども、温泉事業に特化して支出してないんです。そこのところは、せっかくの温泉に入って入湯税、何とか温泉に特化して、少なくとも入湯税の分ぐらい毎年支援していただければなど。そしたら、もっともっと活性化になる、施設もきれいになる。そういうふうに思っています。

今、個人に特化して支援はできないということで、両漁協とおっしゃられましたけど、私、観光協会でもいいと思うんです。観光協会に、これは温泉事業に特化して助成してくれというような感じでもいけるんじゃないかなと思いますので、その点は行政のほうで一生懸命考えていただいて、何らかの支援をしていただきたいということで要望を出しておきます。

そして助成基金の新設、新規の事業所に対する事業についても、以前もこれは質問しました。これはやはり最終的には市長が判断するんだということで、公益性だとか市長の政策に一致するかだとか、費用対効果だとか、今後の市財政に与える影響だとか、他の事業とのバランスだとか考慮して、市長の判断でできるということですから、やはり新規に温泉事業を立ち上げるよというところがあるやもしれませんので、そういうときには支援していただければなど。そしたら、もっともっと温泉の施設の活性化になるんじゃないかというふうに思いますので、その点はしっかりと要望を出しておきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、二つ目です。マイナンバーカードについて質問をいたします。

マイナンバーカード、言いにくいです。何回もちよっとしゃべりにくくて、マイナンバーカードです。垂水市は9.63、県とか国に比べるとやっぱり低いということですから、そこはどうなんだと。

私個人的には、今、実際必要性を感じてないんです。何でって、身分証明書になるとおっしゃったけれども、要は、免許証を持っている人にしたら、免許証が身分証明書になるんだから必要ないんだけど、今後、国のほうがいろんなことで支援している。課長のほうからも答弁がありましたけれども、国の骨太方針にも入った。自治体のポイントにもなるということですよ。

20年10月、これ出るかなと思ったら、同じポイントだから、一切含めてのポイントになったのかな。国費でポイントを上乗せする。例えば、入金2万円に対して5,000円を1人1回提供すると。国が打ち出しています。19年5月に健康保険証として使える改正健康保険法が成立したから、21年3月までには、課長言いましたね、健康保険証としても利用が本格開始する

よということですよ。

どうしても市民として今後必要になってくるんじゃないかなと思います。私も含めて、マイナンバーカードをつくろうかなというふうに今思っておりますけれども、市民にカード作成の促進を図る必要があるんじゃないかなと思いますけど、普及させるための取組みについてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○市民課長（鹿屋 勉） マイナンバーカードの普及を促進するための対策についてお答えいたします。

先ほど申し上げました、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針、これは令和元年6月4日、デジタルガバメント閣僚会議で決定された方針でございますが、この方針を受けまして、6月28日付で内閣府と総務省の連名による通知文書が出されております。

この通知は、マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組みについての依頼であり、項目で申し上げますと、国家公務員、地方公務員等によるマイナンバーカードの取得、来庁者への申請勧奨及び申請受付、出張申請受付の実施、国の機関等における出張申請受付のモデル事業の実施、申請サポートの実施、住民への周知広報、交付円滑化計画の策定及び進捗管理、個人番号カード交付事務費補助金交付要綱の改正、マイキーIDの設定支援、国民健康保険証としての利用のための初期設定支援といった内容となっており、所用の補正予算の編成を含め、円滑に実施できる体制の整備を要請するものとなっております。

この通知を受けまして、庁内関係各課による協議を行い、今後の対応についての情報の共有と大まかな業務分担を確認したところでございますが、通知の中で、本年8月を目処としていた工程表も未だ示されず、今のところ、市としての具体的な計画を策定できない状況でございます。

ます。

今後、国から示されるマイナンバーカードの普及に向けた工程表を受けて、垂水市における交付枚数の想定に対応するための臨時窓口の設置や職員の配置、休日・夜間の開庁、出張申請受付等を含む交付体制の増強のスケジュール等を記載した交付円滑化計画を策定した上で、庁内の推進体制を整備し、市民への広報等をはじめ具体的に対応する予定としているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今、質問出ました。市民課長は自らつくっておられるかどうか、その点をちょっとお聞きします。

○市民課長（鹿屋 勉） 昨年作成しております。

○堀内貴志議員 さすがです。私、本当に必要性を感じたのは、要は子どもの関係です。子どもって、免許証を持っていないもんだから、身分証明書がないんです。学生証といっても写真つきでないやつもありますし、子どもは今度高校を卒業した身分証明書なるものがない。そうすると、やっぱりマイナンバーカードはつくっておくと役に立つんだなということで、ちょっと興味を示すようになっておるんです。個人的にはまだ必要ないんですよ。

だけど、今後いろんな方向で、新聞にもこうして載っていますよ。国は色々と方針を出して、これをつくるということですから、ぜひ垂水市も普及に努めていただいて、利便性を市民に言って、普及を図っていただきたいというふうに思います。

このカードのつくり方というのは、もう一回聞きます。カードのつくり方というのはどういう方法でできるか、その点だけちょっと確認をしておきます。ネットもあったよね。

○市民課長（鹿屋 勉） 今議員がおっしゃいましたように、ネットでの申請もできますし、

制度が始まった当時送られてきた通知カードに申請書がついております。そちらに写真を貼って、同封の封筒に入れて送付すれば申請ができるようになっております。

○堀内貴志議員 皆さんはもうネットでできるそうですから、ネットに長けた人についてはネットで自ら申し込んでいただいて、普及に努めていただきたいということと、ネットを使わない人は窓口でできるということですね。窓口でつくっていただきたいなど。

公務員には実質義務化になるから、まず公務員が自らつくらなければいけないと思いますので、この中ではほとんどの方がつくっていると思いますけれども、普及に努めてください。

続いて、次の質問に入ります。健康づくりと快適な職場環境の実現について、二回目の質問をしますが、健康管理、行政のほうではしっかりと健康管理はやられているというような内容に聞き取れました。人間ドックも受けられている方もほとんどだと思います。

だから、冒頭でも話しましたがけれども、身体的な健康管理はもう自分でやる時代になってきた。ただ、気になるのはどうもメンタルヘルスについて、まだ皆さん理解がないような気がします。そして、ちょっと聞いただけでもメンタルヘルスの関係で悩んでいる人が職員の中で多数おられるのではないかなど。多数じゃない、少なからずおられるのではないかと。やっぱり1人でも少なくしたいですよ、この件は。だから、そのことについて質問しますけれども、メンタルヘルスについて、いわゆる心の病気に対して理解を深めることが必要ですけれども、本市では年間何人ぐらいの人がかかっているのか、その点ちょっと、実態について教えてください。

○総務課長（角野 毅） 現在、メンタルでの長期病気休暇を取得しております職員は、9月1日現在、5名でございます。

○堀内貴志議員 やっぱり実際は5名というの

も私は多いと思うんです。1人でも少なくする、そのことが一番大切ではないかなと思います。

日本で心の病気にかかっている人がたくさんいる、かかっているから家庭や学校、職場に与える様々な影響も大きいわけであります。そして、体の病気に比べてなかなか早い段階で適切な治療を受けていないことが明らかになっています。身体の病気と同じように、身体や、体や心の疲れから、誰でもが心の病気になり得ることを皆さんが正しく理解して、なるべく早く専門科に相談させることが大切だと言われていきます。

相談や治療が早ければ早いほど回復も早く、よくなることもわかっています。まずは早く治療させること。そして、心の病を発症する要因として、ナイーブな難しい問題でもありますけれども、精神的な疲労だったり、様々なストレスだったり、あるいはあつてはいけませんけれども、職場におけるセクハラ、パワハラ等により悩み、苦しみ、その結果、心の病に陥るケースもあると聞いています。いわゆる原因を追及するということでもあります。職場で早い段階で、悩み、苦しんでいる人に対して軽減、また緩和等のメンタルヘルスをする必要があると思いますが、本市ではやっていると思いますよ。やっていると思いますが、先ほども少しお話がありましたけれども、改めてもう一回聞きますけど、窓口だとか体制が整っているのかどうか、その点をお聞きしたいということと、あとセルフストレスチェックはされているということでしたので、あと職員の研修会等の、メンタルヘルス対策について実施していることについて、もう一回お聞きしたいと思います。

○総務課長（角野 毅） 職員のメンタルヘルスについての本市の対策についてのお尋ねでございます。

先ほども説明をいたしましたけれども、本市においては、平成29年度から職員自身のストレ

スへの気付き及びその対処の支援、並びに職場環境改善を通じて、精神的不調になることを未然に防止する一次予防を目的として、ストレスチェックを全ての常勤職員に実施をしているところでございます。

診断結果は所属ごとに集計し、その傾向や特徴等も分析を行い、所属長へ分析結果を報告することで所属員のストレスの状況が把握できるような取組みを行っているところでございます。

所属長が職場の状況を数値化して把握することにより、職場の環境改善につながるものと期待しているところでございます。

また、総務課が相談窓口となり、様々な相談に対応しているほか、本人のプライバシー保護に配慮しながら、メンタルヘルスの相談が行えるよう、ストレスチェックの委託先にも相談窓口を開設し、電話等による相談ができるような体制を整えております。

併せて、管理監督者が行うべき役割について学ぶ、メンタルヘルスマネジメント実践研修会等に積極的に職員を出席させ、知識の向上と相談スキルの向上に努めているところでございます。

しかしながら、現在もメンタルによる体調不良等を訴えて、長期の病気休暇中の職員もおります。病気休暇中の職員への対応といたしましては、定期的な面談を実施して、本人の状況把握に努めるとともに、場合によっては、主治医との面談を行い、職員の職場復帰を円滑に行うよう支援しているところでございます。

職場復帰の際には、垂水市職員の復職支援制度の実施に関する要綱に基づき、円滑な職場復帰と再発防止を目的として、本人及び主治医と協議の上、試し出勤等を実施し、改善状況等を十分に見極めた上で、対応しているところでございます。

今後もメンタルによる体調不調に陥らないよう、また職場復帰した職員が再発しないよう、

所属の職員同士が一個人でなく組織の一員として業務が遂行できるように指導してまいりたいと思っております。

また、先ほども申し上げましたが、職員のメンタルヘルスも職場での人間関係や円滑なコミュニケーションが重要であると考えておりますので、そのための職場環境づくりにも取り組んでまいります。

以上でございます。

○堀内貴志議員 メンタルヘルスについて、皆さん理解していただいて、今後しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

相談体制もしっかりされているということですが、今後も充実を図っていただきたいなと思います。

あと、広報の関係で、庁内を見ると、何かメンタルヘルスのポスター、チラシが目についていない。私の中には、ただ、後で言うつもりですけど、職員の休憩室がないもんだから、本来であると休憩室に休憩しながらちらっと見えるポスターでもあればもっと広がるかなと思いますけど、本市では休憩室がありませんので、どこか掲示して、気軽に相談できる体制づくりをしていただければなと思います。

もう一つ、これは私の感覚で申し上げるんですけども、これ根拠があれなんです。垂水市職員安全衛生規則だと思います。これ61年につくられて、33年間経過しています。見たところ、メンタルヘルスについての具体的な記載はなくて、健康保持だとか健康増進という表現の仕方、一括でまとめられているというように思います。何か、例えば過去の職場における自傷事故防止だとか、職場環境のハードな部分の管理について書いてあるような気がしますので、見直しするところがあるのであれば見直ししていただければなということで、これ私の感覚で言いましたけど一回目を通してください。

最後は、副市長にお聞きします。今、根拠を

示しました。垂水市職員安全衛生規則、これが根拠だと思うんです。この5条に、総括安全衛生管理者という立場、副市長が。健康管理を含めて安全管理及び衛生管理に関する事業計画を立案して、これを実施する立場にあるという記載があります。

相談体制はこれからも充実されると思いますけれども、例えば、年間5人というメンタルに悩んでいる人が多いのか、私は多いと思うんですけども、一人でもなくするためには、市長自ら、やはり情報把握に努めて、そしてまたメンタルヘルスの啓発活動に努める必要があると思いますけど、副市長の見解をお聞きしたいということと、もう一つ、先ほど言いましたけれども、職員の休憩場所がないんです。なぜないのかと。ここ200人から300人いる職員ですよ、常時。私、今まで警察でそういう部署に行きましたけれども、やっぱり休憩室があるんです。自販機で買って、椅子に座って一杯ちょっと、5分程度ですけど、休憩する場所。そうするとほっとするんです。気分転換にもつながるんです。だけどここにはないんです。どうしてもやっぱりメンタルヘルスの関係に響いてくるんじゃないかなというふうに思います。

人の集中力というのは、何時間も続きません。一息できるスペースがとても重要になってくると思いますけれども、そのことがひいては業務の向上にもつながると思うんです。どうしてないのか。

あと新庁舎建設、今進んでいますけれども、新庁舎建設、新しい庁舎にはそういう、職員がひととき休憩できる場所ができるのかどうか、その点も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○副市長（長濱重光） お答えいたします。

いつも感じますことは、職員一人ひとりが健康で、元気で、そして職務に専念できる環境を整えるということはとても大切で重要であると

いうふうに考えております。

先ほど担当課長が語る取り組んでいることは答弁いたしましたけれども、事案が発生しましたときに、私のほうにも総務課長並びに人事行政係長のほうから、即その事案等について、原因が何なのか、要因が何なのか。そしてまた、状態が何なのか等について報告がございます。

そしてまた、私自身もその報告を受けることだけではなくて、担当課長にも詳細について、そしてそのことを踏まえて副市長としてまた総括安全衛生管理者として指示すること等がありますので、それらを一緒になって考え、指示をしているところでございます。

いずれにしましても、職員が一人欠けるということは、冒頭、議員もおっしゃいましたように、非常に戦力ダウンであります。その一人ひとりが力を発揮するには、やはり心身ともに健康であるということが何よりも重要であるというふうに考えております。

課長のほうから今5人メンタル面での病休者がいるということを答弁いたしましたけれども、二人につきましては今月中に復帰できるというふうに考えております。

いずれにしましても、一人ひとりが意欲を持って働ける環境、そしてまた、存分に一人ひとりが持っている力を発揮できる職場環境というものに今後も総括衛生管理者として努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、二点目の庁舎における休憩室のことですけれども、ご質問がありましたように、現在の庁舎には休憩室並びに更衣室等ありません。そういう面では非常に福利厚生面では十分でないというふうに認識をいたしております。そしてまた、出産前の女性職員の方を見ておりますと、本当にどこで休憩されているんだろうと思いますと、本当に心が痛む部分もでございます。

そういうような反省のもとに、新庁舎につき

ましては業者のほうから職員へのアンケートもいたしました。そしてまた、担当職員のほうからも聞き取りをいたしました。多くの職員のほうから、やはり休憩室が欲しいという要望がたくさん寄せられました。そのことを含めまして、先般全協でご説明させていただきました基本設計の中では、1階に男女別の休憩室を設けることといたしております。

それから、設計業者からご提案をいただいておりますのは、2階、3階が実質その職員の執務室になるわけですけれども、オープンスペースの形をとっておりますもので、職員が自然に集まるような空間、これは専門用語でマグネットスペースということらしいですけれども、これらの設置のこともご提案をいただいております。今、職員に対しましても基本設計案を示して、意見等を伺っている最中でありますので、職員から寄せられました声を少しでも反映できる形で新庁舎を建設できたらいいというふうに考えております。

いずれにしましても、健康管理、そしてまた職員のことを考えますと、休憩室等は本当に必要だというふうに考えておりますので、その方向で実施設計に向けても取り組んでいけたらいいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。いい答弁をいただきました。職員の職場環境をよくすること、そのことが職員の能力向上と生産向上につながるんだということですので、しっかり取り組んでいただきたい。

新庁舎建設計画において、狭くしなさいだとか、広過ぎるという人もおりますけれども、必要なスペースは確実に確保する。職員の休憩する場所の確保について強く要望を出しておきます。

また、職員のメンタルヘルスについて、身体

の病気と同じように、体、心の疲れから、誰でも病気になり得ること、そのことを皆さんがしっかりと理解して、まずは未然に防止することが一番大切であるということです。そして、早い段階で適切な治療を受けさせること、今後も引き続きメンタルヘルスについて対策をしっかりと講じていただくように要望して、次のテーマに入りたいと思います。

最後、児童虐待、色々と体制、まずはこの児童虐待、市としての体制、対応についてお聞きいたしたい。

○福祉課長（高田 総） 本市の体制についてお答えいたします。

まず、本市においては、早期発見や適切な保護を図り、関係機関が連携して効果的な支援を行うことを目的に、垂水市要保護児童対策地域協議会を設置しております。

これは、この構成は、大隅児童相談所や大隅地域振興局等20名で構成しております。協議内容につきましては、事例報告等に対して、それぞれの立場からどのような支援ができるのか等の意見をいただき、対策を検討しております。

また、加えて情報共有にも努めているところでございます。

また、情報収集体制につきましては、乳幼児につきましては保健師等が保護者宅の訪問、また保健師や家庭児童相談員が定期的に保育所等を訪問しております。また、小中学校の児童生徒については、教育委員会からの情報や家庭児童相談員が定期的に小中学校を巡回して情報収集に努めているところでございます。

このような体制のもと、異変や虐待の疑いのある子どもが確認された場合には、関係機関や関係部署が集まっていただき、個人ケース会議を行い、情報を共有し、協議を行った上で必要な対応や支援を行っているところでございます。

このような状況のもと、重大な事件等につながることはないように、今後も関係機関や関係

部署と連携を密にしながら、迅速かつ慎重な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 最後、児童虐待について真剣に取り組んでいただくということを要望して、私の質問は今日は終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明12日から9月19日までには議事の都合により休会といたします。次の本会議は9月20日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日はこれにて散会いたします。

午後1時59分散会

令和元年第3回定例会

会 議 録

第4日 令和元年9月20日

本会議第4号（9月20日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年9月20日午前10時開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度健全化判断比率及び平成30年度資金不足比率に関する報告がありましたので、お目通し願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第46号～議案第54号、議案第59号～議案第67号、請願第1号、陳情第1号～陳情第4号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第2、議案第46号から日程第10、議案第54号までの議案及び日程第11、議案第59号から日程第19、議案第67号までの議案18件並びに日程第20、請願第1号及び日程第21、陳情第1号から日程第24、陳情第4号までの請願1件及び陳情4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第46号 垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案

議案第47号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例案

議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一

部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

議案第49号 垂水市森林環境譲与税基本条例案

議案第50号 垂水市税条例等の一部を改正する条例案

議案第51号 垂水市印鑑条例の一部を改正する条例案

議案第52号 垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案

議案第53号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議案第54号 垂水市給水条例の一部を改正する条例案

議案第59号 牛根麓漁港区域内の公有水面埋立に関する意見の答申について

議案第60号 令和元年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案

議案第61号 令和元年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第62号 令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第63号 令和元年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第64号 令和元年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第65号 令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第66号 令和元年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第67号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例案

請願第1号 国民健康保険税の子どもの均等割額の減免を求める請願書

陳情第1号 新庁舎建設についての「市民アンケート」の実施を求める陳情書

陳情第2号 新庁舎建設の早期着工を求める陳情書

陳情第3号 市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書

陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（篠原静則） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） おはようございます。

去る8月30日の本会議において、産業厚生委員会付託となりました各案件について、9月12日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第49号、垂水市森林環境譲与税基金条例案について説明があり、マンパワーが足りるのか、事業を実施していけるのかとの質問に対し、事業を進めるにあたって、マンパワー不足は課題である。関係者等とも協議し、いい方法を見出していきたいとの答弁がありました。

審議の後、本件の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、垂水市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案については、18歳まで引き上げたときにどれだけの費用がかかるのかとの質問があり、対象者は321名で財政負担の増加額は400万円程度であるとの答弁があり、子育て支援対策と同時に移住者対策という部分もあるため、市内だけのPRではなく、各課の施策と連携して、広くPRに努めてほしいとの要望も出されました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案

のとおり可決されました。

次に、議案第53号、垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、特段質疑はなく、審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、垂水市給水条例の一部を改正する条例案については、改正による効果についての質問があり、新たに更新の規定が設けられたことにより、更新手続きが必要となるため、工事事業者の実態把握ができるようになるとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

その他として、石綿管の敷設替えの問題が取り上げられ、発生した経緯や今後の対策についての答弁がありました。

次に、議案第59号、牛根麓漁港区域内の公有水面埋立に関する意見の答申について説明があり、大規模な埋立工事なので、汚水等の事案が発生した場合の対策について県と協議してほしい、地元住民の同意をしっかりと得てほしいとの要望が出されました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和元年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の福祉課の所管費目については、慈恩保育園のICT化の詳細についての質問があり、パソコンを通じて、登園管理や保護者との連絡を行い、保育士の負担軽減を図るものであるとの答弁がありました。

また、訪問給食の単価改定は、増額の部分だけで、人件費の部分での折衝はなかったのかとの質問もあり、予算・決算を見た上で、30円の値上げを決定した。人件費等もプラスしていただき、安全に気をつけた配送をしてもらうよう話もしているとの回答がありました。

保健課、生活環境課、農業委員会の所管費目

については、質疑はありませんでした。

次に、農林課の所管費目については、森林環境譲与税を活用した事業の方向性について質問があり、今回は半分を事業化して、半分を基金に積むという形になっており、どのように譲与税を活用し、具体的な事業化につなげていくかまでは至っていないのが正直なところであると答弁がありました。

その他で、農道整備等についての要望も多く出されました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、輸出販路拡大委託料・商工業振興費・観光費の委託料の増額補正の詳細について質問があり、福岡毎日放送とJALが連携して行う事業でPRイベントをタイで実施するものである。城山観光ホテルでのファンデーで、垂水食材を使ったコース料理を提供し、情報の発信により垂水ブランドの確立を目指すものである。高峠つつじヶ丘公園に、インバウンド向けの英語表記の観光案内看板を設置するほか、三つの拠点の観光に特化したPR動画を作成するものであると、それぞれ答弁がありました。

次に、土木課の所管費目については、道路橋梁費の備品購入費は、軽のダンプトラックでなければならなかったのかとの質問に対し、2トントラックが入らない路線も多く、定期的に草刈りのビバーを積み込むため、軽のダンプ購入を決めたとの答弁がありました。

また、6月補正で予算を認めた草刈り装置、クサカルゴンの購入後の活用のほか、土捨て場の正門付近の環境整備、錦江町の堤防やくぼみ等についても様々な要望が出されました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案については、審査に入る前に、先般発生した、鹿屋市所在の介護サービス事業者による介護給付費不正請求

に伴う、県の指定取消し通知があった件につき、本市の対応についての報告がありました。今後どういう対策を取っていくかとの質問に対し、市内事業所に関しては、従来どおり定期的な実施指導に基づいて、チェック機能を働かせていき、市外の事業所に関しては、国保連合会からの通知で、実際受けたサービスと照合する形で利用者に確認していくとの回答がありました。

補正予算案に関しては、質疑もなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和元年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案については、質疑もなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和元年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第65号、令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案については、質疑もなく、本案の採決を行ったところ、いずれも原案のとおり可決されました。

最後に、議案第66号、令和元年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について説明があり、特段質疑もなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務文教委員長川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る8月30日及び9月11日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、9月13日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第46号、垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案について説明があり、条例が成立するとパート職員と常勤職員の格差が改善されるが、

職員の適正化等から住民サービスを十分に果たせる中身を持っているのかとの質問に対し、各課にヒアリングを行い、職務内容等を精査した上で、職員の配置等を検討し、今回の条例の提案となった。改定により期末手当、通勤手当、給与等を支給するため、市民の目が厳しくなる。任用される側も身分・立場を意識しないといけないとの答弁がありました。

また、任用はどんな形でやっていくのかとの質問に対し、市のホームページ、市報等で広く募集を行う予定としており、採用については競争試験によらず、面接・書類審査等による方法で採用を決定するとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例案について説明があり、休暇の取扱いは常勤職員と同等かとの質問に対し、有給・無給の休日の定めは国の非常勤職員と同等に設定しているとの答弁がありました。

また、財政的な問題があるが、待遇の均等、不安定な雇用の改善、生活できる賃金を保証してほしいとの要望がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について説明があり、特段質疑はなく、審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例案について説明があり、失職という文言が全て消されているが、問題があったのかとの質問に対し、制度の中で、即座に失職ということがなくなり、職務の適正等について十分検討した上で対応・処遇を決定する

ことになるためとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、垂水市税条例等の一部を改正する条例案について説明があり、特段質疑はなく、審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、垂水市印鑑条例の一部を改正する条例案について説明があり、第6条の登録事項、非漢字圏とあるが、漢字で表記できなかったものはカタカナで表記できるのかとの質問に対し、漢字圏の外国人住民は中国・韓国・台湾・朝鮮を指しており、それ以外の外国人住民はカタカナ表記となるとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和元年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の総務課の所管費目については、垂水市業務量調査業務委託の妥当性についての質問があり、各市町で実施されている業務内容について検討し、具体的な業務内容の分析を行うための日報による実測調査及び委託期間を2年とした年間を通した実務調査を考えているとの答弁がありました。

また、委託方法について質問もあり、プロポーザル方式の入札になる。見積りを徴しており、予算計上している額で収まると想定しているとの回答がありました。

企画政策課の所管費目については、地方創生推進交付金の全国的な事業展開・効果・確信について質問があり、この制度は県をはじめとし、9月議会をもって予算措置をし、それからの展開となる。確信については、こういった形で公募を図るか、明確な指針が示されていないが、示された時点で協議し、市の在り方を考えていくとの回答がありました。

次に、市民課の所管費目については、質疑は

ありませんでした。

次に、税務課の所管費目については、過誤納還付金が想定より大きくなった理由について質問があり、火災等の被災と設備投資により、480万円ほどの還付が発生し、例年と違い、補正での対応となったとの回答がありました。

消防本部の所管費目については、人件費の増額について質問があり、救急出動件数や夜間・祝日の時間外手当等が増えたためとの回答がありました。

教育総務課の所管費目については、プール改修工事の具体的な改修内容の説明を求め、剥がれている塗膜防水の処置と劣化している手すりの修繕となるとの回答がありました。

学校教育課の所管費目については、幼児教育無償化事業の対象について質問があり、学校教育課の所管は、江ノ島幼稚園1園47名分を無償化ということで費用を計上しているとの回答がありました。

社会教育課の所管費目については、文化財の国指定の見直しについて質問があり、予算成立後に資料作成、文化庁への資料提出し、国指定の結果は年内との情報もあるが、現在のところ未定であるとの回答がありました。

次に、財政課所管の地方債・歳入全款については、地方交付税の当初計画の状況到達について質問があり、当初予算に対する交付決定額は、2億円程度決定額が大きかったが、臨時財政対策債が減の決定となり、予算額と比較し、1億7,000万円程度の増額となった。今回の補正では全額を計上していないが、今後の補正財源とする計画であるとの回答がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号、国民健康保険税の子どもの均等割額の減免を求める請願書について審査が行われました。審査に入り、委員からは、子育て世代の負担軽減を図るという観点からは賛

同するが、市の財政負担が増える可能性がある。子育て世代に対しては、福祉の充実を図っているという状況があるため、しばらく様子を見る必要があるとの意見や、税というのは公平あるべきで、小さな子どもにも均等に割るというのはどうか。みんなで支えていこうという視点も大事ではないかといった意見が述べられました。

審査の後、本案の取扱いについて採決を行ったところ、採択となりました。

次に、陳情第3号、市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書についての審査が行われました。審査に入り、委員からは、我々は予算も可決しており、一般質問でもあったように、予算を可決する前提として場所はあそこを想定して予算を可決している。直接請求であれば住民投票もやむを得ないが、議会が住民投票条例を制定して自分たちが決めたこと、議会が決めたことを否定するようなことをすることに疑問があるとの意見や、弱い立場の人、言うに言えない人の意見を聞くためにこういう制度を生かすべきではないか、953名の重たい署名がある。そこを一概に採択というよりも今回、参考人として陳情者の意見を聞いてからでも遅くはないといった意見が述べられました。

審査の後、本案の取扱いについては、継続審査となりました。

次に、陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について審査が行われ、本案の取扱いについては採択となり、関係機関へ意見書を提出することが決定されました。

次に、閉会中の継続審査となっております陳情第1号、新庁舎建設についての「市民アンケート」の実施を求める陳情書についての審査が行われました。審査に入り、委員からは、市民の声を聴いてほしいというのが趣旨なのではないかと考える。趣旨採択がいいのではと思う。

一つの手法として、市民の声が届かなかったという点から見れば、趣旨採択があつて然るべきとの意見や、アンケートをとる必要があるのか。時期が遅過ぎるのではないか。時期が遅いというのに趣旨採択するのは、委員会として無責任ではないかといった意見が述べられました。

審査の後、本案の取扱いについては不採択となりました。

次に、閉会中の継続審査となっておりました陳情第2号、新庁舎建設の早期着工を求める陳情書についての審査が行われました。審査に入り、委員からは、住民投票条例を継続としたから、これも継続審査としてはどうか。陳情の趣旨は何だったのか。継続にして聞いた上で結論をとったほうが議会としてベストなのではとの意見や、市の計画に基づいて議会は提案されたものを可決させた。このことにおいて、我々が遅らせた、問題があるということではない、疑義を感じる。前回の議会で提出された方に意見を聞いてという提案があつたが、今回呼んでいない。それを次回呼ぶというのはおかしいといった意見が述べられました。

審査の後、本案の取扱いについて採決を行ったところ、不採択となりました。

最後に、意見書案第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書案について審査が行われ、本案の取扱いについては採択となり、関係機関へ意見書を提出することが決定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○新原 勇議員 一点だけお聞かせください。

臨時職員の方が期末手当をもらうときに2年目の年収はいくらぐらいになるか、教えてください。（発言する者あり）

○議長（篠原静則） 新原議員、報告に対して。

○川畑三郎議員 はい。色々執行部のほうで説明がありましたけれども、色々議題も多かった

り、問題もありましたので、そこらへんはしっかりとしたのは覚えていませんけれども、また執行部のほうへ後で聞けばそれがはっきりすると思いますので、よろしくお願いします。いいですか。

○議長（篠原静則） ほかにございませんか、質疑は。

[「なし」という者あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○堀内貴志議員 議長、動議を提出します。

日程番号第22号、陳情第2号、新庁舎建設の早期着工を求める陳情書を総務文教委員会に再付託し、継続審議されたいとするものであります。

その理由。ただいま総務文教委員長から陳情第2号、新庁舎建設の早期着工を求める陳情書について、同委員会において採決したところ、賛成多数で不採択との報告がありました。

新庁舎建設については、それぞれの賛成の立場と反対の立場に意見の相違があり、それぞれの立場から陳情第3号、市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書、陳情第2号、新庁舎建設の早期着工を求める陳情書が提出され、このたびの総務文教委員会で審議されたものでありますが、一方は継続審議、一方は不採択とした決定は、公正・公平の観点から納得のいかない決定であり、委員会の決定に対して不信を抱かざるを得ません。よって、公正・公平を期すために双方共に継続審議すべき事項であります。

また、皆様のお手元にあろうかと思いますが、現時点において、陳情第2号と同等に市役所新庁舎建設予定着工を求める陳情書が、垂水市建設組合組合長池田政春氏、そして垂水漁協代表理事組合長岩切隆美氏、牛根漁協代表理事組合長田村眞一氏、市内3団体からそれぞれ提出されており、通常でありますと、市民の意見とし

て12月議会において審議される予定であります
が、このたび陳情第2号、新庁舎建設の早期着
工を求める陳情書を不採択とするならば、議会
において同一趣旨という理由で全く審議すらさ
れないこととなります。

議員同志の皆さん、本当にこれでいいんです
か。（発言する者あり）間違っていないですか。
いま一度立ち止まってよく考えてみてください。

そして、今日は多くの市民の方も傍聴に來ら
れていますが、このことは善良なる市民の意思
を議会として全くもって無視した決定となり、
議会に対して市民の不安は募るばかりである
と思います。よって、日程番号第22号、陳情第2
号、新庁舎建設の早期着工を求める陳情書につ
いては、後に提出された陳情3件と併せて審議
をすべく、垂水市議会会議規則第46条の規定に
より、総務文教委員会に再付託され、継続審議
されることを望みます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（篠原静則） ただいま堀内議員から、
陳情第2号、新庁舎建設の早期着工を求める陳
情書を総務文教委員会へ再付託し、継続審査さ
れたいとの動議が提出されました。

動議成立には、ほかに1人の賛成者が必要で
あります。本動議に賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（篠原静則） 所定の賛成者がありまし
たので、動議は成立いたしました。よって、本
動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決するこ
とにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あ
り]

○議長（篠原静則） 異議がありますので、起
立により採決いたします。なお、起立されない
方は否とみなします。本動議に賛成の方は起立
をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立少数であります。よ
って、陳情第2号、新庁舎建設の早期着工を求
める陳情書を総務文教委員会へ再付託し、継続
審議されたいとの動議は否決されました。

これから討論を行います。討論はありません
か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。こ
れで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。議案第
46号から議案第54号及び議案第59号から議案第
67号までの議案18件については、各委員長の報
告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よ
って、議案第46号から議案第54号及び議案第59
号から議案第67号までの議案18件については、
各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願をお諮りいたします。請願第1号
を委員長の報告のとおり決することにご異議ご
ざいせんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よ
って、請願第1号は採択とすることに決定をい
たしました。

次に、陳情をお諮りいたします。陳情第1号
に対する委員長の報告は不採択でありますので、
原案については起立により採決をいたします。
本陳情を採択とすることに賛成の方はご起立を
お願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立少数であります。よ
って、陳情第1号は不採択とすることに決定い
たしました。

次に、陳情第2号をお諮りいたします。陳情
第2号に対する委員長の報告は不採択でありま
すので、原案について起立により採決いたしま

す。

本陳情を採択と決することに賛成の方はご起立願います。（発言する者あり）原案について、委員長は不採択でありましたと。（発言する者あり）原案に対して賛成の方はご起立を願いますということです。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数であります。よって、陳情第2号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号をお諮りいたします。陳情第3号を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は閉会中の継続審議とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号をお諮りいたします。陳情第4号を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、陳情第4号は採択とすることに決定いたしました。

△議案第68号～議案第76号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第25、議案第68号から日程第33、議案第76号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第68号 平成30年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成30年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成30年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成30年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成30年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成30年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成30年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成30年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（篠原静則） お諮りいたします。各決算については6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これについてご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、各決算については6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川畑三郎議員、持留良一議員、川越信男議員、梅木勇議員、森武一議員、新原勇議員、以上6名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時50分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△意見書案第1号・意見書案第2号一括
上程

○議長（篠原静則） 次に、日程第34、意見書案第1号及び日程第35、意見書案第2号を一括議題といたします。

案文は配付しておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費
国庫負担制度2分の1復元、複式学級解
消をはかるための、2020年度政府予算に
係る意見書

意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関
する意見書

○議長（篠原静則） お諮りいたします。ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。意見書案第1号及び意見書案第2号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号及び意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定をいたしました。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和元年第3回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

